

川崎市外国人市民意識実態調査
(インタビュー調査)
報 告 書

平成28(2016)年3月
川 崎 市

は じ め に

川崎市では、平成８（１９９６）年に、全国に先駆けて「外国人市民代表者会議」を条例で設置し、また、平成１７（２００５）年には、「多文化共生社会推進指針」を策定（平成２０（２００８）年／平成２７（２０１５）年改定）するなど、多文化共生社会の実現に向け、様々な外国人市民施策に取り組んでまいりました。

川崎市は、戦前・戦後を通じて京浜工業地帯の中核として発展してきた工業都市で、日本の国内はもとより、海外からも多くの人に移り住んできた「多文化のまち」です。また、約２０年前と比較しても、外国人住民人口は約１．５倍に増加し、その国籍・地域も多様化するとともに国籍・地域別人口の比率も大きく変化しております。平成３２（２０２０）年には東京オリンピック・パラリンピックの開催も決定しており、今後ますます外国人市民の増加と多様化が進んでいくものと思われます。このような状況の中で、平成２７（２０１５）年に策定した「国際施策推進プラン」においても、多文化共生社会の実現は、同プランがめざす真のグローバル都市にとって基盤となるものと考え、「多様性をいかしたまちづくりの推進」を取組方針の一つとしております。

こうした中、多文化共生社会の実現へ向けて一層の取組を進めるため、昨年度、外国人市民のニーズや意見を把握することを目的とした「外国人市民意識実態調査（書面調査）」を、約２０年ぶりに実施いたしました。そして今回は、昨年度の調査の結果をさらに掘り下げるとともに、書面調査では十分に聞き取ることはできなかったニーズや意見を把握するために、インタビュー調査を実施いたしました。

本市では、今回の調査結果を、今後の施策に積極的に反映させるとともに、多文化共生社会の実現に向け、さらなる努力を重ねてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、今回の調査にあたり、御協力いただきました外国人市民をはじめとする市民の皆様に心から厚く御礼申し上げます。

平成２８（２０１６）年３月

川崎市長 福田 紀彦

1	調査の概要および本報告書について	1
2	川崎市に暮らす外国人市民.....	7
3	日本人市民と外国人市民 ——共通する課題と特有の課題.....	10
4	外国人市民の経験、地位、達成 ——人的資本、社会的資本の観点から	14
5	外国人市民の情報へのニーズ.....	20
6	子育てをめぐる課題.....	27
7	学校や教育における課題	36
8	高齢化をめぐる課題.....	47
9	雇用と労働	55
10	差別・人権・多文化共生	65
11	その他の意見・要望.....	74
	外国人市民と川崎市における多文化共生——調査のまとめ	79
参考資料		
1	インタビュー時の同意書／説明事項.....	87
2	外国人市民に関する統計資料.....	90

1 調査の概要および本報告書について

1. 調査の目的・趣旨

本調査の目的は、川崎市に暮らす外国人市民の実態を把握し、その結果を市の様々な施策に反映させていき、それにより「多文化共生社会」の実現を目指すことである。この 2015 年度調査は、前年度に実施した質問紙調査を補完するかたちで行ったもので、企画・実施の主体は川崎市である。

川崎市では、1992 年度から 1994 年度にかけて、市全域で外国人市民を対象とする初めての实態調査が行われた。その当時と比べると、外国籍の市民の人口は約 1.5 倍に増加しており、国籍・地域別人口割合も大きく変化している。約 20 年ぶりとなった昨年度の調査は、庁内での検討に加え、川崎市外国人市民代表者会議の 2011 年度提言で調査が要望されたことが実施のきっかけとなった。実態調査の結果からは、外国人市民を取り巻く環境の変化とともに、その生活実態やニーズも多様化していることがうかがえた。20 年前の調査では 2 年目に面接調査を実施しており、また、代表者会議の提言の中にも「調査票のみではなく、面接による調査も大切」という指摘があったことから、今回も前回と同様にインタビュー調査を企画した。

今年度のインタビュー調査では、質問紙調査では十分に触れられなかった事柄を取り上げること、また質問紙調査において回答が少なかったり得られなかったりした国籍・地域の人等の声を聞くことに留意した。

2. 実施体制

【担当所管】

川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室

【学識等経験者（調査チーム）】

代表

柏崎 千佳子（慶應義塾大学教授）

竹ノ下 弘久（上智大学教授）

塩原 良和（慶應義塾大学教授）

西口 里紗（フェリス女学院大学兼任講師）

チャート デビット（川崎市外国人市民代表者会議代表者[第 8, 9 期]、川崎市人権施策推進協議会外国人市民施策部会委員）

宮島 喬（お茶の水女子大学名誉教授）

裴 重度（社会福祉法人青丘社理事長）

高橋 誠一（川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室外国人市民施策 専門調査員／法政大学大学院）

【委託業者（事務局）】

株式会社 創建

3. インタビューの対象者選定および調査への協力依頼

市内在住[※]の外国人市民ないし外国にルーツをもつ人を対象に協力者を募った。人数は、①2014年度質問紙調査の回答者および②支援団体や識字・日本語学級等に仲介、紹介いただく人たちを合わせて60名程度をめやすとした。

協力者の選定にあたっては、国籍・地域、年齢層、性別のバランスに配慮した。また、若者、高齢者、シングルマザーなど、今回の調査で注目した属性・特性をもつ人びとが一定数、含まれるようにした。

2014年度の調査時に、インタビューに応じてよいという方には、「連絡票」を返送いただいた。上記の選定方法のうち、①の場合は、この連絡票をもとに直接インタビュー調査への協力をお願いした。②の関係団体等からの紹介による場合には、関係者を通じて依頼した。また、必要に応じて通訳の手配を行った。

※ 一部、市外に転出した人や近接する自治体に住む人も含まれる。

4. 調査の実施時期

2015年6月～8月末 （ただし、9月以降にもいくつかのインタビューを実施した。）

5. 調査の内容・方法

(1) 質問内容

調査にあたっては、以下のようなカテゴリないしテーマ（2014年度の質問紙調査の項目立てと概ね対応）を柱とする大まかな調査票を作成した。ただし、必ずしも網羅的に質問するのではなく、対象者の属性に応じて力点を置く分野を選ぶようにした。また、対象者が日頃、強く感じていること（話したいこと）についても、できるだけ話していただくようにした。

0. 基本的な属性と日本語運用能力

1. 渡日・在住の経緯と現在の世帯構成員

2. 情報・相談と日常のつきあい

3. 言語および日本社会の制度・文化

4. 住居、防災、安心・安全

5. 医療・保険・福祉 / 介護について

6. 子育て・教育

7. 家族関係

8. 就労（本人/世帯の稼ぎ手の職業・従業上の地位）

9. 地域参加・社会参加・市政参加（の状況） / 外国人市民が暮らしやすい社会にするために必要なこと

10. 行政の対応および市・国への要望

11. 将来の展望

2014年度調査の結果を受けて、調査チームでは、階層による違い、高齢化の課題、日本国籍をもつ子どもの増加に注目していた。そこで、基本的な属性に加えて、本人および世帯の経済的な状況（就業状況）、介護にかかわること、子どもの国籍と子育て・教育（該当者のみ）についてはできるだけ聞き取るようにした。

なお、インタビューの直接の対象とした外国人市民のほかに、支援者（各種プログラムのコ

ーディネーターなど)や通訳者からも参考情報を得るためにヒアリングをしている場合がある。たとえば外国につながる子どもたちの状況は、重要テーマの一つであったが、本人たちに直接インタビューするのは難しかったため、観察と支援者へのヒアリングを中心に調査を実施した。

(2) 方法

インタビューの大半は、面接委員 1 名もしくは 2 名により行った。具体的な日時・場所は、協力者と相談のうえ決めた。公共施設（市民活動センターや市民館）、喫茶店、教会内のスペースのほか、ご自宅で実施したものもある。

インタビューを始める前に、協力者に「調査にあたっての説明事項」を渡し、文書と口頭で調査の目的と内容、方法、面接データの取り扱い、調査に協力しなくても不利益がないこと等について説明した。その上で、調査について理解し協力する旨の「同意書」への署名を依頼した。（説明書・同意書のフォームは巻末の参考資料参照。）ただし、調査への同意は得たものの署名には抵抗があるという人もいたので、全員から同意書を回収したわけではない。また、参与観察や支援者へのヒアリングが中心の場合には、調査についての説明を口頭のみで行ったものもある。

各インタビューは、協力者の許可が得られた場合には録音し、後日トランスクリプト（テープ起こし）を作成した。面接委員は、当日のメモおよび録音を参考に、また録音がない場合にはメモをもとに、インタビュー内容を要約した「面接記録」を作成した。

(3) 面接委員および仲介者

【面接委員】

本調査において、面接を担当したメンバーは以下のとおりである。

長南 さや佳（マルメ大学移民研究所研究員，上智大学客員研究員）
柏崎 千佳子（前掲）
塩原 良和（前掲）
渋谷 淳一（法政大学大原社会問題研究所兼任研究員，法政大学兼任講師）
高橋 誠一（前掲）
武田 里子（大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター客員研究員）
竹ノ下 弘久（前掲）
坪谷 美欧子（横浜市立大学国際総合科学部准教授）
西口 里紗（前掲）
橋本 みゆき（立教大学兼任講師）
長谷部 美佳（東京外国語大学世界言語社会教育センター特任講師）
松本 いく子（上智大学大学院）
宮島 喬（前掲）
山本 直子（慶應義塾大学大学院）

【仲介者】

また、インタビュー協力者の選定にあたって以下の支援団体・関係団体に仲介していただいた。

カトリック貝塚教会
神奈川シティユニオン
カラカサン 移住女性のためのエンパワメントセンター
社会福祉法人青丘社

6. インタビュー協力者の内訳

2014年度の質問紙調査回答者および紹介により依頼した方を合わせて44名にインタビューを実施した。その内訳は以下のとおりである（表1～4）。また、このほかに、中学生・高校生の学習支援など、活動の現場での参与観察を3件行った。

表1 国籍・地域別内訳（人）

国籍・地域	人数
アジア	27
(中国)	(5)
(韓国・朝鮮)	(6)
(フィリピン)	(6)
(その他)	(10)
ヨーロッパ※1・北米・オセアニア	5
南米※2	7
アフリカ	1
日本	4
(帰化による国籍取得)	(3)
(生来の日本国籍者)	(1)
合計	44

※1 ロシアを含む。

※2 日本との重国籍者1人を含む。

表2 年齢別・男女別内訳（人）

年齢	男性	女性	計
10代	—	1	1
20代	1	4	5
30代	7	6	13
40代	2	9	11
50代	4	3	7
60代	3	—	3
70代	1	—	1
80代	1	2	3
合計	19	25	44

表 3 居住区別内訳（人）

川崎区	14
幸区	9
中原区	6
高津区	7
宮前区	2
多摩区※	3
麻生区	2
横浜市	1

※ 市外への転居 1 人を含む。

表 4 滞日年数・市内居住年数別内訳（人）

年数	滞日年数	市内居住年数
3 年以内	1	8
4 年～6 年	3	10
7～9 年	5	4
10～14 年	6	8
15～19 年	8	2
20 年以上	14	10
生まれてからずっと	7	1

7. 報告書の構成および留意点

本報告書は 11 の章と調査のまとめ、参考資料から構成される。本章に続く第 2 章では市内に暮らす外国人市民について概観する。第 3・4 章は、外国人市民が抱える課題および置かれた状況の違いに関する視点を提供する。第 5～10 章は領域別で、それぞれ情報ニーズ、子育て、学校教育、高齢化、雇用・労働、差別・人権・多文化共生に分けて考察している。第 11 章ではそれまでに紹介できなかった意見・要望をまとめた。「外国人市民と川崎市における多文化共生」では 2014 年度の調査結果と併せて、課題をあらためて整理し、どのような取り組みが今後必要であるかを提示した。

執筆分担は以下のとおりである。

柏崎 千佳子 ……第 1, 2, 8 章, 報告書全体の編集
 宮島 喬 ……第 2, 10 章
 坪谷 美欧子 ……第 3 章
 長谷部 美佳 ……第 4 章
 塩原 良和 ……第 5 章
 西口 里紗 ……第 6 章
 高橋 誠一 ……第 7, 11 章, 参考資料, 報告書全体の編集
 竹ノ下 弘久 ……第 9 章
 チャート デビット ……第 10 章

なお、執筆者は調査結果にもとづき、それぞれの視点で論じており、本報告書の記述は、市の公式見解を示すものではないことを断っておく。

本報告書の編集作業では、インタビュー協力者について、個人が特定されないように配慮した。名前の代わりに各章ごとに「Aさん」「Bさん」と表記しており、ある章の「Aさん」と別の章の「Aさん」は必ずしも対応していない。また、その人の居住区、国籍・地域、性別、年齢層といった属性の情報のうち、一部のみを載せるようにしている。

なお、本文中でインタビュー内容を引用するときには、原則としてトランスクリプト（テープ起こし）のデータを使用した。ただし、トランスクリプトがないなどの理由により、「面接記録」（インタビュー内容の要約）からの抜粋を紹介した箇所もある。その場合には、文中で【面接記録から抜粋】と明記している。また、必要に応じて〔 〕を用い言葉を補った。

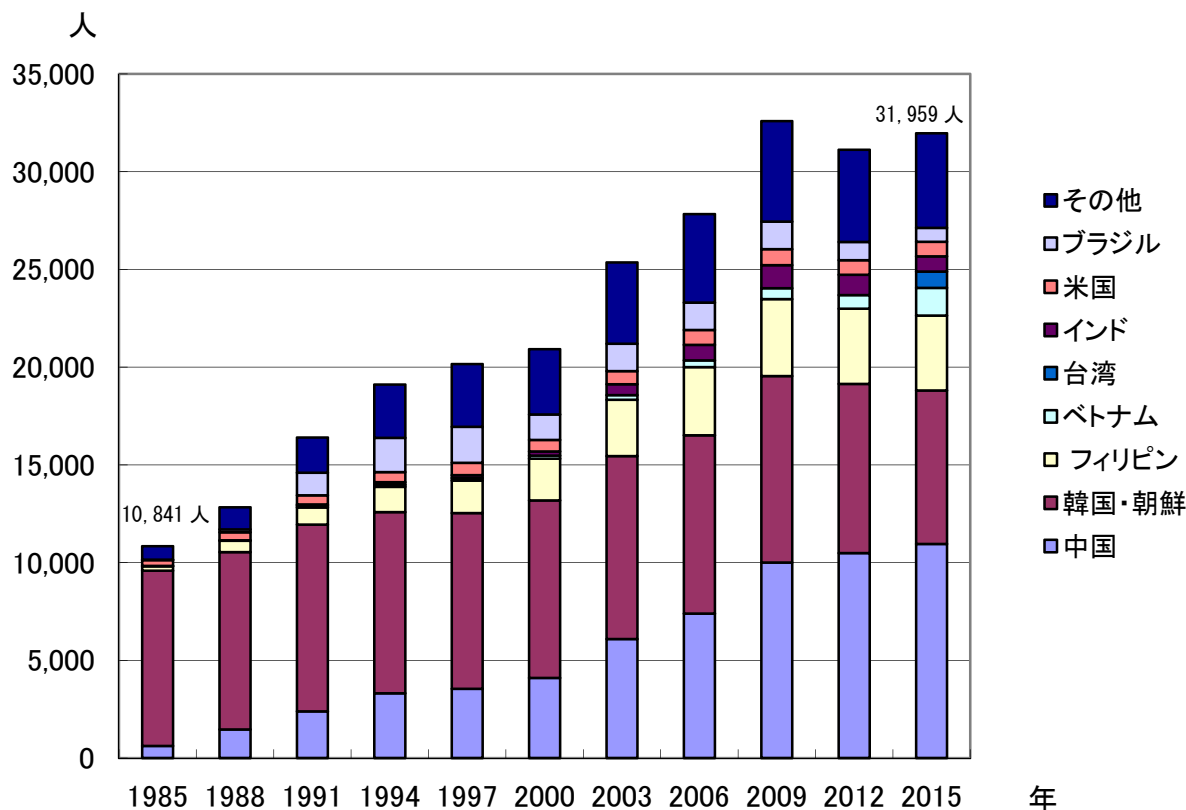
本調査の実施にあたっては、以下の関係団体・機関をはじめとして多くのみなさまにお世話になりました。感謝いたします。

識字・日本語学級のボランティアおよび担当職員
カトリック鹿島田教会
川崎戸手教会
川崎市国際交流センター
横浜市国際交流ラウンジ
川崎市立高等学校
在日大韓基督教会川崎教会
市内の学習支援教室
NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ (ME-net)

2 川崎市に暮らす外国人市民

川崎市に暮らす外国人市民の出身地や在留資格は 1980 年代以降、大きく変化してきた。まず目立つのは、在日コリアンを中心とするオールドカマーと比べて、主に 1990 年代以降に渡日したニューカマーと呼ばれる人びとの割合が増えた点である。それに加えて、ニューカマーの国籍・地域別割合にも変化がみられ、全体として出身地の多様化が進んでいる（図 1 参照）。

図 1 外国人住民人口の推移



出所：『川崎市多文化共生社会推進指針』（2015），p. 4.

（外国人住民人口：住民基本台帳における外国籍の住民登録者数。日本国籍をもつ外国人市民は含まない。なお、2011 年以前は統計のとり方が異なっていたため、数値の単純な比較はできない。）

在留資格については、2014 年と 1999 年のデータを比べてみることで、最近 15 年ほどの主な変化がわかる（表 5 参照）。永住資格をもつ人が約 8,000 人から 15,000 人へと大きく増加しているほか、「留学」「人文知識・国際業務」「技術」など、日本で学んだり働いたりすることを目的とする資格も伸びが大きい。

2014 年時点で市内の外国籍の人の約半数が「特別永住者」または「永住者」の資格をもっていた。これに「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」を合わせると、およそ 3 人に 2 人は仕事の種類に制限のない資格で滞在していることになる。

表5 在留資格にみる変化

	1999年1月(人)	割合(%)	2014年5月(人)	割合(%)	増減率(%)
特別永住者	6,833	33.5	5,304	17.7	-22.4
永住者	1,420	7.0	9,901	33.0	597.3
定住者	1,532	7.5	1,778	5.9	16.1
日本人の配偶者等	3,477	17.1	2,425	8.1	-30.3
永住者の配偶者等	87	0.4	412	1.4	373.6
家族滞在	1,217	6.0	2,208	7.4	81.4
留学	971	4.8	2,473	8.3	154.7
人文知識・国際業務	725	3.6	1,569	5.2	116.4
技術	632	3.1	1,814	6.1	187.0
それ以外の在留資格	3,487	17.1	2,083	7.0	-40.3
合計	20,381	100.0	29,967	100.0	47.0

出所：川崎市統計をもとに作成。

ただし、国籍・出身地による違いも大きい。たとえばフィリピン、中国、タイの国籍者では「永住者」「日本人の配偶者等」の割合が大きいのに対して、インド国籍の場合は「永住者」が1割強にとどまり、「技術」「家族滞在」の比率が高い（表6参照）。

表6 外国人市民の在留資格（全体および主な国籍・地域別） 2014年5月現在

単位：%

	実数(人)	特別永住者	永住者	定住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	家族滞在	留学	人文知識・国際業務	技術	それ以外の在留資格
全体	29,967	17.7	33.0	5.9	8.1	1.4	7.4	8.3	5.2	6.1	7.0
中国	10,088	0.2	38.2	4.6	6.4	1.9	11.8	12.2	7.4	8.4	8.8
韓国・朝鮮	7,904	66.5	14.3	1.7	4.0	0.7	2.2	3.2	2.7	2.9	1.8
フィリピン	3,670	0.0	55.9	18.8	13.0	2.4	2.1	0.3	1.4	2.5	3.6
ベトナム	1,027	0.0	23.0	3.9	2.8	0.5	6.8	33.8	2.5	15.0	11.7
インド	789	0.0	11.0	0.6	1.1	0.3	33.2	1.1	3.9	26.1	22.6
台湾	659	0.0	35.7	2.2	9.6	0.2	5.1	24.5	9.9	5.5	6.8
タイ	532	0.0	37.6	5.6	20.1	1.5	1.7	15.2	4.1	3.2	10.9

出所：『川崎市外国人市民意識実態調査』（2015），pp. 196-197 をもとに作成。

こうしたデータで注意したいのは、それがあつた時点で、それぞれの在留資格をもつ人びとの相対的な割合を示すものにすぎない点である。実際には、ひとりの人の在留資格が、日本で数年あるいは数十年、生活する中で切り替わっていくことも多く、そうした変化にも着目する必要がある。

今回の調査では、それぞれのインタビューで外国人市民の日本の中での生活歴（ライフヒス

トリー）が語られているが、その在留資格は彼・彼女らの生活経験とどう関係しているだろうか。

20年前に川崎市で行われた面接調査では、対象をニューカマーに絞っていたが、今回は、オールドカマーも含めている。「特別永住者」の韓国・朝鮮人のパーセンテージは減少していて、インタビュー協力者にも比較的高齢の人が多かった。日本人と同じように教育を受け、高学歴の人も少なくないにもかかわらず、大学卒業時に企業への就職をあきらめ、自営業に就かざるを得なかったことを回想する人、交通違反などで免許証をみせ、韓国人と分かると警官が急に横柄になったと訴える人もある。一方、永住資格があれば銀行ローンの申し込みができるようになっているが、よく知らなかったと述懐する者もいて、情報はこれを積極的に求める者にしか得られていないという問題がある。

上述のように、特別永住者以外の永住者、一般永住者の割合が川崎市の外国人市民でも高まっている。来日当初は、「技術」、「人文知識・国際業務」、「興業（エンタテイナー）」、「日本人の配偶者等」、等々の在留資格であった人々が、滞在の年輪を重ねて現在の資格にいたっている。15年前に「人文知識・国際業務」で来日し、日本の生活に適応し、その点では問題はなかったが、賃貸住宅探しには苦勞し、永住者の資格をうることでローンで自宅を手に入れることができ、ホッとしているという声を聞く（中国、男性、40代）。銀行ローンが組めるようになることが、永住者資格申請の一つの理由となっているケースも多いのかもしれない。

一方、インタビュー協力者の何人かのアジア出身の女性は、日本人との国際結婚、その後離婚といった経験をもっていて、現在は「永住者」であっても、かつて在留に大きな不安を感じる時期があったようだ。母子でシェルターに入り、在留資格を失う危険に面し、つらい経験をした人もいる。離婚の際、日本国籍の子どもの親権を得て、在留特別許可を申請し、住所を定め、仕事を探し、必要なら生活保護の申請をする。こうした一連の手続きを外国人市民が独力で行うことは不可能に近い。幸い川崎市には支援団体があり、そのような団体を介して行政や法曹専門家へとつながる場合もある。

短い有期限の在留資格で滞在を始め、やがて日本人と結婚し、在留資格を「日本人の配偶者等」へ、「永住者」へと切り替えて10年以上滞在している人もいて、一見生活には問題はないようだが、日本人の配偶者に頼る面が大きく、日本語力が不十分で、文書が読めないことに自ら不安だと感じている。日本語を習得し直し、自立した生活者になる必要があるともいえる。

川崎市内には多くの企業、その本社、営業所、研究所などがあり、「技術」「人文知識・国際業務」など、「就労ビザ」と括られる資格で外国人を迎えている職場は多いはずである。昨年の調査の回答者の中にも2割以上を占めていた。しかし職場外でのこれら外国人市民の生き方は、二つに分かれているようである。元留学生で、就職前の日本滞在が長く、日本語も自由に使い、日本社会も知悉している者と、欧米やインドから直接来日し、数年間程度の滞在を予定し、日本語は自由に使えず、日本人社会とのつながりも弱い者もいる。しかし、後者のなかにも、日本人の友人が欲しい、子どもを日本の幼稚園に通わせている、地域のイベントや祭りにも参加する、といった意欲を示している人もいて、地域の生活になるべく参加するために「区役所には英語を話せる人を常駐させるべき」と訴えている（インド、女性、30代）。

（柏崎 千佳子／宮島 喬）

3 日本人市民と外国人市民

——共通する課題と特有の課題——

1. 「同じ市民」として

インタビュー調査の協力者は日本での滞在期間や川崎の居住歴が比較的長い人が多かったため、日本人市民と共通する経験や課題がみられた点が特徴的であった。ここでは、日本人市民と共通の課題と外国人市民特有の課題について取り上げてみたい。

高校中退で長年非正規就労に従事してきた高齢者の男性（台湾、60代）が抱える問題は、外国人市民に限らず日本人の高齢者にも共通する問題である。日本の大学への留学を経てIT企業に勤めてはいるものの、リストラの不安を抱える30代の男性（アフリカ）の事例は、正社員であっても安定した生活を送れるとは限らない日本の雇用状況の厳しさを表している。病気がちの子どもの医療費を心配する女性（フィリピン、20代）は、市の小児医療費助成制度の収入限度額を上げて欲しいと訴えた。これらはすべて市民が共通に抱える問題であり、看過することはできない。

こうした当事者たちからの「外国人市民」といった枠組みを当てはめられることへの「抵抗感」のようなものも、今回の調査結果からは垣間見えた。滞日23年の中国人（男性、60代）は日本語にも不自由することなく、区役所に行くこともほとんどない。年金や税金の仕組みなどは自分で調べてわかっているという。逆にこういう人たちを「〇〇人」という枠にだけはめて捉えようとするのは一面的すぎるのかもしれない。そこには行政サービスや支援に頼らなくても生きていけるという自立心、さらには主体的に社会に参画していこうとする姿が見て取れる。

自身の困難な状況にもかかわらず、精力的に外国人市民に対するボランティア活動に取り組む対象者も少なからず見られた。さらには、自身の専門の知識を生かして川崎の環境問題などへも強い関心が寄せられている（ヨーロッパ、女性、50代）。外国人市民だからといって国際交流や多文化共生分野のみに関与するのではなく、幅広い分野において地域や市政（審議会など）に関われるチャンスが一層求められる。こうした人材の「多文化共生」分野における活用はもちろんのこと、「多文化共生」のみにとらわれない社会参加のかたちも求められている。

オールドカマーだけでなく、日本生まれ日本育ちのニューカマーまた外国にルーツをもつ日本国籍者など、「外国人市民」の範囲も広がりを見せている現在、日本社会や川崎市の「一員である」という意識をいかに共有するかは大きな課題となっている。たとえば夫を病気で亡くしながらも二人の子どもを育てたシングルマザーの女性（フィリピン、50代）は、生活保護申請の審査について、「みんなの税金」でまかなわれているのだからもっと厳格であるべきだと指摘した。外国人市民からの「同じ住民」「同じ市民」との声は非常に重く受け止めなければならず、市の「外国人市民施策」のあり方そのものが問われていることを意味する。

2. 外国人市民に向けた行政サービスの充実

しかしながら、「外国人であること」に由来する個別の検討を要する課題も顕在化している。外国籍であることや在留資格の不安定さから、行政サービスなどにアクセスできなかったり、受けられるはずのサービスが受けられなかったりするケースも少なくない。

まず情報の多言語化については、様々なニーズがあることがわかった。「ルビ振りがあつたほ

うが良い」という意見もあれば、「あまり意味がない」という意見もみられた。「文書のほうがわかりやすい」、反対に「電話や直接会って話せばわかる」など、インタビュー調査の協力者の日本語レベルや学習歴もまちまちなために一概には結論を出すことができない。外国語版はかえって翻訳の違和感がある（韓国、女性、40代）、子どもが通う学校からは勝手に中国語版の書類を渡されたが、日本特有の用語が翻訳されてしまいわからず、かえって混乱した（中国、男性、40代）など、高い日本語レベルをもつ人たちの意見からは、日本語版か外国語版かの選択ができることが大切であることがわかる。また大学など、日本の高等教育機関を卒業した元留学生だからといって、市民生活を送る上でまったく問題ないかといえそうでもないようだ。日本の大学に留学していても、子どもの入学や転校、高額医療費の免除については、初めから知っていれば、最初に教えてくれれば、などわからないことも多く（ヨーロッパ、女性、30代）、市民生活を送るという面では情報や知識が十分でないことも明らかになった。やはり、独特な用語などが多い労働、教育、医療、防災などの分野では、翻訳や通訳派遣の必要性が高いといえよう。特にベトナム語、ポルトガル語、スペイン語などの、より少数派の言語への配慮はまだ十分とはいえない。

子育てや教育については非常に多くの対象者が言及した問題である。たしかに日本人市民であつても新しい土地に転居したあとに子どもの進学情報などを得るには、戸惑うことが多いだろう。とはいうものの、日本人の母親同士のつきあいでは、日本の学校で「当たり前のこと」は説明しようと思われにくいという（中国、男性、40代）。日本人の友達は多くいると語った女性（韓国、女性、40代）も、子どもの母語やアイデンティティの問題については、日本人の親たちと必ずしもすべてを共有できない部分にもどかしさを感じていた。日本人の保護者や子どものみを前提とした子育て支援や学校教育は、外国人市民にとってはそのまま受け入れることができないことが多い。

高齢化にともなう老後の問題については、オールドカマー、ニューカマーに共通して見られるようになっているのも特徴的である。外国籍ゆえに国民年金に加入できず、市の外国人高齢者手当だけでは生活できない、いわゆる「制度的無年金者」の問題（女性、80代）は深刻である。さらにはニューカマーの外国人市民の高齢化問題も浮上している。まだ40代の夫婦（中国、女性）は老後について、母国の医療・介護レベルと比較しながら、やはり日本で過ごすだろうと答えていた。先の『川崎市外国人市民意識実態調査報告書』（2015）でも、「介護が必要になった場合の暮らし方」について、「自宅で介護を受けたい」と「施設に入りたい」という回答が、「母国または他の国に行きたい」を大きく上回ったように（p. 86）、今後は日本国内で老後を過ごそうとする外国人市民が増えていく可能性があり、川崎市としても今後こうした外国人市民の増加を見越した施策が求められているといえよう。

3. 「多文化共生社会」へ向けた課題

外国人に対する差別全般についてはより大きな懸念が残されている。

特に入居差別についてはより詳細な検討が必要だろう。今回の調査の対象者の中でも公営住宅への入居の経験がある者は少なく、民間賃貸住宅の家探しには様々な被差別体験がともなっていることがわかった。物件の紹介さえしてもらえない（フィリピン、女性、30代）、妻が日本人であっても、保証人など厳しい条件を出され遠まわしに入居を断られた（アフリカ、男性、30代）などの例は、民間レベルにゆだねられたままの入居差別の深刻さを表す事例といえる。また勤務する会社に家探しや保証人を頼みたくないというのは、多くの外国人の心理として理解できよう。ただしその場合、入居者の日本語能力や家主による「面接」を条件として課されるような差別に直面する可能性も高くなる（ネパール、男性、30代；フィリピン、女性、20代）。

学校現場での外国人の子どもに対する差別的な発言は、特に昨今の日本と中国や韓国との関係から深刻な影響を及ぼしており、外国にルーツをもつ子どもたちの大きな悩みとなっていることがわかる（中国、女性、川崎区；中国、女性、麻生区）。ただし在日コリアンの大学生やブラジル人の大学生のように、今回の調査の中では数少ない若者の回答者が、外国人排斥を訴えるヘイトスピーチのような行動が増えていることに対し、自分の考えを述べてくれたのは唯一の望みのように感じられた。韓国も日本も若い人が自分の国の歴史をわからない人が増えている（韓国、女性、川崎区）、日本の歴史の授業でも「移民」のことを扱わないため、みんなブラジルに日本人が多いことを知らない（ブラジル、女性、横浜市）など、日本で育った若者たちの言葉の重みを忘れてはならない。

上記のような差別に関しては「住宅基本条例」や「川崎市外国人教育基本方針」などが制定されているが、広報や周知に問題があるとして改善を図るというレベルにとどまらず、市としては外国人市民に対する差別全般の解消に向けた施策を打ち出す必要があるのではないだろうか。なお、2015年10月に改定された「川崎市多文化共生社会推進指針」でも、「差別解消施策の検討」は今後取り組むべき「重点課題」として位置づけられている。こうした努力を続けることは、すべての市民の人権尊重と差別撤廃に向けても大きな意味をもつだろう。

このほかにも、長年地域に住んでいるのに地方参政権を持てないという問題も、国レベルの問題ではあるが、解消されなければならない。生まれも育ちも川崎の在日コリアン2世の男性（60代、川崎区）は参政権がないことを「寂しい」という言葉で表した。とりわけ特別永住者に対する参政権の付与については歴史的な背景も含まれるが、ニューカマー外国人たちの権利意識の高まりも加味すれば、その意義はより大きくなっているといえる。外国人市民も「同じ市民」として承認され、平等の権利を与えられることが「多文化共生社会」実現には不可欠である。

4. 個人の自立と社会参加

行政や支援の現場では日本人の配偶者がいることで「問題なし、安心」と捉えられがちではあるが、外国人市民の個人の自立という観点からは、こうした見方も見直さなければならない。この点は昨年度の『川崎市外国人市民意識実態調査報告書』（2015）でも指摘されたが（p. 80）、日本人の夫から離婚を切り出され、3人の子どもを抱え将来に不安を抱えている女性（アジア、40代）のように、日本人の配偶者の病気や障害、あるいは死別や離婚という事態に際し、特に外国人市民の場合、すぐさま不安定な状況に陥るおそれがある。外国人市民の一人ひとりの自立という視点もこれからは必要になるだろう。

同じ国や地域の出身の自助的なサポートの重要性は今回の調査結果でも明らかになり、来日経緯などが違っても、同じ仲間として支援活動に携わっている者は少なくなかった。しかし、子どもが通う学校側の個人情報保護の体制や、子どもに日本名を使わせる外国人の保護者が増えていることは、同国人同士のネットワークづくりを阻んでしまう原因になりかねない。また、長年川崎に住み、かつボランティア活動への強い意欲をもちながらも、これまで何らのボランティア団体やNPOと関わったことがないと答えた者がいることもわかった（韓国、女性、40代；アジア、男性、50代）。こうした人材の地域社会での活用は一層積極的に行わなければならない。

一方で、外国人市民の中での個人化や多様化も進んでいる。同じ国や地域の出身であっても、それだけではまとめることができない難しさがあるという。「同じフィリピン人」に相談するのは嫌だった、インドシナ難民と留学生・研修生との違いなど、同じ出身国であっても来日の経緯や出身階層、現在の階層、母国での政治的立場などにより、一様に信頼関係が形成されるとは必ずしもいえない部分があることがわかった（中国、男性、40代；韓国、男性、70代；フ

フィリピン、女性、50代；ベトナム出身で日本国籍を取得、男性、40代）。母国／日本での階層、出身地、宗派、出身社会での政治的立場の違い、さらにはジェンダーといった観点も考慮されなければならないだろう。

エスニックなネットワーク以外にも、識字教室、教会など、日本社会側の支援機関を通じたより広い場でのつながりにも注目すべきであろう。滞日 23 年目で初めて日本語教室に通い、そこで公営住宅入居のための保証人を頼めるほどの先生との出会いがあった（フィリピン、女性、50代）というように、来日から何年経っても学びたいという人や支援を求める人々に開かれた場の存在は貴重である。これらを接点に日本社会とのつながりを広げていくことが重要である。

ある市民が、たまたま外国籍であったり、外国にルーツをもつことにより、問題が深刻化したり事態が複雑化したりするということはよくあることだろう。このような見方をすることで、外国人市民の支援やニーズを知る手がかりや、さらには社会参加のきっかけをさぐることもできるかもしれない。たとえば市全体の社会福祉施策の中に高齢化する外国籍住民の存在を、あるいは教育施策の中に外国につながる子どもの存在をしっかりと位置づけていくという支援や施策のアプローチも検討されてもよい。外国人市民に「特有」とされる問題のほとんどに、現代の日本社会が抱えるひずみが立ち現われている。「外国人市民施策」や「多文化共生施策」というと、一部の市民を対象とした「特別」で「周边的」な施策と受け取られがちであるが、実は日本社会や市政のあり方が問われる本質的な問題なのである。

（坪谷 美欧子）

4 外国人市民の経験、地位、達成

——人的資本、社会的資本の観点から——

1. はじめに

川崎市に住む外国人市民が、川崎でどのような経験をし、どのような定着の過程、すなわち職業、地位、生活スタイルなどの達成過程をたどるのか。本章では、彼ら／彼女らへのインタビューの中から、彼ら／彼女らの経験・定着に影響を与えるものについて考えていくが、その際、特に人的資本、社会関係資本、さらに家族関係のあり方に焦点を当てて考察を進める。この3つは、移民研究の分野で、移民の社会適応に影響を与えるものとして研究が進められているものだ。人的資本とは、年齢、学歴、スキルなどの本人の資質（先天的能力ではなく、経験により獲得されるもの）にかかわるもの、社会関係資本は、移民を受け入れる社会的環境としての移民政策やホスト社会の人々の態度、移民コミュニティのあり方など、最後が移民の家族構成である。

本章ではこのうち人的資本として、学歴や前職・母国での経験の有無、社会関係資本としてホスト社会と個人的な関係の有無、また移民コミュニティとの関係などに焦点を当て、また特に人的資本とも大きく関係がある、日本への入国の方法についても触れながら、外国人市民の経験、特に日本への定着過程への影響について、市民のインタビューを考察する。

ちなみに、本章では「人的資本が高い」という場合の例としては、日本の大学あるいは大学院に留学するために来日し日本で学位を取っている人、もともと母国でも高等教育を受けていたか、職業的に高いスキルをもって社会的にも高い位置にいた人、日本で中等・高等教育を受け専門的スキルを身につけられた人、独学であったとしても日本語が流暢で読み書きに不自由しない人である。

また本章では、移民コミュニティの役割にも触れるが、それとは別に、移民コミュニティの中で、後から来た同胞の支援に回っている人たちについても、いくつか触れていきたい。

基本的に本章では、インタビュー時点において、生活保護世帯であったり、不安定雇用に就いている／就いた経験がある人について、「大きな困難を抱えている」と考える。ただし生活保護世帯や不安定雇用であったとしても、本人が「充実」していたり、「幸せである」と感じたりする場合もあることは付記したい。

2. 学歴や前職を生かして

今回の調査でインタビューをした人たちの中で、日本での学歴があったり、本国での学歴が高く、職業経験のある人は、日本での生活に大きな困難を抱えておらず、日本社会に適応していると思われるケースが多かった。彼ら／彼女らの多くは日本語に不自由なく、「外国人」でありながら、日本での就職、転職にまったく不自由せず正規職員として仕事をしている。日本の企業の海外支社から日本に来て、そのまま日本で正規職員として働いている場合もある。

たとえば A さん（中国、男性、60 代）は、上海の大学の研究室で働いていたが、その後その技術を見込まれて、課長職で日本の企業に転職するかたちで来日した。日本に来たときの年齢は 40 代で、決して若いとはいえないが、同じ研究室で働いていた同僚も一緒に来日し、重職を任されていた。いじめは皆無とはいえなかったようだが、定年まで勤め上げて退職し、現在は年金暮らしをしている。年金も中国で働いていたときの年金と日本の年金を合わせて受給できているようであり、また在職中に株を購入してその配当が入ってくるような生活を送って

いる。

また同じく中国出身の B さん（女性、40 代）は、中国で大学を卒業後に国営企業に就職、結婚したあと夫の転職で来日。来日当初は、日本語ができないにもかかわらず子育てをしなければいけなかったのが、苦労したようだが、日本語学校に通い、現在は流暢に日本語が話せる。娘の中学進学を機に働きはじめると、その後、娘の中学受験に合わせて自分も勉強し、通訳案内士の資格を獲得、現在は旅行会社で正社員として働いているという。

日本の大学への留学後、日本企業に就職する人たちも、ほとんど問題なく生活をしている。ベトナム出身の C さん（男性、20 代）は、ホーチミン大学との提携をしていた新潟の大学の 3 年生に編入、その後同じ大学の大学院に進学した。電気工学を学び、修士課程修了と同時に、大学に説明会に来てくれた大手電機メーカーの中の 1 社に就職、LED の検査や設計を担当する仕事をしている。余暇には同年齢のベトナム人と月に 1 回は会って飲み会をするとのこと。ちなみに日本人の同僚とも仲がよく、インタビュー当日は午後から職場の同僚とのバーベキューだと言っていた。企業がマンションを借り上げて提供しているので、住むところで苦労することなかったという。また、文系の大学に留学した場合でも、日本の企業に就職できれば、安定的に生活できている。D さん（アジア、男性、30 代）は、大分の大学に留学後、日本の金融関係の企業から内定をもらい就職、日本人の妻とも大学で知り合い、現在はその会社で主任を務めるまでになっている。

また、自国の企業の日本支社に転勤というかたちで来日する人たちもいる。インド出身の E さん（男性、30 代）は、インドの大学で修士号を取得したあと、IT 企業に勤務。その後日本支社への転勤を機に来日している。日本語は、顧客が日本に多かったためにインドにいるときから会社が提供する日本語研修を受け、日本語で仕事をしてきたという。日本語でのコミュニケーションにも困ることはなく、行政的な手続きに困ることもない。やはり住居も会社が探して直接契約して提供している。妻も IT 企業に勤務し、日本でフルタイムで仕事をしているとのこと。保育園も日本の保育園を利用しているとのことだ。

このように人的資本が豊かな人は、日本に入国するときから、生活を安定させるための「雇用の場」が決まっている。雇用の場は、収入を与えるだけでなく、生活基盤である住居を保障したり、日本語教育を提供したり、彼ら／彼女らが日本で生きていくために必要なものを複数提供することになる。その結果、日本語は流暢になり、日本人とのつながりも作りやすくなるという一面もあるだろう。ここで紹介した人たちはすべて、日本語が流暢な上に、何らかのかたちで日本人とのつながりをもっていた。日本語教育や住居の提供は、留学生に関しても大学がその役割を担う。C さんも D さんも地方の大学だったので、住居の心配がなかったのかもしれない。さらにいえば、こうした生活の安定は、来日後に獲得されるものだけではなく、入国前の時点で、在留資格に反映されることになる。日本への入り方が、その後の日本での生活にも大きな影響を与えていることがわかる。

3. 学歴や経験が生かされない場合

ただし、母国で高等教育を受けた、あるいは専門教育を受けた経験のある人でも、残念ながら日本で安定的な仕事に就けない場合がある。一般的に言えば、移民の多くは母国で培った能力を生かせない場合があり、いわゆる職業的な「下降移動」を経験する人が多い。その意味では日本でもこうした人がいることは、ある意味当然かもしれない。日本の場合は、特に日本語ができないと社会的に地位の高い仕事に就くことが困難であり、母国での能力を生かせないまま、単純労働や不安定就労をせざるを得ない人も多い。

今回の調査の中では、こうした人の数は決して多くはなかった。F さん（南米、男性、30 代）はそうしたケースだ。母国で大学に進学しており、教育レベルは決して低くない。しかし日系

人だった前妻の来日を機に本人が来日した際、彼が就けた仕事は弁当工場であり、その後は派遣会社を通しての工場勤務であった。さらに現在の工場は労働条件がよくなく、残業が 4、5 時間あるにもかかわらず、昼休み以外の休みは決まっておらず、時間外労働についても割増がないという。有給休暇も利用できないため、現在はシティユニオンを通して、交渉中であるとのことだ。ただし、来日後に知り合った二度目の妻も日系人で日本語が流暢なので、生活面の日本語はすべて妻がやってくれるとのことだった。

また、本人の資質が生かされていないとも言いきれないのだが、気になるのは、ヨーロッパ系の語学講師の仕事が不安定であることだ。G さん（ヨーロッパ、男性、30 代）は、母国で職業訓練校、さらにオーストラリアに留学し職業訓練校を出た後、ワーキングホリデーで来日。オーストラリアで知り合った妻と結婚し配偶者として滞在する。その後数回の転職を経て、留学生向けの語学学校で講師を務めていた。2 年後には講師のマネジメントまでするようになったそうだが、待遇が変わらず、契約上は正社員ではなかったとのこと。年金も社会保険も未加入で、ボーナスもなく、交渉しようにも辞めても構わないとの態度だったという。現在は自分で語学学校を経営中だ。

彼らの人的資本は乏しいとは決していえないが、日本人とのつながりが非常に限定的で、この二人のケースは、日本語ができる妻のみ、という感じであった。たとえ母国での能力が高かったとしても、日本の社会で必要とされるような能力でなければ、母国での能力は生かせない。しかし現実的には、こうした母国での能力を生かせるようにする仕組みを作り出すことは、かなり難しいといわざるを得ない。

4. 地位や雇用が不安定な人々

母国で高等教育を受けてこなかった、あるいは日本でも教育の機会に恵まれなかったなどの場合、安定雇用にくのくに困難がともなう。また教育を受けてきたかどうかということだけでなく、日本語の読み書きができるかできないか、職場で求められるような適切な日本語が話せるかどうか、安定雇用と大きく関係しているように見られた。教育の有無や日本語の能力などが、日本社会での適応を難しくしていると考えられる。

母国での教育を受けておらず、日本での仕事が不安定な事例としては、ブラジル出身の H さん（女性、30 代）のケースがある。彼女は小学校しか出ておらず、12 歳の頃からブラジルでベビーシッターをするなどして働いていたようだ。最初の来日後の仕事は安定していたようだが、リーマンショック前に帰国し、再来日したときの仕事は、生計を立てられるような仕事を紹介されず、結局無職である。現在は川崎市内で、生活保護を受給しながら生活している。ただし、日本語はあまりできないが、ふれあい館*の識字教室に通うようになったことで、同国人のネットワークができたり、適切なサポートが受けられたりしており、日本語の学習にも意欲的に取り組んでいるとのことだ。

また、日本での定着を考える場合、職場で適切な日本語を話せるかどうかということと、日本の企業で必要とされる技能を身につけられるかどうか、というのは大きな要素であることを示す事例もあった。I さん（オセアニア、男性、50 代）のケースだ。母国での教育を受けた後、岩手県に英語講師として派遣されて来日し、離日後イギリスで働いたあと、再び来日する。その後は様々な職種で働いてきたが、現状では派遣労働者（個人事業主）であり、3 か月ごとの契約を繰り返している。様々な職場で得られたであろうスキルは、日本の労働市場で必ずしも

* 日本人と在日外国人が、同じ川崎市民として子どもからお年寄りまで、相互のふれあいをすすめるために、「こども文化センター」と「ふれあい館」を統合する施設として 1988 年に川崎市が設置した。正式名称は、「川崎市ふれあい館」。

評価を受けられないのだろうと感じられた。またその不安定な職場環境のこともあり、日本人から公私ともに攻撃（差別）を受けていると感じているようだ。Iさんは日本語はたしかに流暢でありコミュニケーションには困らない。ただ、独学で学んできたうえに、日本で25年という長期に滞在しているにもかかわらず、日本人とのつながりはほとんどないようで、丁寧語や敬語の活用には困難が見られた。

日本の入国の際の入りが、その後の生活にも影響を与えそうだと指摘をしたが、調査の中で、それを大きく実感したのはエンターテイナーとして入国し、その後結婚し、日本で生活している人たちのケースだ。彼女たちの場合は、学歴がさほど高くないというだけでなく、入国時にエンターテイナーで来日していることから、最初に知り合う日本人（そしてその後配偶者となる人たち）が限定的で、そこでできた人間関係も限定的になりがちである。そのうえ、その人間関係を根拠（つまり結婚）に日本で定住していくことになるので、その人間関係が難しいものであれば、結果その後の生活も難しくなってしまう。調査の中でエンターテイナーとして来日し、その後結婚して日本で子育てをしながら生活しているケースが3組あったが、3組とも離婚を経験しており、そのうち2組はシングルマザーで生活保護受給を経験している。また、日本語についても日本語教室などで勉強してはいるものの、会話でのコミュニケーションに不自由がなくても、読み書きはできない場合が多く、子育てや仕事の上でも困難を抱えがちだ。行政や学校からのお知らせは、日本語で書かれており、それを読むことは難しいという。結果、中には子どもが頼りという人もいる。

5. ホスト社会とのパーソナルなつながり

本人の学歴や母国での経験などの資質が十分に生かされない場合、あるいはあまりない場合、日本での生活に困難をとまなうことは見てきたとおりである。こうした生活上の困難を乗り越える際に、重要になってくるのが、ホスト社会とのパーソナルなつながり、つまり日本人との個人的なつながりや、あるいはNPOを含めた市民社会とのつながりである。こうしたつながりは、実際に問題を解決する場合もあれば、精神面でのサポート（不安の解消、適切なアドバイスの提供、あるいはモチベーションを上げること）をもたらす場合もある。

また、先のエンターテイナーのうち2人は、カラカサンがサポートに入っていた。特に生活保護を現在受給中の女性は、それ以外の制度利用も含めてカラカサンが支援をしており、住居探しにもカラカサンが同行している。カラカサンがサポートに入っていた、もう1人もシェルターから出る際にカラカサンに住居探しに同行してもらったという。

ユニークなのは、日系ペルー人のJさん（女性、川崎区）だ。彼女は来日時点ですでに70歳前後であり、仕事をしていたわけではない。ただ、母国に帰らず日本に残ると決めると、ふれあい館の識字教室に通い始めた。その上、友人たちは、ふれあい館で実施している在日コリアンの高齢女性の「トラヂの会」に参加し、そこで見つけているという。

こうしたNPOや地域の団体につながっていなくても、日本人との個人的な関係が生活の上で重要になっている場合もいくつも見られた。国際結婚で日本に来たKさん（フィリピン、女性、40代）は、結婚後義理の両親の介護を一身に担い、その両親がなくなるまで介護を続けた。その後離婚しているが、彼女の場合はとにかく周りの日本人に恵まれている。職場も雰囲気がよく、子育てについて理解があるので、無理をしなくてよいと言われたこと、前職で知り合った日本人の女性との関係が依然としてあり、その人に何でも相談できること、また、住む場所の大家さんがよくしてくれることなど、多くの日本人との関係があることを示してくれた。中国出身のEさんは、日本企業に就職、中国人の妻も日本で住み始めた。妻が最初は日本語がわからず、特に日本で出産をしたときに、産後うつのような状態になったときに、近所の一戸建てに住むご夫婦が、奥さんが通りかかるたびに声をかけ、家に招くなどしてくれたとのこと。

それで奥さんが回復したという。

そのほか、ママ友との交流があつて、地域のお祭りの情報をもらっているといった L さん（フィリピン、30 代）や、団地での役員は積極的に引き受けていると答えた M さん（フィリピン、40 代）など、生活に困難を抱えながらも、地域社会とのつながりを持ち、積極的に交流しようとしている人も多い。

ホスト社会とのつながりは、本国や日本での教育、学習の機会が少なかった人にとっては、生活上の困難を解決するための資源である。ただ、学歴や職業経験もある人の多くは、同時に人とのつながりにも恵まれているケースが多いように感じた。日本の企業に管理職として採用された A さんは、退職後しばらくは職場の日本人の同僚との関係があつたとし、A さんの妻は、以前勤めていた会社の友人たちとスポーツセンターに出かけたり、一緒に食事に行ったりするようだ。台湾出身で日本人男性と結婚している N さん（台湾、30 代）は、子育てサークルに参加しながら役員を引き受けることもあるし、月 1 回の地域のサークルにも出ており、地元から離れた中華学校に通う長男のために、子ども会に参加するようにしているという。また個人的な交流はなくても、地域のお祭りが好きなのでよく参加し、また保育園を通して日本人の親との関係があるといったインド出身の E さんなど、個人、地域、団体とつながることが、日本での生活を円滑にしていることを示すケースが多数あつた。

6. 移民コミュニティとのつながり

先に、雇用先が決まったかたちで日本に入ってくる場合は、その生活が安定しやすいと述べたが、反対にその雇用先に何か問題があれば、たとえ学歴や職業経験がある人でも、やはり困難に直面せざるを得ない。また、日本の生活の中で母国とのつながりがより円滑な生活をもたらすこともある。その場合重要になってくるのが、移民コミュニティ、つまり同国出身あるいは同じ地域の出身者とのつながりだ。

ベトナム出身の O さん（男性、30 代）は、ベトナムの大学を卒業後、日系の IT 関連企業に就職し、その支社に赴任するかたちで日本に来た。しかし、リーマンショック時に会社が倒産してしまうと、自分自身で就職活動をしたが、仕事を見つけるまでは非常に大変だったという。結局その会社は自己都合で退職し、ベトナムの友人に紹介してもらった IT 関連会社に転職したという。同じベトナム人が仕事を紹介してくれたかたちになる。

ベトナムから留学生として来日し、日本のメーカーに就職した C さんは、住居の情報やその周辺地域の情報などを、同じ会社に勤務しているわけではないベトナム人の先輩から、フェイスブックなどを通して得ているという。また、同じく日本の大学に留学、川崎で就職しているネパール出身の P さん（男性、30 代）は、数名の有志と一緒にネパールと日本の文化を学ぶ研究会を主宰し、地震対策マニュアルを作ったり、日本語の弁論大会を実施しているという。また、日本語能力も高く、通訳案内士の資格を取得後に正社員として働く B さんは、子育て中、ママ友だけは中国人のママ友が欲しいということで、わざわざ横浜の NPO が開催する中国語学校に子どもを通わせていた。現在もチャットでつながりがあるそうだ。

移民コミュニティは、実際に仕事の情報を提供したり、あるいは生活の中での問題をお互い共有し、その解決を立場の同じ人同士でできるような場を提供している。

7. 支援に回る外国人市民たち

今回のインタビュー調査の中では、生活に困難を抱えながら支援を受ける外国人市民だけでなく、長年の日本での経験を生かしながら、同じ同胞の支援に回る側の外国人も多数いた。

たとえばベトナム難民の家族として、16 歳で来日した Q さん（ベトナム出身で日本国籍を

取得、男性、40代）は、現在日本の企業で管理的な立場に立ち、あまりベトナム人との交流はなかったというが、川崎で教会に通ううちに、上の世代と話し合い、ベトナム人コミュニティのまとめ役をするようになった。毎年夏にはバスを借り切って旅行に出かけたり、教会でも役員をしたり、近年は難民出身のベトナム人だけでなく、留学生や研修生などからも相談を受けているという。また在日 25 年になる日系ブラジル人の R さん（女性）は、ブラジルで大学を卒業後、研修生として来日。その後、一時帰国を経て都内で就職をする。子育てが落ち着いたあたりから、外国人支援のボランティアを始め、横浜市内の国際交流ラウンジの立ち上げにも関わり、現在はその国際交流ラウンジでスタッフとして働いている。そこで出会った子どもたちを全力で支援し、今では支援をした子どもたちが、R さんのようになりたいと希望する人ま

でいる。

彼ら／彼女らは移民コミュニティの中で、あるいは移民コミュニティとホスト社会の制度とをつなぐようなかたちで、後から来た外国人の市民を支え、日本への定着を促す重要な役割を果たす人材であるといえるだろう。

（長谷部 美佳）

5 外国人市民の情報へのニーズ

1. はじめに

本章では、行政サービスに関する情報や生活に必要な情報に関する外国人市民のニーズを、インタビュー調査によって得られた知見からさぐる。本調査に先立って昨年度実施された質問紙調査では、川崎市の外国籍市民の行政情報・サービスへのアクセスについて下表のような傾向が明らかになった。

表 7 質問紙調査の分析結果のまとめと解釈・示唆

変数	分析結果	解釈と示唆
性別	女性よりも男性の方が行政情報・サービスへのアクセスが少ない。	家事や育児にあまり参加せず、職場での拘束時間が長い男性ほど地域社会との接点を持ちにくく、行政情報やサービスへの接触・利用機会が少ない可能性がある。こうした男性は失業や離婚等で家族の支えを失った場合に孤立しやすいため、それを防ぐ手立てが必要である。
居住年数	日本および川崎市内での居住年数が短いほど、行政情報・サービスへのアクセスが少ない。日本生まれだからアクセスが多いとも限らない。	生活課題が生じやすいのは、むしろ日本や市内に移住した当初である。それゆえ移住した外国人住民により迅速かつ確実に情報やサービスを提供する経路を検討する必要がある。
婚姻の状況	既婚者、結婚経験者よりもそうではない人の方が行政情報・サービスへのアクセスが少ない。	結婚を通じて家族を形成することで地域社会への参画の機会が広がり、行政情報やサービスに接触しやすくなる。その機会がなかなか得られない外国人住民に対する配慮が必要である。
同居する家族	子どもと同居している人よりもそうではない人の方が行政情報・サービスへのアクセスが少ない。	子どもを通じて学校や地域社会、行政との接点が形成され、日本人住民とのつきあいが生じる。外国人の親の育児や教育への支援の拡充が、行政情報・サービスへのアクセスを高めることにもつながる。
パートナーの国籍	パートナーが日本国籍である方が、行政情報・サービスへのアクセスが少ない。	日本国籍者（特に日本語母語話者）をパートナーにもつ外国人住民は、生活に必要な情報収集をパートナーに依存してしまいがちになる。パートナーへの過度の依存を防ぎ、外国人当事者の自律と自己決定を促すことが重要である。
在留資格	配偶者の在留資格、および活動にもとづく在留資格での滞在者の方が、永住者よりも行政情報・サービスへのアクセスが少ない。	配偶者への過度の依存を避ける支援、また永住・定住を前提としない在留資格による滞在者の行政情報・サービスへのアクセス向上も課題である。
日本語能力	日本語能力が低いほど、行政情報・サービスへのアクセスが少ない。	多言語での行政情報の発信、公共施設における翻訳・通訳対応、多言語による相談業務などを一層充実させる必要がある。

出所：『川崎市外国人市民意識実態調査報告書』（2015）、p. 8.

今回のインタビューでも、外国人市民の語りからはおおむね同様の情報へのニーズが読み取れた。ただし今回のインタビュー調査はサンプルの厳密な代表性を追求していないので、得られた知見を川崎市の外国人市民全般の状況を示すものとして安易に一般化はできない。それを前提とした上で、本章ではアンケートによって一般化された調査結果からは見落とされがちな外国人住民の情報に関するニーズの特徴を、インタビュー協力者の語りから浮き彫りにしていきたい。

2. 「特に困ったことはない」の解釈

今回の調査に限らず、行政サービスや日常生活に必要な情報の入手状況についてたずねると「特に困ったことはない」という回答が返ってくることは少なくない。そのような傾向には、昨年度の質問紙調査の際にインタビューに協力してもよいと回答して今回実際にインタビューを受けた外国人市民の大半が、日常生活に不自由しない日本語能力をもっていたことが影響している。調査票に書かれた多くの質問項目を読んで適切に回答できるのは、日本語能力がかなり高い人に限られる。周囲の人々の助けを得て回答したり、日本語以外に翻訳された調査票で回答した人もいるだろうが、さらにインタビューにも協力すると申し出るのは、見知らぬ日本人と話すことに心理的抵抗が少ない人に限られる。また今回の調査協力者には、外国人住民支援団体などを通じてインタビューへの協力を依頼した外国人住民も含まれるが、そのような人々はたとえ日本語が不得手でも、すでに支援者となつがり、そこから情報を入手することができている。すなわち今回のようなインタビュー協力者の選定方法は、行政情報からはなはだしく疎外されていて、支援者からもその存在を把握されず、同胞や地域のつながりから孤立している人々、すなわち、客観的にみて行政サービスや生活情報を最も必要とする外国人市民を調査対象に含めづらい。

A さん（台湾、男性、60 代）の発言からは、こうした調査方法に由来する限界が示唆される。A さんは日本生まれで、在日同胞とは「縁を切り」日本人の妻と日本国籍の息子と共に暮らしている。日本人の友人や近隣とのつきあいもなく、数年間失業状態で「引きこもり」を自称している。インタビューでの語りから判断する限り、生活の質を保つためには何らかの支援が必要な状態にある。そんな A さんは川崎市の外国人市民代表者会議の存在を知っていたが、そこに参加している人々の発言は外国人市民全体からみれば「少数意見」だと主張する。「そういう所に出て言う人たちは、自分が参加したいって参加して [意見を] 言うわけじゃないですか」。それに対して今回の調査は、代表者会議に応募するような「少数派」ではない、自分のような「長いものに巻かれて来た」外国人市民の実情を知るにはよい試みだと A さんは述べる。「やっぱ素の意見を聞きたかったら、こういうような感じで、無差別にやってもらった方がいいですよねえ」。しかし、質問紙調査にすら回答しようとしらない人もいるという。

アンケートにしても、結局、書いてもいいって思う人が書くわけであって。だから、やりたくない人はもうなんもしないっていうの。めんどくさいな、なんて。

ところで、インタビュー協力者たちが「困っている」と認識していなくても、客観的に見てその人たちに必要な情報が不足していることはありうる。一般に「情報がない」とは、①何かについて知りたいのに、知ることができない状況と、②そもそも自分が知らないということを知らない、という両方の状況を含む。②の場合、そもそも自分が情報から疎外されているという認識がないから、「特に困ったことはない」という回答になりやすい。

今回の調査でも、行政が実施しているサービスや制度についての情報の存在そのものを、インタビューの最中のやり取りの中で協力者がはじめて知るというケースが頻繁に見られた。調査員と話すことによって、自分が必要で正確な情報をもっていないことに気づくのである。たとえば B さん（アジア、男性、30 代）は日本の大学を卒業して日本語も流暢であり、必要な情報をインターネットで探すこともできるが、ビザの更新手続きのためにわざわざ遠方の横浜の入管まで行かなければならないと思い込んでいた。比較的近い新百合ヶ丘にある入管の川崎出張所でも手続きができることを、調査員に指摘されて初めて知ったという。また C さん（フィリピン、女性、20 代）は企業で正社員として働いており、日本語能力も高く、川崎市の通訳ボランティアとして活動するなど市民活動にも関心がある。しかし重い病気をもつ子どものために定期的な通院を余儀なくされた際、病院への通訳派遣の制度があることを知らなかった。また医療費の助成制度についても、正確な情報を得ていない可能性がある。

質問紙調査にせよインタビューにせよ、行政による調査は上記①の状況、すなわち「どんな情報が不足しているのか」という質問への「こんな情報が不足している」という回答に注目しがちである。その結果、より情報から疎外されている②の状態にある人々が分析の射程から漏れてしまう可能性に留意する必要がある。

3. 二種類の「情報収集能力」

当事者が「自分には情報が不足している」と認識している、すなわち上記①の状態にある場合、それを解決できる「情報収集能力」があるかどうかが問われることになる。今回の調査からは、インタビュー協力者のもつ「情報収集能力」には以下の二つの種類があることがうかがえた。

第一に、その人が独力で行政窓口や書類、インターネットなどにアクセスして必要な情報を入手できるという意味での「情報収集能力」である。これには、その人の学歴や識字能力、IT スキル、ホワイトカラー従事者であるかどうか、そして何よりも日本語能力の高さといった人的資本が大きく影響する。

第二に、いわゆる口コミ、すなわち社会関係資本によって情報を入手できるという意味での「情報収集能力」である。これは本人のスキルというよりは、その人がコミュニティやネットワークにどれだけ加わっているかどうかによって左右される。それゆえ、たとえば同胞間のつながりから情報を得る場合には日本語能力はそれほど問題にならないし、支援者や親切的な隣人といった日本人から情報を得る場合でも、独力で入手しようとするよりは日本語の障壁が少ない。

第二の意味での「情報収集能力」を向上させる試みは、外国人市民のコミュニティ開発のための支援に通じるという意味で望ましい。その反面、口コミで得られた情報は不正確であったり偏っていることも予想される。それに対して、第一の意味での「情報収集能力」を身につけることは個人の能力開発という点では望ましい。しかしそれだけを「解決策」にしてしまうと、極論すればすべての当事者に高学歴ホワイトカラー労働者になって自力で問題解決せよと要求することになる。もちろんそのための学習支援や就労支援は必要だが、すべての人が高学歴ホワイトカラー労働者になれるわけではない。課題解決の手段を考える際に当事者の人的資本を過度に重視することは、それをもちにくい状況にある人々を自己責任の名のもとに切り捨てる結果になりかねない。

また比較的高い人的資本をもつ外国人住民でも、情報から疎外されることはありうる。たとえば D さん（ヨーロッパ、女性、30 代）は日本の大学を卒業し日本語も堪能だが、日本人の「ママ友」といった友人関係はそれほどない。そのため子どもの通う学校についての内部事情や夫がケガで入院した際に医療費減免制度を利用するノウハウなど、公になっているものからは知ることができない微妙な情報が得られずに戸惑った経験がある。また E さん（オセアニア、

男性、50代）はIT関係の仕事に従事し、ある程度の日本語能力もあるが日本人の友人がほとんどおらず、短期間での派遣を繰り返す就労形態も災いして職場の同僚との良好な関係もなく孤立した状況にある。インタビュー時の語りから判断する限り、Eさんには生活の質を維持するための支援が必要だが、そのために必要な情報を得られていない。一般には情報の欠如によって孤立が引き起こされると思われがちだが、Eさんの場合は孤立の結果として情報からの疎外が起こっているようにも見える。

このように日本語能力やITスキルが高い人であっても、同胞のネットワークや近隣のコミュニティとの関係が薄い場合、非公式な情報にアクセスしづらかったり、心身の健康を損なうなどのきっかけで情報から疎外されてしまうことがある。それを防ぐためには、外国人市民の「情報収集能力」を人的資本としてだけではなく社会関係資本としても捉えて高めていく支援が必要である。

4. 「困っていること」をめぐって

「困っていること」があるという外国人市民の発言はしばしば、その解決を行政に期待する気持ちをともなっている。今回のインタビュー調査では行政サービスなどの情報へのニーズに関して、行政に解決して欲しい「困っていること」として協力者たちから以下のような指摘があった。

- ・子どもの高校受験や日本の高校に関する情報提供（韓国、女性、40代）
- ・救急医療サービスにおける多言語対応（インド、男性、30代）
- ・外国人住民が参加できる日本語教室や地域・文化活動などに関する情報提供（ベトナム、男性、高津；インド、女性、幸区）
- ・行政手続き全般の資料の英語化・英語通訳の常駐（インド、女性、30代；アジア、男性、50代）
- ・日本での生活情報全般をまとめた媒体の提供（インド、女性、30代）
- ・外国人相談体制の充実（アジア、女性、40代）
- ・行政文書へのルビ振りの拡充（ヨーロッパ、女性、50代）
- ・インターネットではなく紙媒体での情報流通の充実（フィリピン、女性、40代）
- ・スペイン語での生活情報の提供（ひらがなの小さなルビでは目が悪くて読めない）（南米、女性、川崎）
- ・ベトナム語の通訳・翻訳体制の充実（ベトナム出身で日本国籍を取得、男性；ベトナム、男性、30代）
- ・（本人はポルトガル語母語話者だが）「せめてスペイン語での」多言語情報の充実（ブラジル、女性、30代）

一方、自立や自己責任といった価値観を重視し、「困っていること」の解決を行政に依頼しようとする姿勢そのものに批判的な外国人市民もいた。たとえばFさん（ベトナム出身で日本国籍を取得、男性）は幼少時に難民として来日して苦学して日本語を覚え、現在は製造業の現場で班長を務めている。彼は、日本に永住予定のベトナム人が日本語を勉強する動機付けのためには、ベトナム語での情報提供はむしろしない方がよいという。ただし近年増加している留学生、技能実習生などには、緊急時などに備えてベトナム語の情報はあった方がいいとも述べた。

Gさん（フィリピン、女性）の場合、おそらく過労で急死した日本人の夫の勤務先が社会保険未加入で、国民年金も支払っていなかったため厳しい経済状況に置かれた。十分な支援も労災認定のための相談も受けられないまま本人も病気になったため、生活保護を受けて難局を乗

り切り、厳しい肉体労働に耐えながら子どもたちを育て上げた。子育てなどについても、行政からの十分な支援や情報を受けていたわけではないようだ。そのような彼女には、他のフィリピン人があまりにも安易に、あるいは不正に生活保護に頼ろうとし、そして行政側も外国人には適切な審査なしに保護を認めているように見えている。

Gさんのように厳しい経験を乗り越えた人が、自分より「まだまし」に見える他人が生活保護を受けるのを「甘えている」と非難したり、不正受給をしているように見える人々に憤る心情は理解できる。だがそうした憤りは生活保護行政に関する客観的情報にもとづいているとは限らず、むしろ狭い人間関係内での伝聞や噂に依拠していたり、「生活保護バッシング」といった世間の風潮を配慮し、一部の「悪い」外国人を糾弾することで自分を含む多数派の外国人が「まっとう」であることを示そうとしている可能性もある。それゆえ、生活保護行政が本当に外国人に「甘い」かどうかを、ここで論じることはできない。そもそも社会保障制度は本来、Gさんのように深刻で回復困難な状況に陥ってしまう前に何らかの手立てを講じるべきものであり、それが十分に機能していないという制度的な問題も無視できない。むしろGさんの語りからうかがえるのは、行政サービスに関する情報の不足や相談体制の不備が外国人住民に「自分でがんばらなければ」という意識を過度にもたせて追い詰めてしまったり、外国人住民同士の疑心暗鬼や分断を助長することになりかねないことである。

行政に問題の解決を求めることを「甘え」として批判する外国人市民自身は、自立心に富んだ人々であろう。しかしそうした主張が、外国人全般が日本社会の厚意に「甘えている」という日本人側の偏見を助長しないように注意しなければならない。行政への過度の依存が問題を悪化させる場合があるのは確かだが、外国人市民による行政への要望をすべて「甘え」と決め付けることは、行き過ぎた自己責任論による行政サービスの不備の正当化にすぎない。

5. 潜在的ニーズの発見に向けた取り組みを

本人たちが意識していなくても、社会的公正の観点から行政が改善すべきニーズはある。とりわけ先述したように、情報から深刻に疎外されている人は、そもそも自分が必要な情報を知らされていないということを知らない。それゆえ「特に困ったことはない」という当事者の声を鵜呑みにするのではなく、その背後にある外国人市民の情報に関する潜在的ニーズを把握する努力が必要である。そのためには、たとえば質問紙調査では多変量解析を積極的に活用し、インタビュー調査では協力者の選定方法を工夫するなどの努力が不可欠である。しかし今回の調査に関していえば、自分自身の個人的体験に限定されず外国人市民の直面している困難を一般化して説明しようとした何人かのインタビュー協力者たちの存在が、こうした潜在的なニーズをさぐる手がかりを提供している。

Hさん（ネパール、男性、30代）は、日本の大学の理系学部を卒業後、日本企業に就職して川崎に移り住んだ。彼は有志とネパールや日本の文化や歴史を学ぶ研究会を開催し、地震の際の防災マニュアルを作成したりネパール人住民への情報提供のあり方を検討している。それゆえHさんは、在日ネパール人住民が直面する課題についての問題意識をもっている。たとえば役所での手続きの際にネパール語の資料がないのは、料理人などとして来日した、英語がわからないネパール人には厳しい。そうした人々は日々の生活でも、病気になった際の病院についての情報入手や医師とのコミュニケーションが困難であるという。

Iさん（アフリカ、男性、30代）も留学生として来日し大学を卒業後、IT関係の企業に勤めており、日本語能力も高い。配偶者が日本人ということもあり、自分自身は情報の面では特に困ったことはないようであるが、外国人市民の課題について俯瞰した視点からの見解をもっている。たとえば、外国人住民登録制度から住民基本台帳制度への変更によって区役所に外国人登録窓口がなくなった結果、訪れる外国人市民が最初にアクセスする場所がわかりづらくなっ

ている。日本語があまりできない外国人市民のためには、最初にどこに行けばいいのかがすぐわかることが重要だと I さんは指摘する。また自身が静岡県に住んでいたときの経験から、印刷された多言語情報だけではなく、それを窓口で多言語でわかりやすく説明してくれるサービスも必要であると述べた。

あそこ〔以前居住していた静岡県の自治体〕結構、日系人、ブラジル人とかが多くて。市役所とか行くとね、いろいろな窓口でポルトガル語とか英語で、説明できる担当が必ずいるんですよ。……だからそういう説明してくれる人、手続きが面倒でも、複雑でも、丁寧に説明して、わかる言葉で説明してくれる人がいれば、だいぶ違うと思うんですよ。

J さん（ブラジル、女性）は、これまでポルトガル語の相談員として働いたり、行政の会議の委員などを務めたりしたこともある。そうした経歴から、外国人住民支援全般についての広い見識を有している。行政サービスや生活情報のニーズについても、以下のように語った。

情報があるからじゃなくて、〔外国人市民が〕どこまで〔情報を〕欲しいかどうか、大事だと思うんですね。その人がそんなに興味がなければ、情報があっても探しに行かないのが現状だと思うんですね。だからあの、外国籍〔市民〕も、どういう情報があるか自分で興味をもって探しに行くのも大事じゃないかな、と思ってます。……たしかに情報、ほんとに溢れるぐらい情報があって。でも、必要としてる方たちに届いてないのも結構あるんですよ。でもその中で、あんまり興味ない人もいますですよ……

結局、ひとつの団体が、こういう情報ひとつ出してる。で、もうひとつの団体も大体おんなじ内容の情報出してる。……皆さん探すときに、ここにもある、ここにもある、って。……〔情報が〕が多すぎて、どれを取ればいいのか、わかんない。探すときにも、たくさんあって、どこで何を探せばいいかもわかんない状態。

J さんはこのように述べ、行政からの情報が少ないというよりは、同じような情報が複数の機関から発信されているため無駄が多く、外国人市民の側が混乱している状況を指摘する。それを解消するために、県や市、そして区の関係機関の連携を進めることが大事だと提案している。

以上のように、インタビュー協力者の中には自らの個人的経験をを超えて外国人市民の直面している状況を客観的に観察し、問題点を分析し、調査員に説明できる能力をもつ人々がいる。そうした人々は比較的高学歴であったり、同胞コミュニティや行政の外国人住民支援制度につながって活動したりしている。当事者の視点を基本としつつ外国人市民の置かれた状況を俯瞰して考察した彼・彼女たちの見解には、貴重な知見が含まれている。調査する側が「インタビュー協力者」のあいだにこうした見識をもつ人々を見出し、調査者－被調査者の関係を越えて積極的に意見交換することで、外国人市民の情報に関するニーズをより深く理解することができる。それは同時に、外国人市民自身の行政サービスへの理解を深めていくことにもつながるであろう。そのための仕組みを整備して行政の意思決定に反映させていく必要性は、今回の調

査から得られる一つの知見である。たとえば、川崎市の外国人市民代表者会議はまさにこうした役割を担っており、一層充実させていくことが望ましい。しかし先述の A さんの語りからもうかがえるように、外国人市民代表者会議だけですべての外国人住民のニーズを把握できるわけではない。むしろ、インタビュー調査とともに小規模な市民討議会や討議型世論調査などを併用していくことで、外国人市民が行政や日本人市民と対話できる機会を増やしつつ、そうした人々の潜在的ニーズを行政がより多面的に把握していく試みがあってもよい。

(塩原 良和)

6 子育てをめぐる課題

1. はじめに

本章では、外国人市民の子育て状況を取り上げる。昨年度実施した質問紙調査では、回答者の48.0%が子どもと同居しており、中でも18歳未満の子どもと同居しているという子育て中の回答者370人（回答者全体の40.2%）から回答を得た。本章のテーマである出産・育児で困った経験があるかという質問については、6割近くの回答者が「困ったことはない」と答えており、自由回答欄において川崎市の子育て施策について、好意的な意見も寄せられた。

他方、外国人市民代表者会議においては、子育てについての悩みは度々議論されてきたトピックでもある。その内容は、母文化の継承や学習支援、いじめなど、多岐にわたる数多くの提言に反映されてきた。近年では、学校教育の場にとどまらない、外国人保護者の家庭教育を支えるための、地域における実践へ着目した提言（2013年）も行われており、今後もさらなる施策が求められていることは明らかである。

こうした背景を踏まえると、子育てにおける課題を、質問紙調査に加え、本年度実施したインタビュー調査を通じてさらに探索していくことには、一定の意義があると考えられる。さらにインタビュー調査のもつ利点として、質問紙調査では把握しきれない調査対象者一人ひとりの多様な背景と課題とを関連付けて理解することができるため、具体的な施策の内容を検討する際に有益なアイディアを得ることができるという点が挙げられよう。

また、今回の調査では質問紙調査では十分に掘り下げることができなかつたいくつかのカテゴリーへのアクセスを試みているが、その一つとして、子育てにおいてより多くの支援を必要としていると考えられるひとり親世帯についても、数件のインタビューを実施している。本章でも、ひとり親世帯の抱える課題を取り上げていくが、該当する回答者がすべて女性であったため、ひとり親家庭の中でも、特にシングルマザーの抱える課題に焦点を当てた検討となっている点を断っておきたい。

外国人保護者の抱える子育てにおける課題を検討するにあたり、昨年度の調査結果に見られた、いくつかの特徴を振り返ってみたい。一つは、配偶者の国籍に関わらず、外国籍保護者は様々な子育ての課題を抱えているという点である。ともすると、日本国籍の配偶者をもつ保護者は配偶者からの支援が得られ、困ることはあまりないのではないか、という見方はこの調査結果を見る限り、現実的ではない。第二に、保育所になかなか入れないといった日本人と共通の課題を抱えていることも注目される。この二つの特徴からは、外国籍保護者が文化・習慣の違いや言葉の壁といった外国籍であることからくる子育てにおける課題と、保育所へ預けられないといった日本人の保護者にも共通の課題とを、重層的に経験している、という状況が浮かび上がってくる。このような外国籍保護者を取り巻く状況は、今後市の施策を検討していく上で、重要な視点として捉える必要があるだろう。

本章では、インタビュー調査を通じて外国人保護者が経験する様々な子育ての状況や課題に焦点を当てるとともに、解決に向けた施策を考えるにあたってどのような視点が必要か、いくつかのトピックを手掛かりに、検討していきたい。

2. 出産

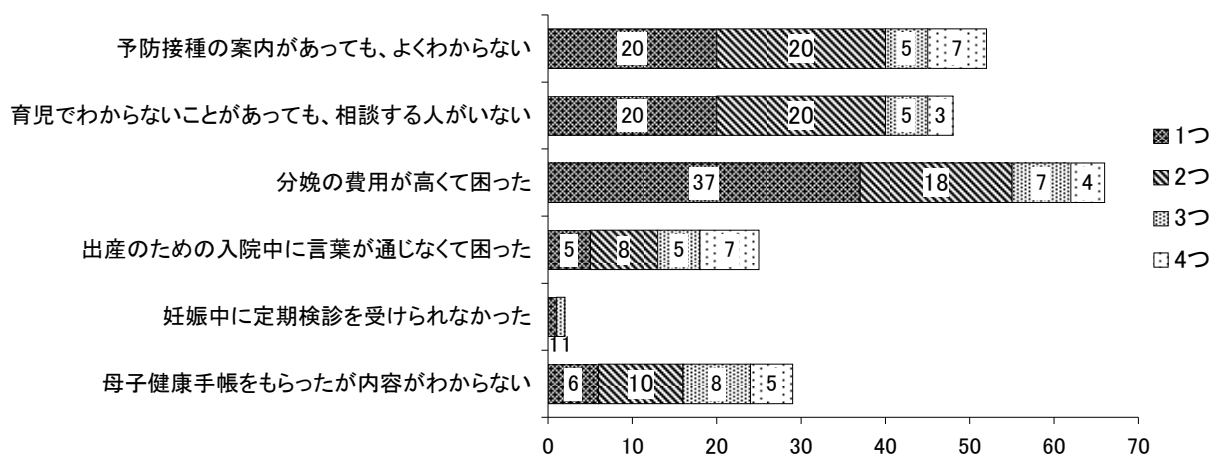
外国人保護者の中には、日本人に見られる里帰り出産同様、母国で出産するケースも少なくない。しかし、妊娠中の長距離の移動や家庭状況によって、日本での出産を選ぶケースもある。出産や産後の子育てには家族のサポートが必要不可欠だが、母国から家族を呼び寄せて一時的

なサポートを得る場合もあれば、そうしたサポートなしに日本で出産するケースもある。

初めて海外での出産をする場合には、様々な不安があることは想像に難くない。Aさん（ヨーロッパ、女性、20代）は5か月後に第1子を出産を控え、区の両親学校に通いながら準備しているが、出産後家で一人で子育てをすることに不安を感じている。Aさんは出産後、仕事を休み、家で一人で子育てすることになるが、時間ばかり多くて、何をすればよいのかわからないと心配している。区内の子育てクラブのようなところに参加し、急に子どもの具合が悪くなったときにどうすればよいかなど、わかっているようにしたいと、出産後の子育ての不安を分かち合い、情報交換できる仲間の必要性を感じている。

出産にあたっての経済的な問題もある。昨年度の調査で出産・育児で困った経験について最も多かった回答が「分娩の費用が高くて困った」というものだった。

図2 出産・育児で困った経験（N=144，複数回答）



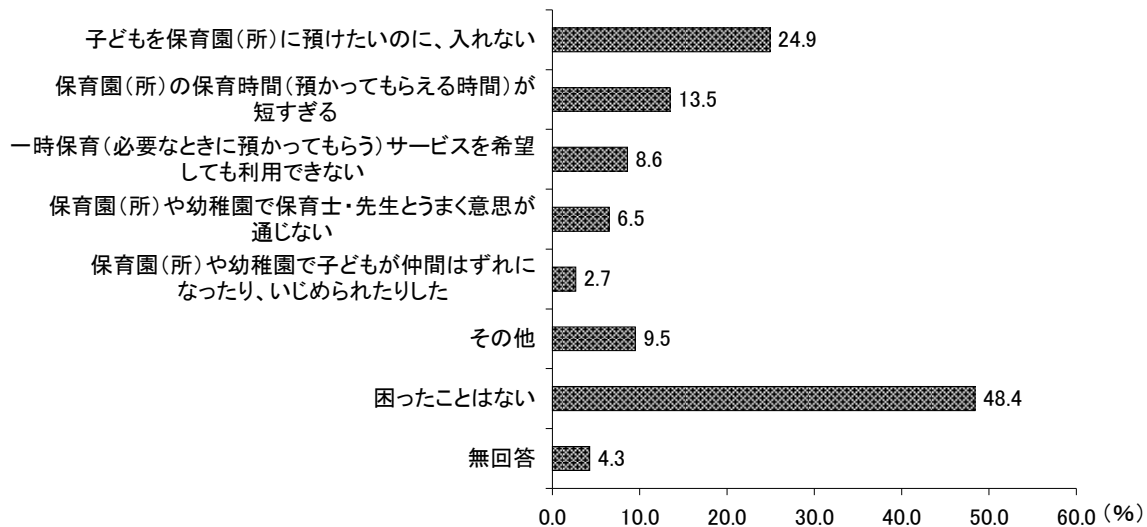
出所：『川崎市外国人市民意識実態調査報告書』（2015），p. 90.

分娩費用については、健康保険に加入していれば、出産育児一時金といった制度で補助を受けることもできる。しかし、インタビュー調査からは、こうした制度の利用が必ずしも容易ではないことが浮かび上がった。Bさんは、出産にかかる費用が高いと感じ、福祉制度の利用を求めて役所に相談に行ったところ、「会社に頼んでください」と言われ、会社に相談できず困った経験を語った。最終的に支援者からのサポートを受け、出産費用の補助が受けられたという（ベトナム出身で日本国籍を取得、男性）。このケースはBさんが以前川崎市外に住んでいたときの経験として語られたものだが、利用できる制度の情報を得ることの難しさがうかがえる。役所以外の複数の機関へ相談しないと制度利用までたどり着けないという状況は、情報を得て制度を利用するまでに障壁がある、という外国人保護者に特有の困難を示す一例といえよう。

3. 仕事と子育ての両立と保育所（園）

共稼ぎの夫婦が増加している現代で、子どもを保育所に預けることは親の就業にとって欠かせないものとなっている。昨年度の調査でも回答者の4人に1人が子どもを保育所に預けられないという「困った経験」を挙げていた。

図3 保育園（所）・幼稚園で困った経験（N=370）



出所：『川崎市外国人市民意識実態調査報告書』（2015），p. 46.

今回の調査においても、多くの仕事をもつ親から保育所についての語りが得られた。

IT企業に勤めながら4歳の子どもを育てているCさん（インド、男性、30代）は、妻もIT技術者としてフルタイムで就労しており、夜8時まで預かってもらえる保育園はとても重要だという。同じようにIT技術者として働いていたDさん（インド、女性、30代）も育児休暇ののち、就職活動をしながら子どもを保育所に預けた経験をもつが、1か月以内に仕事が見つからなければ退所になると言われたことから、両親ともにフルタイムで働いているという入所条件は課題だと感じている。Dさんは、現在就職活動を続けながら、不定期に前職の関連業務を請け負っており、業務内容に応じて、インターナショナルスクールの幼稚園に通う長女の迎えを頼むサービスを利用したいと区役所で相談したところ、単発での利用はできないと言われたという。昨年度の調査から再掲したグラフ（図3）を見ても、保育所のサービスや一時保育の利用で困ったという回答は少なくない。就業形態が多様化する中、保育サービスもそうした多様な働き方に応じて、利用しやすいような改善が求められているといえよう。

また、出産後の職場復帰や就業を目指す保護者にとって、子どもを保育所へ預けることがその後のキャリアや働き方を大きく左右する要因ともなる。Eさん（ヨーロッパ、女性、30代）は、以前住んでいた自治体では、次女が生まれたことで働いていなくても長女を保育所に入れることができていた経験から、川崎市に転居する際、子どもを預け、語学を生かした仕事に就きたいと考えていた。しかし、保育所へ子どもを預けることができず、就職を得られなかった。

これらのケースからは、就職先が見つからないと子どもを保育所へ預けることが難しいという状況は、働く保護者の子育て支援を目的とした制度の意図とは逆に、就労を希望する母親にとって、その後のキャリアを制限するものとして機能している可能性が示唆される。また、現在育児休業中で復職予定だが、保育園に空きがなくて困っていると語った保護者もいた（フィリピン、女性、20代）。これらのインタビューからは、共稼ぎ世帯や多様な就業形態の増加にともない、生じている多様な子育て支援ニーズに対し、保育所をはじめとした市の子育て支援施策がそれらのニーズに十分に対応できていない現状がうかがえる。

4. 保護者のネットワーク

外国人として日本で子育てしていく際には、情報や子育て仲間が子育ての大きな支えとなってくる。昨年度の調査において「育児でわからないことがあっても、相談する人がいない」と33%の回答者が答えたことからわかるように、子育て中の外国人保護者のネットワークは、子育て支援の重要なリソースの一つと位置づけられる。また前述した外国人市民代表者会議における提言でも、地域の保護者や子育て経験者との交流できる場所や機会を提供することを求めている。では、現在外国人保護者は周囲の保護者と実際にどのような関係を築いているのだろうか。ここでは、保護者同士の関係について、得られた語りを見ていきたい。子育てに関する話を話したり、相談できる人との関係を整理すると、主に次の3つの関係が挙げられよう。①保育所・幼稚園・学校などの保護者、②同国人の保護者、③職場や地域でできた友人や子育て経験者、である。

保育所や幼稚園、学校での保護者との関係については、多くの子育て中の回答者がつきあいがあると述べている。同国人の保護者についても、子どもの迎えなど困ったときのサポートや相談先として挙げる保護者は少なくなかった。

一方、転入間もない場合や乳幼児を育てている母親の中で、そうしたネットワークをもっていない人もいる。中部地方の都市で生活していたEさんは、結婚後社宅に住み、コミュニティの中でいろいろなことを教えてもらったと語る。夫の転勤で川崎市に転入したあとは、マンションの1室を借り上げた社宅だったため、周囲からの情報を得られなかったという。その後外国人の友人から紹介され日本語教室に通ったことが社会との接点となった。

〔日本語〕講座に入った理由は、正直試験を受けたいからじゃなくて、えーとなんていうんですか。子育てで。もうなんていうんですか、ストレスがたまり始めて。旦那も仕事忙しくて、もう10時とか11時に戻って来るので、1日中誰とも話してないなって気づいて。それにやっぱり話してないと、もう日本語どころか母国語もちよっとおかしくなるぐらい。やっぱり子どもにはね、もう「ダメ」「やめなさい」「お風呂に入りなさい」みたいなことしか言わないので。で、ここに入って、もうなんかほんとに楽しくなって、週に3回。2、3回だったと思うんですけど、それにすごいと思ったのは、午前中のレッスンだと、子ども見てくれるんですよ。……子どもがいないでもね。いないときに自分ができたなと思って。うん。これはすごい。

Eさんのこの語りからは、子育て中の外国人保護者の孤立を防ぐ場としても、日本語教室が役割を果たしていることがうかがえる。その後Eさんは、国際交流センターで困ったことを相談するようになり、自身もボランティアとして地域の小学校の国際理解教育にかかわるようになっていった。このケースでは、日本語教室を通じた社会との接点が、社会的リソースへとつながり、さらには社会参加へとつながる重要なきっかけとなっている。このことから、日本語教室が子育て中の孤立しがちな外国人保護者にとって、ただの言語習得のツールにとどまらない、多様な役割を果たしうる場となる可能性を見ることができよう。特に、仕事を持たず主婦として地域に暮らす外国人保護者にとっては、市民館や日本語学級がネットワークを広げる場として機能している様子が見えてくる。

Fさん（中国、女性、40代）は来日して半年後、市内の識字教室に通い始め、娘の幼稚園選びについて識字教室で相談した。Fさんは最初は大きくて新しいところがよいと思っていたが、識字学級で先生に近い方がいいと言われ、家から近い幼稚園をインターネットで二つ探して娘

と一緒に見学に行ったという。このケースからも識字学級が日本での子育てについての相談先や情報源となっていることがわかる。

このように地域の日本人とのコミュニケーションが子育ての情報源となっている一方、外国人同士、あるいは同国人同士のネットワークを求める保護者もいる。Gさん（ブラジル、女性、40代）は、子どもの通っていた幼稚園で、当時の園長が外国籍住民に対して理解がある人だったこともあり、当時在籍していた外国籍の母親数名と一緒に、出身国の料理で昼食会を開くなどの交流を行ったことが、よい思い出となっているという。Hさん（中国、女性、40代）は、同じ幼稚園に子どもを通わせる保護者から、面談の際に通訳として助けてもらった経験を語った。また、Hさんは、子どもを日本の公立学校に通わせる傍ら、日曜日には中国語学校に通わせていたが、その理由は同世代の中国人のママ友が欲しかったことだという。日本人の母親とのつきあいがなかったわけではないが、どうしても少し考え方が違うと感じる部分もあり、考え方の近い友達がいると安心できたという。このように、外国人保護者にとって、文化の違いや外国人ならではの悩みを共有できる同国人の子育て仲間も必要だと感じられていることがわかる。

このような同国人同士のネットワークのニーズはあるものの、そうしたネットワークが得られにくいという不満を感じている人もいる。Iさん（韓国、女性、40代）は韓国語教師や通訳として働きながら子育てをする中で、幼稚園の保護者には韓国人だからわからないこともあるので教えて欲しい、と積極的に友達作りをしたが、それでも韓国人の母親とはなかなか知れ合えなかった。「たまに元住吉でも、あら、ちょっと。韓国語で喋ってて、ママたち、でコーヒー飲んでるんだけど、そこにいきなり、すいませんとか行くのもちょっとあれなんですよ、言えないんですよ」。Iさんはその後、学校の先生に頼んで韓国籍の保護者を紹介してもらった。

やっぱり韓国人の事情とか自分たちが思ってることを、同じこう思ってるのは韓国人同士かなって。日本の方にも相談したりするんですけどもちょっと違ったりするんですよ。経験も違ければ、子どもの悩みがちょっと違ったりするんですよ。

Iさんは子育ての中で、子どものアイデンティティや韓国と日本との歴史を子どもにどう伝えるか、など外国人保護者ならではの課題も抱えており、同国人同士ならではの安心感や共通の悩みをもった者同士の関係を必要としている。

5. アイデンティティと子どもの進路

異なる文化で子育てをする外国人保護者にとって、日本社会で育つ子どもの母語やアイデンティティは大きな関心の一つである。昨年度の調査では、回答者の43.2%が日本語と母語の両方を家庭で使用していると回答し、半数近くの家庭での多言語使用が明らかとなった。

今回の調査においても、母語で子どもに話しかけているという家庭は多く見られた。母語の継承については、ルーツとしての側面と同時に、母語を身につけることで、将来特技として就職や職業で有利になるように、といった目的意識も見られた。Jさん（中国、男性、40代）は子どもに中国語を身につけさせるために、夏休み期間などを利用して、中国語のみの環境をできるだけ与えるようにしているが、その意図として、母国家族との交流と将来に向けた戦略といった複数の位置づけを行っている。家庭では、母語で話しかけることに加えて、中国の教科書を使った学習を取り入れている。母語を習得して欲しいという思いを次のように語った。

一応、今、小学校入ったから。で中国の、1年生の教科書を今、今年、妻に頼んで向こうからもってくるようにしてます。それで毎日少しずつ、少し、ちょこっと教えれば、役に立つかなっていう。それは、あの、常に、在日の外国人の悩みかな、中国人の悩みかなって思って。どういう風に子どもを育つか。皆やっぱ母語を失いたくないじゃないですか。

母語をきちんと習得して欲しいという思いを抱えつつも、外国人学校に通わせる難しさを次のように語る。「横浜とかそういう外国人の学校あるじゃないですか。あれは簡単に入れないですよ。お金もかかるし、高いし、遠いし、交通の不便もあるし。だから余裕がない家族はやっぱ無理ですね」。Jさんは、意識的に中国語を習得する機会をもつようにしている一方、日本の子どもと同じように育てて欲しい、という希望から学校は学区内の公立学校に通わせている。

えっと、基本的には、日本人と同じ育ち方で。そうじゃないと、たとえば将来的に中国に戻れば別として、日本にいる限り、周りの日本人の子どもたちが、同じ環境で育つじゃないですか。たとえば、うちの子どもと友達になっても、結局違う方向に行っちゃうじゃないですか。もし同じじゃないと。あの、だからやっぱり自分、子どもとしては、たまに言われるんですよ。私は日本人ですって言われるの。ああ、違う。

上記の語りからは、日本人と同じ環境に育てて欲しいという気持ちと同時に、「ああ、違う」という言葉に示されているように、子どもには中国人としてのアイデンティティをもって欲しい、というJさんの思いが見えてくる。複数の文化を子どもにどのようなかたちで伝えるか、という問題は、親にとっても正解のない難しい問題として日々経験されていることがうかがえる。

一方、高校生の娘を呼び寄せたFさんのケースでは、日本語の問題から子どもを中華学校に通わせる選択をしている。このように、民族学校が母語での学習をすでに身につけた子どもに対する、受け皿として捉えられている面もある。

そのほか、子どもの将来をグローバルに捉え、インターナショナルを希望している保護者もいる。「教育方針じゃないですけど、では絶対日本語だけじゃあ駄目と思ってるので、最低でも、英語とか。あるいは中国語、まあ自分の母国語とか、どっちか覚えてもらいたいなと思います。なんでまあ、小学校とか入ってもらんですけど、最終的にはちょっと海外に行ってもらいたいなあとと思います」(アジア、男性、30代)。

また、帰国を前提としてインターナショナルスクールへの進学を考えている保護者もいる。IT技術者として働くCさんは、現在子どもを日本の保育所に通わせているが、帰国後に母国でレベルの高い学校に入れるためには、小学校からは英語で学べる環境が必要だと考えている。インターナショナルスクールへ通わせるには、東京か横浜に引っ越す事が必要なため、妻と子どもをインドへ帰らせることを真剣に考えているという。保護者にとっては、子どもの将来のために最適な教育環境を与えたい、という思いで学校を選択することが多いだろう。そのために、帰国や転居せざるを得ないという保護者の悩みもある。

これらの語りからは、様々な将来像を描きつつ、子どもの可能性を広げたい、子どもがのびのびと育てて欲しい、というそれぞれの思いから、学校選択が行われていることがわかる。

また、学校教育や社会生活上必要とする日本語習得を終えたのちに、ルーツという観点から、

母語の重要性に気づいたケースもある。

K さん（南米、女性、50 代）は、日系 2 世の夫と結婚し、日本で 4 人の子どもの子育てをしてきたが、日本語習得のため家庭では日本語のみを使って過ごしてきた。子どもが成長した現在、自分の母語や母国について教えておけばよかったと感じている。一方、子どもたちはルーツへの関心をもち始めて、ネットを介した母国親族とのコミュニケーションを自ら取り始めている。

今、携帯って便利じゃないですか。その携帯の中にあの、YouTube ってあるじゃないですか。今はそれを見てみたいですけど。一番下の子は 22 歳なんですけれど、その子が一番興味あるみたいです。喋る事も興味あるみたいなんで。……いとこたちがいるので。向こうにね。そのいとこたちがフェイスブックで、時々メッセージ送ってくれてるみたいね。だけど、まったく知らないじゃないですか。で、なんかわけわからない言葉で返事してるみたいです。

このように、日本の学校への適応や学習面から、子どもの日本語習得の重要性を認識している保護者は少なくない。しかし、親族や親子間のコミュニケーションにおいて、母語の果たす役割は、学校や進学といった公的領域におけるツールとしての日本語とは異なり、家族間の相互理解や親密さといった、私的領域における関係性そのものを育むものとして認識されていることがうかがえる。

6. ひとり親世帯の状況

これまで、外国人保護者の抱える様々な課題を見てきたが、このような課題が最も深刻に表れているのが、ひとり親世帯の状況であるといえよう。日本人世帯においても、ひとり親世帯の抱える課題に対して、様々な施策が打ち出され始めているが、まだまだ困難な状況にある世帯が多いと言われている。外国籍のひとり親世帯の抱える困難は、異文化、言葉の問題、仕事を抱えながらの子育てと、それにともなう就職の問題など、さらに深刻な状況にあると考えられる。

今回の調査では、ひとり親世帯およびひとり親世帯での子育てを経験した人へインタビューを行ったが、回答者がすべて女性であったため、本章では男性のひとり親世帯の事例は含んでいない点を断っておく。したがってここでは、特にシングルマザーの抱える子育てや生活の状況に焦点を当て、調査を通じて得られた共通の課題のいくつかを取り上げ、検討していきたい。

シングルマザーの多くが子育てをしながら働いている状況にあるが、子どもの年齢によっては長時間労働や夜勤などが制限される場合も多い。今回の調査では、インタビューに応じたシングルマザーの半数以上が生活保護もしくは、過去に生活保護を経験したことがあると回答した。様々な公的支援が必要とされる状況において、どのようなサポートが得られているのだろうか。

ブラジル国籍の L さん（女性、30 代）は、制度や情報へのアクセスにあたり、日本語の堪能ないとこの存在が大きなリソースとなっている。もともとは日系ブラジル人の多く住む中部地方の都市に住んでいたが、離婚しシングルマザーとして生活する中、妊娠を機にいとこの住む川崎市に転入した。また夫と離別後 3 人の子どもの育てる M さん（女性、30 代）もまた、父親や妹、親族と同居し、困ったときの相談相手としても、日本語の堪能な父親を頼りにしている。このように、住む場所と得られる支援が近接していることも、多くの支援を必要とする

シングルマザーのケースの特徴と考えられる。

そのほかに、シングルマザーが頼れる支援者として、教会や支援団体の存在も大きい。特に教会に通っている回答者からは、教会で困ったことを相談できる支援者を見つけているというケースが多く見られた。行政からの手紙や通知、保育所からの手紙など、読めない書類を支援者に見せて、内容を教えてもらい、子どもの予防接種に関する説明をしてもらうなど子育てにおけるサポートを得る場所としても重要な機能を果たしていることがうかがえる。

また、職場を通じて頼れる相談相手を見つけているケースもある。Nさん（フィリピン、女性、40代）は、職場で知り合った年配の日本人女性が一番の相談相手で役所や学校からのお知らせでわからないものがあると、会社の人たちに相談しているという。Nさんのように、支援が必要だからといって、会社の人に頼むことができるかどうかは、職場環境によるところが大きいと思われるが、インタビューの中には、子どもの呼び寄せに関する書類を職場の人が一緒に調べてくれ、手続きを英語で説明してくれた、というケースもあった。このように職場の日本人が身近な支援者として様々な働きかけをしている一方、職場の環境に困難を感じている人もいる。Oさん（フィリピン、女性、30代）は外国人が1人という環境の中、仕事を始めた当初は周囲の日本人のいじめを受け、続けられないと思ったと語る。しかし、その後、どこの職場にもあることだと捉えて、幼い娘のためにも仕事を変えることは考えていないという。

シングルマザーの場合には、1人で家計を支えなければならず、十分な収入を得るために長時間労働を続けざるを得ないという問題もある。市内で外国につながる子どもたちのための学習支援を行っている支援団体の担当者によると、生活保護を受けずにダブルワークをしているシングルマザー家庭も多いという。日本人のパートナーとの間に2児をもうけたあと、未婚のまま日本で働いていたPさん（フィリピン、女性、40代）は、母国の親族に子どもを預けて長時間労働をしながら、仕送りのため同国人のつてを頼って、ホテル清掃の仕事を得た。その後子ども2人を呼び寄せることができたが、経済的により安定した職業に就くためヘルパーの資格を取得した。

Qさん（フィリピン、女性、40代）も、収入を増やすため、より長時間働ける仕事を探しているが、ハローワークになかなか行くことができず、市役所で相談に乗ってもらいたいと語った。このように、一家の大黒柱として家計を支えるためには、より安定した長時間の勤務のできる職を見つけることも、重要である。そこで、日本語能力やヘルパーのような資格の有無が大きくかわってくるが、生活のために長時間働かざるを得ない中で、集中的に日本語を身に付け、資格を取得するのは、個人の努力だけでは難しいと考えられる。2015年以降、厚生労働省は外国人就労・定着支援研修事業として就労に必要な日本語教育などを提供し始めているが、安定的な就労を獲得し、継続できるような行政の支援策が求められる。

子どもの教育については、どのような状況にあるのだろうか。詳細は次章にゆずるが、生活保護世帯に対する学習支援制度など、経済的困窮と学習支援の必要性は近年より一層認識されるようになっている。今回の調査では、低学年の子どもをもつ親のケースでも、子どもが親に対して、学校からのお便りやその他書類の日本語をわかる範囲でサポートしているという語りが多くみられ、子どもも保護者を支える役割を果たしていることがうかがえた。

その一方で、学習支援や教会が子どもにとっても、家庭から得られない支援や発散の場所となっているようである。ストレスから不眠で精神科にかようNさんのケースでは、来日間もない小学校2年の娘が度々母親を心配し、気遣う様子をみせているという。呼び寄せによる環境の変化や、親の大変さを見て甘えることをためらう子どものストレスもまた、学習支援にとどまらない子どもの居場所づくりの必要性を示唆するものである。Nさんの娘は教会で同じ国出身の子どもと過ごす時間が発散となっているという。同じように娘を呼び寄せたPさんのケースでは、長女については、中学生という比較的高い年齢で来日したにもかかわらず、編入先の学校で同国人生徒の友人が多くできたことで、結果的に高校進学、母国大学への進学へとつな

がり、学校の適応はスムーズにいったが、小学校6年生で来日した次女は、編入先の学校で同国人のクラスメイトがおらず、不登校となってしまった経験を語った。

このことから、子どもの家庭状況に応じて、学習支援にとどまらない、子どもの相談場所または居場所といった支援も必要ではないだろうか。

ここまで、5名のシングルマザーのインタビューを通して、子育て状況を概観してきたが、支援者とつながっている、あるいは教会のような支援を得られる場とのつながりをもっているケースがほとんどであった。しかし、インタビューで語られたことの背後に、語りえないような、様々な苦労があるであろうことは想像に難くない。また、インタビュー調査では得られにくい、DV被害や虐待などのさらに困難な問題を抱えたシングルマザー家庭の状況については、専門機関などを通じたより詳細な調査によって、本当に必要な支援について検討していくことが必要であろう。

7. 今後の支援とネットワークのあり方

ここまで、子育てに関する語りをを通して、外国人保護者の抱える課題や戦略、必要とされる支援について検討してきたが、その多くは川崎市外国人市民代表者会議で提起されてきた問題であり、また日本人の子育て世帯と共通する課題も散見される。では、なぜこのように同じ問題提起が繰り返されてなお、課題として残っているのだろうか。

一つは、子育てそのものが、常に新しい経験であり、試行錯誤のプロセスであることが理由の一つとして挙げられるだろう。時代の変化とともに、子育ての知識や方法も常に更新され、人々のライフプランが多様化するにつれて、子育ての選択肢も膨大なパターンが生まれている。

こうした選択肢や情報の多様性に反して、地域の子育て環境は十分に整備されているとはいえない。子育てが相談できる環境についても、地域コミュニティの衰退に象徴されるように、顔の見えるコミュニケーションは失われつつある。これまで日本社会に当たり前のよう存在していた地域や保護者間のネットワークを築くことが難しくなっている今日、新たな取り組みとして、地域で子育てについて話し合える関係性を築くこと、同国人同士のネットワークの構築など、外国人保護者が必要としている子育てに必要な社会関係を築ける場や仕組みづくりが、今後子育てしやすい環境の整備を進める上で、ソフト面での支援につながる重要な役割を果たしていく可能性があると考えられる。

また、シングルマザーなど困難を抱える家庭に対する支援は、早急に進める必要のある課題であろう。特に、経済状況や母親の就労の問題、子どもの生活状況や学習状況などが、相互に関連しあっているため、子どもと保護者の双方を視野に入れた支援が必要とされているのではないだろうか。

外国籍保護者が安心して、のびのびと子育てができる環境は、保護者自身の住みやすさ、暮らしやすさにとどまらず、次世代を担う市民を育む基礎となるものでもある。個々の課題に丁寧に向き合い、解決に向けた施策を実施していく取り組みとともに、時代や状況によって変化する子育てニーズを的確に捉えるために継続的な調査の実施が求められよう。

(西口 里紗)

7 学校や教育における課題

1. はじめに

本章では、外国につながる子どもや外国人保護者が日本の学校、教育の中で抱える悩みや困りごと、困難について考察するとともに、それらの改善に向けた取り組みや支援の必要性和そのあり方について論じることとしたい。

ところで、本章で論じようとしている外国につながる子どもや外国人保護者は、そもそものくらい存在しているのであろうか。まずは、問題の射程について確認することからはじめよう。学校基本調査によれば、2015年5月1日現在の川崎市立の小・中学校に通う外国籍の子どもの数は620人（小学生454人、中学生166人）である。ちなみに、2013年9月現在のデータでは外国籍の子どもの数は731人で、国籍・地域別の内訳を見てみると中国（208人）が最も多く、そのあとにフィリピン（178人）、韓国・朝鮮（138人）と続いており、国籍・地域の総数は全部で41となっている。

表8 国籍・地域別児童・生徒数

	2011年9月現在		2013年9月現在	
	国籍・地域	人数	国籍・地域	人数
1	中国	211	中国	208
2	韓国・朝鮮	176	フィリピン	178
3	フィリピン	160	韓国・朝鮮	138
4	ブラジル	46	ベトナム	39
5	ペルー	40	ペルー	38
6	ベトナム	30	ブラジル	32
7	アメリカ	20	アメリカ	13
8	インドネシア	15	タイ	11
9	タイ	11	インドネシア	7
10	パキスタン	8	バングラデシュ、ロシア	6
—	その他	54	その他	61
合計		771		731

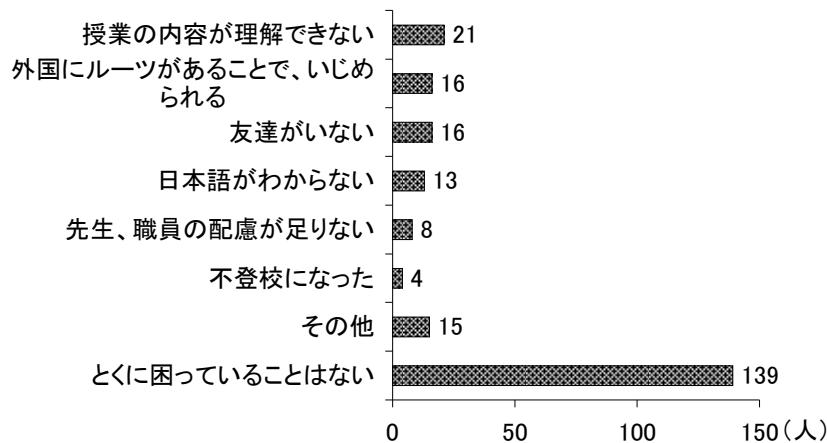
出所：『ともに生きる～多文化共生の社会をめざして～』（2015），p. 11をもとに作成。

一方で、外国につながる子どもの中には外国籍の親をもつ日本国籍の子どももいるが、学校基本調査などではそのような子どもたちの数は把握できていない。しかし、昨年度に川崎市が実施した質問紙調査では50.7%と約半数の子どもは日本国籍をもっているという実態が明らかとなっており、川崎市立の小・中学校に通う日本国籍をもつ外国につながる子どもの数は調査結果からおおよそ600人程度と予想される。したがって、外国籍および日本国籍をもつ外国につながる子どもの合計はおおよそ1,200人程度に、また、川崎市立の小・中学校に子どもが通っている外国人保護者の数はおおよそ1,800人程度になるとみられる。他方で、在籍児童・生徒数の合計は101,126人（小学校71,781人、中学校29,345人）なので、外国につながる子どもの割合は実際には1%程度であるが、一人ひとりの子どもという視点で見れば1,200人という数字は決して小さなものではないだろう。

では、外国につながる子どもや外国人保護者はどのような悩みや困りごと、困難を抱えてい

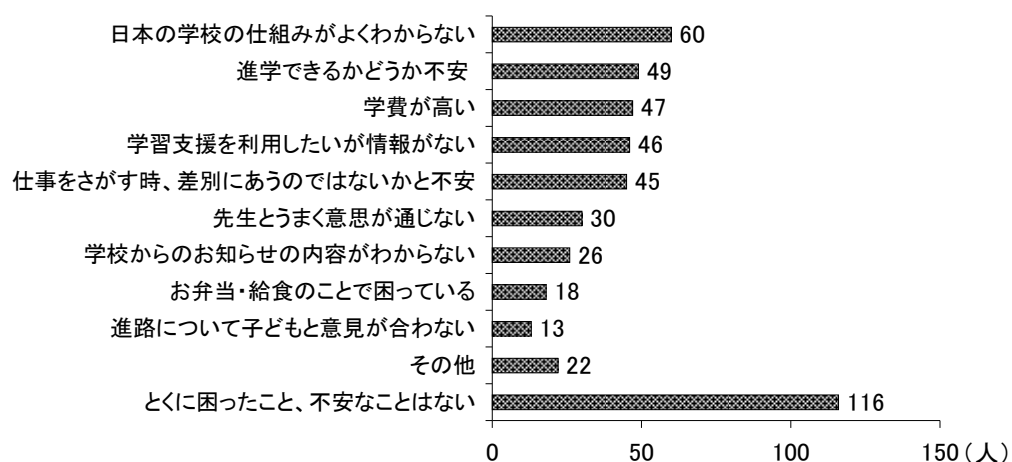
るのであろうか。昨年度の調査では、外国人保護者に対し「子どもが学校で困っていること」と「保護者として学校と進路について困っていること」をたずねた。前者に関しては、保護者が必ずしも子どもの悩みや困っていることを把握しているわけではないという問題があるものの、いずれの質問でも「とくに困っていることはない」(70.2%)や「とくに困ったこと、不安なことはない」(39.5%)といった回答が最も多くを占めた。この結果からは、外国につながるから子どもだから、外国人保護者だからといって必ずしも困っているわけではないということがわかる。その一方で、たとえば前者では「授業の内容が理解できない」(10.6%)「外国にルーツがあることで、いじめられる」(8.0%)「日本語がわからない」(6.5%)、後者では「日本の学校の仕組みがよくわからない」(20.4%)「進学できるかどうか不安」(16.7%)「学習支援を利用したいが情報が無い」(15.6%)「先生とうまく意思が通じない」(10.2%)「学校からのお知らせの内容がわからない」(8.8%)など、悩みや困っていることがあるという人も少なからずいた。

図4 子どもが学校で困っていること (N=198, 複数回答)



出所：『川崎市外国人市民意識実態調査報告書』(2015), p. 51.

図5 保護者として学校と進路について困っていること (N=293, 複数回答)



出所：『川崎市外国人市民意識実態調査報告書』(2015), p. 51.

とはいえ、ここで重要なのは、困っている人が多いか、少ないかということではなく、どの

ような人たちが、何に対して、なぜ、どのように困っているのかということであろう。特に、外国につながる子どもや外国人保護者の場合、言葉や文化、習慣の違いから外国人市民特有の課題を抱えることがある。にもかかわらず、そのような課題は、マジョリティである日本人にとっては見えにくく理解しにくいものであることが多く、その結果、支援の必要性が十分に認識されないということが間々ある。

以上のような問題意識のもと、本章では今回の調査を通じて学校や教育といった分野で浮かび上がってきた課題について考察するとともに、求められる取り組みや支援とそのあり方について考えていくこととしたい。

2. 学校、教育システムや文化の違いによる悩みや困りごと

外国人特有の悩みや困りごととして、まずは学校、教育システムや文化の違いからくるものについて見ていきたい。たとえば、日本の大学を卒業し、日本での滞在が 15 年を数える A さん（中国、男性、40 代）でも、今年、子どもが小学校に入学する際に次のようなことで困ったという。

日本人としては、多分そこまで考えないと思うけど。たとえば、入学式があるじゃないですか。それで、どういうスーツ、どういう色のスーツがいいのか。われわれ、はじめての子どもですから。あと日本の事情もわかんない。……上履きとか、普通のきれいな室内専用の運動靴とか、そういう一言を書いてくれたんですよね。学校の説明で。だけど、どこまでがそのもの [きれいなもの] ですかってうちらわかりません。

また、現在では外国人をサポートする側にまわっているというブラジル出身の B さん(女性)も同様の経験をしたという。

実は、保育園と小学校に入ってすごく苦労したんです。もう、言葉がわかんなくて。上履きっていう言葉知らなかったんですよ私。で、みんなが履いているものがあるって。え、これが上履き？もしかしてって。うちだけ履いてなかったの。入学式のと、裸足だったの。もうそれが悔しくて。ほんとに上は完璧だったんだけど、靴下のままだったんですね。で、そこからやっぱり支援をしようって思って。一生懸命勉強して。もちろん、友達にサポートもしていただいて。こういうのはいけないと思って、ボランティアをはじめたんですね。そこがきっかけ。

ここでは、A さんも B さんも日本語が読めない、わからないということではなく、「上履き」という言葉と日本特有の習慣を知らなかったことが困った経験の原因となっている。A さんに関しては、学校からのお知らせに「きれいな室内専用の靴」という説明があったようだが、どこまでが「きれい」といえるのかという部分で悩んだそうで、写真があればよかったとのことだった。

以上のような「上履き」の件は、日本人にとっては「当たり前」かもしれないことでも、外国人にとっては「当たり前ではない」ことのわかりやすい事例だといえよう。B さんのように、そのような経験が次へのモチベーションにつながればよいが、逆に保護者として子どもを日本

の学校に通わせる上での不安へとつながってしまったり、自信を失うきっかけになってしまったりすることもあるかもしれない。外国人保護者が今後もますます増加していくであろうことを考えれば、日本人にとっての「当たり前」を前提としない説明や配慮のあり方とその工夫が求められるだろう。

多言語での情報提供

その際、多言語での情報提供は有効な方法の一つである。外国人市民代表者会議でも、学校からのお知らせや通知を多言語化して欲しい（せめて英語）やルビを振って欲しいという意見はよく聞かれる。とはいえ、もちろん、多言語化が実現できればよいのだろうが、学校からの通知やお知らせは日常的に多くあり、それらをすべて翻訳するというのは現実的に難しい。また、先ほどの「上履き」の例からもわかるように、実際に翻訳をする際には文化や習慣といったコンテキストも同時に翻訳（橋渡し）する必要がある、たんに言葉を置き換えればよいというわけではない難しさもある。

他方で、外国人保護者への情報提供のあり方は、そもそもの程度の日本語能力なのかによってもニーズが変わってくる。前述のAさんは、せっかく外国語に翻訳してくれても、意味が違っている可能性もあるし、たしかめるときに元の日本語がわからないので、来年からは日本人と同じ資料をもらうつもりとのことだった。このように、外国人だからといって一律の対応や配慮をすればよいというわけではないのである。それぞれのニーズに応じたきめ細かい支援を、というのは理想かもしれないが、実際にはすべての人の個別のニーズに応え、それを満たすことは不可能だろう。したがって、この問題は学校からの情報提供の改善だけで解決をはかることは難しく、そのほかの支援とあわせて考えることが肝要だと思われる。

保護者や支援者とのつながり

そのほかの支援として、有効だと思われるのは保護者や支援者とのつながり、ネットワークの存在である。外国人保護者が「わからないこと」があるというのは当たり前かもしれないが、一方で日本人保護者であってもはじめからすべてのことを理解しているというわけではない。それでも、わからないことにつまずくことが少ないのは、保護者同士のつながりや子育て経験者から情報を得ている部分が多分にあるからだろう。

実際、外国人保護者の中にもそのような保護者同士のつながりを自ら作ろうとしている人たちもいた。たとえば、Cさん（フィリピン、女性、40代）は、参観日のときにはクラスメイトの保護者にあいさつし、「わからないので、教えてくれるとありがたいとお願いするようにしている」とのことだった。もちろん、誰もがCさんのようにできるわけではない。とりわけ、日本語が不自由で日本語でのコミュニケーションに自信がない場合には、日本人の輪の中に飛び込んでいくのは勇気がいることだろう。とはいえ、困っていたとしても、ただ待っているだけではなかなか支援の手は届かない。したがって、外国人保護者にもはじめの一步を踏み出す勇気が求められる。その一方で、外国人保護者にだけ努力を求めるのではなく、日本人の側にも積極的に歩み寄っていかうとする姿勢をもつことが望まれる。そして、行政にはそのような保護者同士のネットワークや支援者とのつながりができるよう、外国人保護者だけではなく、日本人に対しても必要なサポートを提供していくことが求められるだろう。

3. 子どもたちの悩みや困りごと、困難

ここまで、主に保護者の悩みや困りごとを見てきた。では、実際に日々学校に通っている子どもたちは、どのような悩みや困りごと、困難を抱えているのだろうか。

なお、今回の調査では小学生や中学生、高校生たちに直接インタビューを行っているわけで

はない。そのため、子どもたちの抱える困難や課題については、基本的には保護者へのインタビューを通じて見えてきた状況から考察することとなる。ただし、子どもたちの実態を把握するために市内の複数の学習教室や市立川崎高校での参与観察を行い、支援者や関係者からも話をうかがうなど状況と情報の把握に努めた。また、自身が支援者として活動しているというBさんの紹介で、10歳のときにブラジルから来日し、現在は大学生のDさん（ブラジル、女性、横浜市）にインタビューに同席してもらい話を聞くことができた。Bさんが活動しているのが横浜市の国際交流ラウンジということもあってDさんは横浜市民なのだが、貴重な話や意見も聞いたことから、あらかじめ川崎市民ではないことを断った上で報告書でも紹介することとした。

さて、昨年度の調査報告書では、子どもたちの困難を①言葉の壁による困難（授業理解と日本語の問題）、②人間関係上の困難（いじめや友達ができない）、の二つに区分して考察を行っていた。両者は必ずしも厳密にわけることができない場合もあるが、今回もひとまずは上記の区分を用いることとしたい。

3-1. 日本の学校への適応——差別、偏見、いじめ

まずは人間関係上の困難から見ていこう。今回の調査では、友達もいるし、楽しく学校に通っているという声も数多く聞かれた。しかしながらその一方で、残念ながらいじめにあっている、いじめにあった経験があるという声も複数のインタビューで聞かれた。

たとえば、Cさんの娘は、小学生のときに周りから「お前はガイジンなんだよ」と言われていたそうで、Cさん自身も娘から「お母さんがガイジンだから！」と責められたことがあったという。また、現在、中学生のEさん（中国、女性、川崎区）の息子は、服装や靴をバカにされたり、先輩に敬語が使えなかったりといった理由でいじめにあっているそうだ。Eさんの息子は中国の小学校を卒業後に日本に来日したため、まだ日本語でのコミュニケーションが十分ではなく、学校でも友達がほとんどいないとのことだった。もともとは元気で活発な子だったそうだが、最近は家にこもりがちになっており、人が変わってしまったようだ、とEさんとても心配している様子だった。ほかにも、現在、小学校に通っているFさん（中国、女性、麻生区）の娘は、学校や近所で「中国人」ということで差別的なことを言われたり、無視されたりしたことが何度かあったという。さらに、Gさん（ヨーロッパ、女性、50代）は、自分の子どものことではないものの、同じ学校の中でアフリカ系の子どもに対する差別やいじめが、さらに、欧米から戻ってきた子どもたち（帰国子女）に対しても「ヨーロッパ化している」としていじめがあると話してくれた。

このような外国につながる子どもたちに対する差別や偏見、いじめに対して日本語指導等協力者として子どもたちをサポートした経験があるHさん（ブラジル、女性）は以下のように述べている。

実際、息子たちもちょっとはあの経験してるんですけども。……実際、日本語がちょっとできないだけでなんかそういう態度とか。ちょっとした行動で周りから変に思われて、で、批判されたり、暴言を言われたり。で、暖かく見守ってくれるんじゃないくて、仲間はずれにしようとするのがちょっと見られるように感じます。

また、Hさんの指摘と同様の経験をDさんは当事者として経験している。

ちょうど小学校 6 年生のときに、教科書を読む機会って多いじゃないですか。国語の。それがすごい苦手で。そう、ドキドキして。でも、当てられちゃったんですよ。先生に。立って読んだら間違っちゃって。ちょっと笑われたんですよ。周りに。それがすごい辛くて。

H さんや D さんの語りからは、差別やいじめの背景には、日本の学校における「異質」なものに対する排他性や同調圧力の強さといった根深い問題が存在していることがうかがえる。もちろん、すべての学校でいじめがあるわけではないし、外国につながる子どもだからといって必ずしもいじめにあうというわけでもない。とはいえ、それでもやはりいじめの問題は楽観視すべきではない。外国にルーツがあることがいじめの原因となる場合、自らのルーツを否定するという悲しい結果を生むことへとつながってしまいかねない。また、とりわけ昨今では、ヘイトデモやヘイトスピーチをはじめ、「異質」なものに対する排他性や不寛容が社会的な風潮として見られる傾向があり、それらが子どもたちに与える影響が大いに懸念される。

川崎市では 1986 年に「外国人教育基本方針」を制定（1998 年改定）するなど、学校、教育の現場において早くから差別の解消と人権尊重を掲げた取り組みを進めてきた。もちろん、差別や偏見、いじめをなくすということは容易ではない。それでも、行政は今回の調査で浮かび上がってきた実態を受けとめ、あらためて差別の解消と人権尊重の意識を根づかせていくことの重要性を意識し、そのための取り組みを粘り強く続けていくことが必要であろう。

3-2. 日本の学校への適応——日本語の習得と学習の困難

次に、言葉の壁による困難について見ていこう。日本語の習得は、学校での人間関係づくりにとって欠かせないだけでなく、学習にも直結する大きな問題であり、外国につながる子どもたちが抱える特有の問題であるといえるだろう。

日本語支援のニーズ

ところで、日本で生まれ育ち日本語での日常会話に不自由のない子どもでも実は日本語の支援が必要な場合がある。というのも、後述するように、言語には生活言語と学習言語という区分があり、日常会話に不自由がないからといって学習言語にも問題がないとは限らないのである。にもかかわらず、日常会話に不自由のない子どもたちは一見すると日本語に問題を抱えていないように見えるため、生活言語と学習言語という区分があることを知らないと支援の必要性が認識されず、学習言語における問題が見落とされがちになってしまう。したがって、日本語の支援を考える上で、まずはそのような子どもたちもいるということに留意しておきたい。

とはいえ、やはり日本語の習得という面でより大きな困難を抱えているのは母国などからの呼び寄せできた子どもたちである。そして、彼ら／彼女らの中には日本語がまったくわからない状態で小学校や中学校に編入してくるというケースも少なくない。では、川崎市では日本語が不自由な子どもたちに対してどのような支援があるのだろうか。

現在、川崎市では日本語の不自由な外国人児童生徒（日本国籍を含む）のために日本語の指導と学校生活への適応援助などを目的に日本語指導等協力者を派遣している。そして、今回の調査では、この日本語指導協力者の派遣に関していくつかの課題が浮き彫りになっている。

たとえば、I さん（ヨーロッパ、女性、30 代）は自分の子どもではないものの、制度を利用している子どもを見て次のように課題を指摘している。

……普通に喋れても、授業の内容がわかるわけではないですよ。子どもたちとの普通の会話はできたんですけど……

I さんが指摘するように、一口に言語の習得といっても話せるようになることと授業の内容を理解できるようになることでは大きな違いがある。通常、日常会話などで用いられる生活言語の習得は1年から2年程度で可能といわれているのに対し、教科書や授業を理解するための抽象的な思考に必要な学習言語の習得は5年から7年、場合によっては10年以上かかることもあるといわれている。実際、当事者としての経験をもつDさんも次のように述べている。

本当に学校の教科書開いても、教科書って難しいんですよ。すごく。とくに歴史、歴史がすごい難しくて……

特に、国語や社会といった日本の文化や歴史と深く結びついた教科を理解するためには学習言語の習得が不可欠で、日常会話がある程度できても、学習言語が習得できるまでにはより多くの時間と支援が必要とされるのである。

さらに、Eさんからは、次のような問題も指摘されている。日本語指導等協力者の派遣は、1回2時間の指導を月に8回×9か月（＝計144時間）を原則としている。しかし、Eさんの息子はまだ日本語が十分に話せないにもかかわらず、9か月よりも前に週1回の指導に減らされてしまったそう。おそらく、Eさんの息子は一定の日本語レベルを習得したと判断されたのだろう。日本語指導等協力者の派遣に関しては、外国人市民代表者会議でも「必要な子どもに派遣されていない」といった意見はよく聞かれる。ここでの問題は「支援の必要性」や「一定レベル」をめぐる、当事者とのあいだに大きな認識のギャップがあることだと思われる。

もちろん、支援が必要だからといって際限なく派遣を続けることはできない。ただし、現状では、日本語指導等協力者の派遣はその目標を、まったく日本語が話せない子どもに対して簡単な会話と簡単な文の読み書きができるまでとしており、残念ながら学習言語の習得という観点からは明らかに不足していると言わざるを得ない。なお、このような日本語指導の必要性については、国もその需要の高まりを認識しており、2014年度からは日本語指導を「特別的教育課程」として編成・実施することが認められるようになるなど、その整備、拡充がはかられているところである（ちなみに、文部科学省では初期指導の標準時数は年間280単位時間程度とされている）。川崎市としても、さらなる日本語支援の充実が望まれる。

学習支援のニーズ

さて、日本語の習得とも関係するが、今回の調査では学習支援についてもそのニーズがうかがえた。たとえば、小学生の娘をもつJさん（ベトナム出身で日本国籍を取得、男性）は、学校の面談の際に先生から「理解が遅い」と言われたことを心配していた。Jさんの妻はまだ日本語が十分ではないため、娘の勉強を見てあげることができないという。Jさんが宿題を見てあげることもあるそうだが、仕事も忙しいため毎回見てあげることができないとのことだった。また、Kさん（フィリピン、女性）の小学生の娘は来日してまだ日が浅いため日本語で苦労しているそう。家ではできるだけ日本語で会話するようにしているとのことだったが、現在、Kさんはシングルマザーで仕事が忙しいこともあり宿題などを十分に手伝ってあげることができていないそう。Kさんの娘の場合、放課後は「わくわくプラザ」を利用していることもあ

り、宿題で困っているときには電話でお願いしてスタッフに手伝ってもらうこともあるという。ただし、本来、わくわくプラザは放課後の子どもたちの居場所づくりを目的とした事業であり、学習支援が事業として位置づけられているわけではない。外国人市民代表者会議でも、わくわくプラザで子どもの宿題をみて欲しいという声があがることもあるが、実際に対応をしてもらえるのかはそれぞれのわくわくプラザ（あるいは、スタッフ）によって異なってくる。

以上のように、外国につながる子どもたち、とりわけ日本語がまだ不十分な子どもたちは、学習面での支援を必要とすることも多い。このような子どもたちの抱える問題は、日本語の習得とも関係しているため、たんに塾へ行けばよいというものではない。また、低学力という問題が貧困へとつながり、さらにそれが世代間での貧困の連鎖を生み出すことは想像に難くない。したがって、子どもたちへの日本語や学習の支援は、たんなる「日本語」や「学習」の支援としてではなく、その先につながる問題へと目を向けることが重要であり、行政もそのような観点から支援のあり方を考えることが必要であろう。

4. 受験・高校進学と進路指導における課題

さて、再び昨年度の調査結果に目を向けてみたい。外国人保護者が困っていることのうち、上位の二つを占めたのは「日本の学校の仕組みがよくわからない」と「進学できるか不安」であった。「受験」や「高校進学」といったテーマは、外国人市民代表者会議でよく取り上げられるものであり、多くの外国人保護者が困っていることだといえる。

今回の調査でも、受験や高校進学に関して保護者から不安の声が聞かれた。たとえば、小学校5年生の娘をもつLさん（韓国、女性）は、偏差値の意味や学区、高校のレベルのほか、そもそも高校の名前がまったくわからないという不安を語っていた。また、現在、中学生の息子をもつCさんは、子どもが勉強についていけない部分もあり、どのような高校なら行けるのかということがわからないという不安を漏らしていた。受験の制度に関しては、たとえば公立学校が1校しか受験できないことや「滑り止め」など、日本人にとっては当たり前かもしれないことでも、外国人にとってはわからないことも多いのである。

一方で、今回の調査ではたんに受験の制度や仕組みがわからない、情報がないというだけではなく、進路指導に関する具体的なニーズや問題点も聞かれた。中でも、重要と思われるものの一つは保護者面談の際の通訳に関するニーズである。来日して15年になるEさんは、まったく日本語が理解できないわけではないものの、今回の調査でも本人の希望があったため通訳が同席してインタビューを行った。Eさんは、どうしても通訳が必要なときには日本語が話せるEさんの父親に同席を頼むこともあるとのことだった。それでも、父親も仕事があるため毎回同席できるわけではなく、面談ときに助けてくれる通訳が欲しいとのことだった。

保護者面談、とりわけ進路に関する面談は子どもの将来にもかかわる重要なものであり、保護者にもきちんとその内容を理解してもらう必要がある。簡単な日本語が通じる場合には、ゆっくり話せば大丈夫だろうと思われてしまうのかもしれないが、外国人保護者だからといってお座りな面談になってしまってはならないだろう。また、Eさんのケースでは、学校からの依頼があれば川崎区の通訳および翻訳バンクを利用することができたはずであり、残念ながらせつかくの制度が有効に活用されていないという実態も浮き彫りになった。その一方、そもそも通訳に関するニーズは川崎区だけにあるわけではない。また、通訳に関するニーズは学校、教育に限らず幅広くみられるものでもある。2015年10月に改訂された「多文化共生社会推進指針」でも新たに設けられた重点課題の一つとして「通訳体制の拡充」が挙げられているように、通訳体制の整備は全市的な取り組みとして求められているといえるだろう。

通訳に関するニーズのほかにも、進路指導に関しては学習教室の支援者から間々あることとして次の二つの問題を指摘された。一つは、はっきりとした進路指導をして欲しいというもの

で、志望校を選ぶ際に、レベルを下げろという必要はないが、希望が高すぎる、あるいは難しいのであればはっきりとそのように伝えるべきで現実的に考えて届きそうな目標かどうかを正直に伝えてあげないと子どもたちは自信がないので迷ってしまうとのことだった。もう一つは、しばしば間違った知識や情報で指導してしまう教員がいるとのことだった。神奈川県には外国につながる子どものための制度として、「在県外国人特別募集」（通称、在県枠）や「特別な受験方法」といったものがあるが、これらの制度を正しく理解していない教員いるという。実際、在県枠のことを知らない、あるいは詳しく理解していない教員がいるという声は外国人市民代表者会議でもしばしば聞かれる。当然ではあるが、進路指導は正確な知識や情報にもとづき責任をもってなされるべきであり、あらためて研修などを通じて制度の周知と正しい理解の促進をはかっていくことが必要だろう。

5. 求められる支援とそのあり方

さて、ここまで様々な課題や支援の必要性についてみてきたが、最後に、やはり外国につながる子どもたちが抱える最も重要な課題だと思われる日本語支援と学習支援の問題についてあらためて考えることとしたい。とはいえ、学校における日本語支援の課題と拡充の必要性についてはすでに論じたところである。したがって、ここではもう少し広い視野で問題を考えてみたい。というのも、学校における支援の充実が大前提にあるとはいえ、そもそも日本語支援や学習支援を学校の中だけで対応しようとするには限界があるといえる。では、どうすればよいのだろうか。ここでは 10 歳のときにほとんど日本語がわからない状態で来日し、現在、大学生となった D さんのケースからそのヒントをさぐることにしたい。

現在、大学への進学をはたした D さんだが、10 歳で来日してから中学を卒業するまで週末は B さんがスタッフとして働く国際交流ラウンジの日本語教室に通っていたそうだ。それでも日本語能力が飛躍的に伸びて授業についていけるようになったのは高校生になってからだったという。また、D さんはいわゆる取り出し授業も経験したそうだが、自身の経験を振り返り次のように述べている。

〔取り出し授業って〕あんまりよくないと思うんです。ほんとに放課後とかの方がいいと思うんです。……取り出し授業があっちゃうと、なんだろう、身につけるべき力が不足しちゃうじゃないですか。それが高校受験のときにあらわれるんですよ。……日本語の指導に力を入れちゃうと、それはいいことなんですけど。それは放課後にやるべきじゃないのって。それか、もうちょっと〇〇クラブ〔D さんが通っていた日本語教室〕のような補習教室をもうちょっとつくるべきではないのかって……

D さんが指摘するように、取り出し授業にはそのぶん教科の学習時間を奪ってしまうというデメリットがある。もちろん、まったく日本語がわからない状態ではそもそも教科学習についていくことはできないので、取り出し授業が有効ではないというわけではない。しかしながら、ある程度の日本語能力がついてきた段階では、D さんが提案するように日本語指導は放課後などに行う方がよいのかもしれない。川崎市には、各区に識字教室があり日本語学習の支援を行っているが、残念ながら子どもが日本語を学べる場とはなっていない。放課後や週末などに子どもが日本語を学ぶことができる場、特に継続して学ぶことができる場が必要なのではないだろうか。

ところで、D さんは授業についていけるようになったのは高校生になってからとのことだっ

たが、学習面での遅れはどのようにカバーしていたのだろうか。Dさんの場合、学習面での遅れについても日本語教室のつながりで紹介してもらったボランティアの方に放課後や週末などに勉強をみてもらっていたそうだ。もちろん、大学進学まで至ることができたのはDさん自身の相当な努力があったことは想像に難くない。しかしながら、学校以外に日本語の習得や授業の補習をする機会や場があったことはきわめて大きいだろう。Dさんの場合は横浜市の国際交流ラウンジがそのような機会や場を提供する場所となっていたようだが、はたして川崎市の場合はどうであろうか。

もちろん、川崎市にも学習支援を行っているところはある。しかしながら、ニーズに比べると圧倒的に支援が不足しているように思われる。そのような中でも、たとえば今回訪問をした青丘社の学習サポートは地域子どもたちにとっての貴重な受け皿となっていた。とはいえ、課題がないわけではないという。特に、そもそも学習支援をするにあたっては場所と人、そして運営するための事業費が必要であるが、それらを確保・維持することは簡単なことではない。学校の中だけではない支援といったときに、地域や市民のもつ活力・活動に期待するのは有効な手法だとは思いますが、それらの支援活動は放っておいても育つものではない。必ずしも潤沢である必要はないが、運営を維持するための財政的な支援は必要であるし、たんなる財政支援にとどまらない連携・協力も必要である。

なお、青丘社では現在、二つの学習支援事業を行っているとのことだった。一つは、健康福祉局が実施している川崎市学習支援・居場所づくり事業の委託を受けたもので、生活保護世帯の中学3年生を対象とした学習支援である（ただし、青丘社では、対象外である中学1年生、2年生についても独自予算で自主的に取り組んでいるとのことだった）。この生活保護世帯を対象とした学習支援を利用している子どもの中には、外国につながる子どもも少なくないそうで、そのこと自体は外国につながる子どもたちの経済的困窮という問題の大きさをうかがわせるものだが、貧困対策を目的とした事業が外国につながる子どもたちへの学習支援の一つの重要な回路となっていることがわかる。もう一つは、生活保護世帯に限らない外国につながる子どもを対象とした学習支援である。しかし、こちらの事業については、現在、大きな課題を抱えているという。というのも、2009年度から2014年度までは文部科学省がIOM（International Organization for Migration：国際移住機関）に基金を委託した「定住外国人の子どもの就学支援事業（虹の架け橋事業）」を利用していたそうだった。しかし、同事業の終了にともない2015年度から新たに文部科学省によって開始された「定住外国人の子どもの就学促進事業」では自治体を通じて申請するというかたちをとるようになったこと、また、新事業では事業費の3分の2を自治体が負担する制度となったこともあり、現在は市との調整がつかず新事業は利用できていないそうだった。現状では、他の助成金を獲得することでなんとか事業は維持しているが、公的補助がなくなったことで事業予算は大幅に減ってしまい苦しい事業運営を強いられているとのことだった。新たに自治体へも負担が求められるようになったとはいえ、国としても外国につながる子どもたちへの学習支援の必要性和重要性は強く認識しているところであり、川崎市としてもぜひ前向きに検討できないものだろうか。あるいは、学習支援・居場所づくり事業のように川崎市独自の制度を活用するというのもよいかもしれない。たとえば、2014年度から開始されている「地域の寺子屋事業」の枠組みを活用することも有効な手法の一つであるように思われる。

以上、本章では子どもたちや保護者への様々な支援の必要性和そのあり方について考察してきた。もちろん、それらの支援や取り組みを実際に実現へとつなげていくことは簡単なことではないだろう。とりわけ、本章で取り上げてきた課題の多くは、マジョリティである日本人にとっては見えにくく理解しにくいものであり、支援の必要性自体が認識されにくいということがある。あるいは、支援の必要性は認識されても、なかなかその重要性までは理解されにくいということもある。

とはいえ、本章で取り上げてきた課題は、実は川崎市では「外国人教育基本方針」（以下、「基本方針」）においてすでにその多くが課題として認識されており、基本的な考え方や目指すべき取り組みの方向性も示されている。たとえば、学習支援に関しても、「基本的な考え方」で「国籍・民族等にかかわらず、すべての子どもの学習権を保障し、教育における内外人の平等、人間平等の原則の徹底に努める」として、すべての子どもの学習権の保障を明確にうたっている（もちろん、学習権の保障とは、たんに就学の権利の保障にとどまるものではなく、実質的な学習を保障することを意味しているのはいままでの）。したがって、実際にこの学習権を保障しようとするならば、すべての外国につながる子どもたちに母語での学習を保障せよとはいわないまでも、せめて授業の内容を理解するために必要な一定レベルの学習言語の習得が日本語支援の目標とされるべきではないだろうか。また、進学塾並みの学習支援を提供せよとはいわないが、せめて授業の内容を理解するための学習支援は公的な枠組みの中で提供されるべきではないだろうか。

このように、「基本方針」には、きわめて優れた理念や考え方が数多く示されており、まずはこの「基本方針」を「原点」としてそこに立ち返ることが重要である。その上で、それらの理念や考え方とあらためて向き合い、具体的な取り組みへとつなげ、推進していくことが、今、求められているのだといえよう。

（高橋 誠一）

8 高齢化をめぐる課題

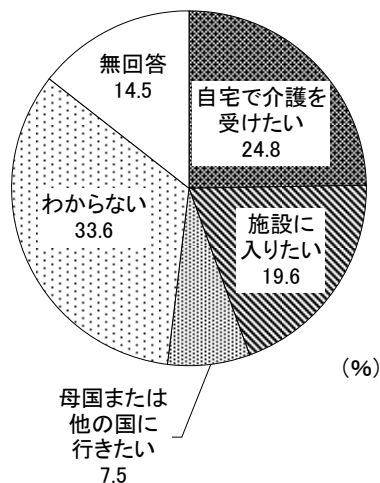
1. はじめに

本章では、高齢化と高齢者をめぐる問題についてインタビュー調査の結果をもとに論じる。すでにオールドカマーだけでなくニューカマーの高齢化も進みつつあることから、昨年度の質問紙調査では、年金、介護サービスなど、いくつか関連する設問を用意した。しかし、回収率の低さもあって、十分な情報が得られたとはいえない。たとえば 65 歳以上の回答者は全体の 7.2%、67 名にとどまった。また、年齢層にかかわらず、年金や介護の制度がよくわからないという回答が目立った。そこで、今回のインタビュー調査では、着実に進む外国人市民の高齢化を前に、社会サービス提供の仕組みが整備されていないのではないかという問題意識のもと、高齢者の所得保障、医療・介護サービスを中心にさぐった。

2. 老後をどこでどのように過ごすのか？

昨年度の調査で、「介護が必要になったら、どこで介護を受けたいですか」という質問をしたところ、「わからない」という回答が 3 分の 1 以上を占めた（『川崎市外国人市民意識実態調査報告書』（2015），p. 42）。その一方、「母国または他の国に行きたい」という回答は全体の 15.0% で、50 歳以上の回答者に絞ると 7.5% にとどまる（図 6 参照）。永住者の在留資格をもつ人の割合が大きいことから、今後、川崎市内に暮らす外国人高齢者が増えていくのは確実と思われる。

図 6 介護が必要になった場合の暮らし方（N=214）



出所：『川崎市外国人市民意識実態調査報告書』（2015），p. 86.

注：50 歳以上の回答者。現在介護を受けている人を除く。

老後をどこでどのように過ごすのかは容易に決まるものではない。その人の希望だけでなく、家族の事情や経済的な条件、また母国の状況にも左右される。将来、生活の拠点をどこに置くのか、なかなか見通しが立たない場合もあるだろう。

日系ペルー人で日本国籍ももつ A さん（女性）は 2004 年、70 代の高齢で来日した。夫と死

別後、日本で働く娘に促されたからで、「最初は 1 年くらいのつもりが」住み続けることになった。川崎区内で娘とその子ども（孫）と一緒に暮らしており、ほかにも娘が二人、近くに住んでいる。川崎市ふれあい館の識字日本語学級に通い、在日コリアン高齢者の集まりにも参加している。1990 年前後に次々と日本に働きにきた A さんの子どもたちのうち何人かは不況で仕事を失い、ペルーに戻ったが、東海地方や北関東で暮らす子どもや孫たちもいて、行事があるときは大勢が集まる。ペルーに暮らす家族からは、健康なうちに戻ってきた方がよいと誘われていて、本人にも迷いはあるものの、今の川崎での生活が「幸せ」と話す。子どもたちが近くにいて、地域の中に居場所もあることが、毎日の暮らしの安心感につながっているようである。

定住インドシナ難民も、「老後」を迎えようとしている。祖国を脱出した当時から 30 年以上が経ち、日本と祖国との往来も容易になってきた。しかし、難民として苦労しながら日本で働き、生活を築いてきた人たちにとって、日本が永住の地になりつつある。

B さん（ベトナム出身で日本国籍を取得、男性）は 1980 年にボートピープルとして日本に来了。長年にわたり中小企業で働いてきて、社会保険に入っている。ただ、家族を養うには年金だけでは足りないので、定年退職後もアルバイトで働かなければならない。もしベトナムに帰国すれば、月 3 万円で家族 4 人が暮らせるが、日本の方が安全に生活できると感じている。子どもがまだ小学校に通っていることも考えると、B さんの家族はこれからも日本で暮らし続ける可能性が高い。

C さん（ベトナム出身で日本国籍を取得、男性）は子どもの頃、ボートでの脱出に失敗したが、日本に定住した母親の呼び寄せで 16 歳のときに来日した。難民 1 世の両親は、すでに年金生活に入っていて、将来はベトナムに帰りたいという希望をもつ。しかし、ベトナムに住居があるわけでもなく、どうするか思案中だという。一方、C さん自身は、ベトナムの政府が変わらない限り、戻ることはないとは断言する。

留学や就職をきっかけに日本で暮らすようになり、高齢を迎える人たちもいる。D さん（中国、男性、60 代）は 20 年あまり日本の企業で管理職として働いたあと退職し、現在は妻と二人で年金生活を送る。10 年ほど前に宮前区内の中古マンションを購入した。30 代の娘は日本の企業に就職し、中国で働いている。夫妻が日本に残ることを選んだのは、出身地である中国の大都市に比べると、水や空気がきれいで、医療制度や社会サービスが整っているからだという。

E さん（中国、女性、40 代）も、同じような将来設計をしている。夫婦ともに日本の企業で正社員として働いていて、2007 年に幸区内のマンションを購入し、市内に転入した。今はまだ働きざかりだが、将来の展望については、食べ物も空気もよく、安心・安全に暮らせるので、日本に住み続けたいという答えが返ってきた。

やはり正社員として日本の企業に勤める F さん（中国、男性）は、まだ 40 代前半だが、定年後の生活について、ここ 2、3 年で考えが変わってきたと話す。中国に戻って年金をもらいながら生活するのも一つだと考えていたが、日本での暮らしが長くなるにつれて、食生活も変わり、一時帰国したときに中国の地元のものを食べて体調を崩すこともある。そのため、むしろ母国の生活や習慣に慣れることができるかが心配だという。

今ここで 7 年で、習慣ある程度つくってるわけじゃん。向こうとちょっと変わってきて、そうすると今度向こうに戻るとき、なんちゅーか。慣れるかどうか。逆に問題になっちゃうんですね。

配偶者が日本人で、初めから日本での定住を前提にしていた人たちもいる。今回のインタビューの対象者には、日本人の夫との離別や死別を経験したシングルマザーが複数名、含まれていた。高齢になったとき、出身国に帰る場合もあるかもしれないが、日本生まれの、あるいは呼び寄せた子どもとともに、老後も日本で住み続ける可能性は小さくない。

たとえば上は社会人から下は小学生まで、4人の子どもの暮らし G さん（フィリピン、女性、40 代）は、将来も川崎に住み続けたいと話す。そして、子どもたちが家庭をもつようになったら、孫の面倒を見ようと思っている。これは彼女自身、一人で子ども 4 人を育てるのに苦労してきた経験ゆえである。子どもたちの近くにいて、子育てをサポートしたいという気持ちが強い。

H さん（ヨーロッパ、女性、50 代）は日本人の夫と二人の子どものともに高津区内に住んでいる。夫とは英語、子どもたちとは H さんの母語で話していて、日本語を話す機会はあまり多くない。生活情報の入手は夫に頼りがちで、そのような状態のまま、老後を迎えそうである。もし夫と死別したら母国に帰る可能性もあるというが、子どもたちが日本で働くつもりなので、帰国を決断するのは難しそうである。

川崎市内で暮らしながら老いていく人が今後、増えていくとすれば、その生活をどのように支えていくかが課題である。次節ではまず、オールドカマーの経験をみていく。

3. オールドカマー 2 世高齢者にとっての「老後」

高齢者の問題というと、以前は在日韓国朝鮮人 1 世のことが中心だったが、現在のオールドカマー高齢者の多くは日本で生まれ育った在日 2 世である。1980 年代の法制度改定により、社会保障分野での国籍条項は撤廃が進んだ。しかし、インタビューからは、若い頃に国籍条項があったことに加え、就職差別が頻繁に起こっていたため、人生の選択肢が早い段階から狭められていたことがうかがえた。

在日コリアンで 80 代半ばの I さん（女性）は、制度的無年金者である。年金の代わりとして市から在日高齢者福祉手当（月額 22,000 円）を受給しているが、せいぜい「おこづかい程度」にしかならないと話す。I さんは、半世紀にわたり働きづめの生活を送ってきた。若い頃は都心にある知人の店で働き、夜中に帰宅、朝早く起きて子どもを学校に送り出し、家事をこなして夕飯を用意してからまた出かけるという毎日だった。その後、家の近くの工場でパートとして働いていた。若い従業員が入ってはすぐ辞めてしまうような重労働の職場である。作業中に腰を痛み、仕事を辞めたのは 72 歳のときだった。

J さん（朝鮮、男性、80 代）の場合には、長年、正社員の身分で働いていたので厚生年金を受給している。国民年金の国籍条項が撤廃されたあと、手続きをしようと役所に行ったとき、担当者が外国人も加入できるようになったことを知らなくて、呆れてしまったという。「行政はなんでも申請主義だから困る」と J さんが話すとおりの、情報が届かない人は資格があっても制度を利用できないという問題がある。

実際、外国籍者が国民年金に入れるようになったことを知らされなかった人もいる。K さん（韓国、男性、70 代）も、中小企業とはいえ社会保険に入っていたため、現在は少額ながら年金を受給しており、その点は「幸運だった」と振り返る。しかし、途中から国民年金に入れるようになったことを「知らせてくれなかった」ゆえに、現在その分を受け取ることができないことをとても悔しく思っている。

一方、自営業で経済力を蓄え、公的制度には頼らない生き方を続ける人もいる。L さん（韓国、男性、60 代）の場合、国民年金に入れるようになったことは知っていたが、どうせたいした金額は受給できない、それより「貯金した方がいい」と考えて、加入しなかったという。介護保険についても、制度があるからといって、十分な介護が受けられるのかは疑わしく思っ

いる。介護保険料を支払ってはいるが、将来、介護保険サービスを利用したいとは考えていない。数年前に大きな病気をしたときには、最先端の医療を受けることもできたそうである。

しかし、経済的な成功とは縁がなく、学歴・職歴でハンディを負い、不安定な生活を送ってきたオールドカマー2世もいる。台湾ルーツのMさん（男性、60代）は、体調悪化で55歳のときに仕事を辞めたあと、再就職をめざした時期もある。しかし、学歴が中卒で、国籍は中国（台湾）、前職はパチンコ店という経歴のためうまくいかず、求職活動を諦めてしまった。老後は、日本人の妻の分と合わせれば、年金で何とか生活できそうだが、家賃を考えると現在のマンションに住み続けることは難しい。ただ、Mさんの場合には、経済的に余裕がないことよりも、社会からの疎外がより強く感じられる。

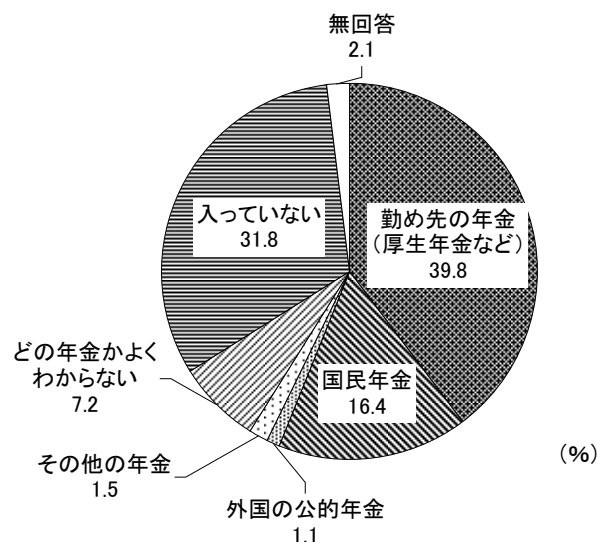
今後、ニューカマーの中でも、地域社会とのつながりが薄く、生活自体も不安定な状態で年を重ねる人が増えていくことが懸念される。

4. ニューカマーの高齢化にともなう課題

外国人市民の高齢化にともない、これから社会保障の問題が一層深刻になっていくということは、今回の調査結果からも明らかである。制度面での主な課題としては、年金をはじめとする所得の保障、そして医療および介護保険制度の利用が挙げられる。

まず、高齢者の所得保障については、その基本となる年金保険に未加入の人が多いという問題がある。昨年の調査では、回答者の3人に一人が年金に入っていない（図7参照）。回答者に占める正社員の割合が比較的高かったことから、外国人市民全体では、おそらく未加入率はより高いのではないかと推測される。

図7 年金の種類（N=914）



出所：『川崎市外国人市民意識実態調査報告書』（2015），p. 40.

年金については、外国出身者がいずれ帰国するからと加入に消極的になる側面とともに、経済的負担になるので加入させたくないという雇用者側の姿勢が指摘されてきた。今回の調査でも、就労形態ゆえに年金に加入していない、あるいはできない人たちがいた。

Nさん（南米、男性、30代）は、派遣会社を通じて製造業の工場で働いてきた。雇用保険は

あるが、年金・健康保険はなく、自分で国民健康保険に加入している。日系ブラジル人の妻との間にまもなく子どもが生まれる。以前は母国に戻って起業しようと思っていたが、危険を感じずに「ふつうに暮らせる」日本に住み続けたいという気持ちが強くなってきたという。しかし、条件のよい仕事はなかなか見つからない。派遣労働を続けていくとしたら、将来の見通しを立てるのも難しいのではないと思われる。

インタビューのときに通訳をお願いした神奈川シティユニオンのスタッフによると、会社側は社会保険を適用することに消極的で、雇用するときに加入のメリットをろくに説明しないとのことである。未加入のままの人が多く、50歳を過ぎる頃に急に老後のことを心配するようになる。ところが保険料の支払いは2年間しかさかのぼることができないし、納付額も大きいので、悩ましいことになるという。

年金未加入は、製造業の派遣労働に限ったことではない。Oさん（ヨーロッパ、男性、30代）は数年間、語学学校の講師をしていたが、勤務先は社会保険に加入させない方針をとっていた。医療保険はやはり自分で国民健康保険に加入したという。現在は独立して日本人の妻と一緒に語学学校を経営する立場になったが、インタビューの時点では依然として年金には未加入であった。制度がよくわからないこと、金額が高いことが主な理由だが、経営が上向いてきた今、年金保険に入ることを考え始めている。

制度自体に対する不安や不信感も聞かれた。Pさん（ヨーロッパ、女性、30代）は、留学をきっかけに来日し、現在は国籍の異なる外国人の夫と二人の子どもと一緒に暮らす。介護の問題までは「考えたことない」としながらも、年金に関しては、保険料に見合うだけの社会保障政策がとられていないと批判的に見ている。

強制的にね、取られるのはしょうがないところですかね。それは。だけど、あの、高齢社会の解消になる制度というか方法は、政府はしてるようには見えないです。私には。

さらに、「制度が変わって、外国人は年金もらえなくなったらどうしよう。それは一番気になります」と不安を口にしていた。Qさん（アフリカ、男性、30代）も、年金には期待しておらず、外国人に対しては加入を選べるようにして欲しいという意見をもっていた。公的年金については、このように制度がよくわからない、あるいはメリットが見えないというのが課題の一つといえよう。

非正規就労が広がり、年金未加入者や年金の受給だけでは老後の生活を支えられない人たちが増えているのは、日本社会全体の問題でもある。その中であって、外国人市民の場合、非正規就労の割合が相対的に大きく、また勤め先の社会保険だけでなく、国民年金にも加入していない人が多い。その結果、老後の所得保障のかたちとして、生活保護が増えていくことが予想される。

今回のインタビュー調査では、高齢者ではないが、生活保護を現在もしくは過去に受給している人が何名かいた。たとえば、Rさん（フィリピン、女性、50代）は日本人の夫の急死を経験している。夫は勤務先の中華料理店で社会保険に入っていなかったため、遺族年金もなかった。さらに彼女自身が病気で働けなくなったときには、母子の生活が行き詰まってしまった。高校生の長男が生活保護を申請することで、なんとか生活の立て直しを図ったというが、その申請手続きも容易ではなかった。

ほかにもシングルマザーで、日本語ができる親族あるいは支援団体の手助けを得て、生活保護の申請に至る例がみられた。裏を返せば、何らかの方法で支援者もしくは行政の窓口にたど

り着かなければ、孤立したままとなってしまうかねない。行政の制度に関する情報が届きにくく、また各種の申請手続きを一人で行うのが難しい外国人高齢者に対して、セーフティネットがどこまで機能するのか懸念される。

制度があっても利用できないという課題は、医療・介護サービスについても当てはまる。高齢者の割合が大きくなれば、病院にかかる人も増えていく。たとえ医療保険に入っている、特に日本語を母語としない人たちの場合には、医療へのアクセスが問題となる。

今回の調査では、ニューカマー高齢者の医療機関とのかかわりを直接聞くことはできなかったが、医療通訳にかかわるエピソードはいくつかあった。たとえば S さん（南米、女性、50 代）は、2、3 年前、原因不明の体調不良が続き、病院で詳しい診断を受けた結果、「糖尿病」と告げられたが、日本語で言われても意味がわからなかった。夫が日本語がよく話せることもあり、医療通訳の必要性をあまり感じていなかった S さんだが、入院しなければいけないと言われてかなり不安を感じたようである。

だけど、入院すると、やっぱりその説明ってあるじゃないですか。説明していただいたんですけど、もうみんな、はいはいとか、言ってたんで。でも、なんのことかわからなかったんですよ。

このときは、担当医師や看護師がスペイン語による説明書を準備してくれたお蔭で自分の病気について理解ができ、助かったというが、医療通訳制度を利用できたならば、もう少しスムーズに話ができただろうか。

今回の調査に協力いただいたスペイン語通訳者の一人からは、スペイン語の通訳ニーズが大きく、通訳者が足りない現状をうかがった。緊急のとき、夜中に連絡が入って病院に付き添ったりもするとのことである。ただ、医療に関する通訳となると専門性が高いので、MIC かながわ*につないでいる。外国人市民が比較的多く利用する新川橋病院が医療通訳派遣制度の提携先になっていないという問題点も指摘していた。提携病院を増やすことで、医療通訳制度を広げていくと同時に、地域で医療通訳者として活動できる人材を養成することが重要だろう。

介護保険制度は、医療と並んで外国人高齢者にとっての利用しやすさが問われる分野である。経済的に余裕があり、かつ日本の制度についての理解が進んでいる層では、早くから公的な介護サービスを利用したいという意向をもつ人たちもいる。E さんは、近所の高齢者がデイサービスを利用しているのを見て、よい印象をもっている。老後は娘に迷惑をかけないように、老人ホームに入り、日本人にまじってサービスを受けたいという。ただ、中国語が話せるスタッフや食事面での配慮も、あればうれしいと感じているようだ。

一方、Q さんは、老人ホームを外国人が利用するのは難しいと考えている。介護職員が、日本人の利用者に対応するのでも大変そうなのに、外国人の世話をするのは厳しいだろうということである。

そこで外国人が来ると、もうあんまりなんかモチベーション上がらないというかね。多分そういう、ま、壁と言わないけど。問題が出てくると思う。と考えるとやっぱり、老人ホームも、外国人が住む老人ホームがあった方がいいかも知れないですね。

* 正式名称は、「特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ」。

そうした難しさが現実にあるからこそ、オールドカマーの集住地域では、在日外国人高齢者が利用しやすい介護サービスを目指す取り組みが行われてきた。川崎区桜本にあるデイサービスで働く T さん（＝後述）によると、韓国語が話せるスタッフがいることでとても助かっているそうである。利用者の中には、ニューカマーで韓国語しかできない人もいるし、在日 1 世が認知症のために言葉が戻る（日本語では通じにくい）こともあるとのことだった。

介護保険制度に関しては、いざ公的介護サービスを利用したいと思ったときに、保険料を払っていないためにトラブルになるケースも心配される。年金に加入していれば、介護保険料は天引きされるが、年金に未加入の場合、納付書で支払うので、保険料が未納のままという人も少なくないと思われるからである。そもそも介護保険制度が外国人市民に周知されていないので、これはより広く情報提供・相談の課題でもある。

5. 介護の担い手となる外国人市民

外国人の高齢化が進めば、家族を介護する外国人市民も増えていく。前述の J さんは、同じく在日高齢者の妻の介護を担う。J さんの妻は昨年夏、緊急入院して以来、消化管ストーマ（人工肛門）が必要となった。袋の取り替えを毎回手伝っている。それでも今は二人とも動けるので、介護認定の対象とはならない。老後のことは、子どもには頼りたくない、自分たちで何とかしたいと話していたが、公的介護サービスの具体的なイメージは描いていないようだった。

日本人の夫をもつ外国人女性が、家族の介護の担い手をするケースもあった。U さん（フィリピン、女性、40 代）は、日本人男性とフィリピンで知り合い、結婚して 1991 年に来日した。当初から夫の実家で暮らし、十数年の間に義理の両親を看取った。特に義父が半身まひになったとき、義母が外で働いていたため、義父の介護を彼女が一手に担っていた。お風呂に入れたり、ご飯を食べさせたり、おむつを替えたりと、昼間はつきっきりで世話をした。また、自宅に閉じこもらないようにと義父を説得して車いすで近所のゲートボール場に連れて行ったりもした。そうやって 4 年間、「自分の親と思って」介護を続けたという。しかし夫との関係は悪く、義母にも生前「（あなたのためにも）別れたほうがよい」と勧められ、別居ののちに離婚して、今はシングルマザーとして子育てをしている。

こうした家族の介護の担い手に加えて、今回のインタビュー調査では、介護職員として現場で働く外国人・外国につながる人たちの様子もうかがい知ることができた。

母親が在日コリアン 2 世で日本国籍をもつ T さん（女性、川崎区）は、在日コリアンの集住地域として知られる桜本で育った。介護福祉士の資格をもち、現在は在日コリアン高齢者が多く利用するデイサービスで働いている。子どもの頃から家庭の内外で韓国朝鮮の文化になじんでいた T さんは、ごく自然に「文化的背景に配慮した介護」を実践しているように見えた。

かつてエンターテイナーとして来日したフィリピン人女性にとっては、介護分野に入っていくことが、就労や収入の安定化へのステップともなりえる。高齢者介護施設の厨房で仕込みや配膳の仕事をしている G さんも、介護の現場を支える一人である。数年前まで部品工場で働いていたが、仕事が減ってしまい、新聞の折り込み求人広告で現在の仕事を見つけた。さらに、勤務時間を増やしたいと考え、最近、高齢者向けグループホームでの新しい仕事を紹介してもらったところだという。介護現場での仕事は資格があると給与が違ってくるので、これからは介護の資格をとりたいと話していた。

しかし、介護スタッフとして「活躍」するにも、職場での受け入れ体制や、日本人スタッフの意識という課題がある。V さん（アフリカ出身で日本国籍を取得、男性）は、5 年ほど前に製造業の工場でリストラにあったあと、介護事業者による養成講座でヘルパー 2 級の資格を取

得し、介護ヘルパーとして働いた経験をもつ。入浴介助・運転手・厨房での作業などをこなし、力持ちで重宝された。スタッフの入れ替わりが激しい職場のため、3年くらい経つとベテランで、新人を教える立場になる。すると、日本人の新人スタッフは、アフリカの人に指示されるのを嫌がっているのが感じられて、自分から職場を辞めてしまったという。

このような、家族の介護を担う外国人市民、また介護現場で働く外国人市民、どちらのグループにも共通することとして、介護を担う人びとをどのように支援するかという新たな課題が浮かんできた。

6. まとめ

川崎市では1990年代以降、ニューカマーが大きく増え、外国人市民施策において、子どもの教育や進学の問題が関心をひくようになった。しかし、ニューカマーの高齢化へ視点はまだ弱く、行政的な対応が進んでいない。また、オールドカマーについても、高齢者が1世から2世の時代へと移ることで、かえって課題が見えにくくなっているのではないだろうか。

本章で見てきたように、在日外国人高齢者が安心して老後を過ごすことができる環境は整備されているとはいいがたい。社会保障制度とその利用に関してはいくつもの課題がある。まず、老後の生活保障の基本である年金を受給できない、あるいは年金だけでは生活できない人が増えていくことへの対応が課題である。たとえば福祉制度について、制度を利用する資格があったとしても、その情報が伝わらないと、申請に至らない可能性が高いことに留意しておく必要がある。次に、日本語を母語としない高齢者がスムーズに医療・介護サービスを利用できるよう、医療通訳派遣制度の充実および文化的背景の違いに配慮したケアの場を作ることが望まれる。そのためには、医療通訳者の育成や、異なる文化に精通した介護職員を増やしていくことが課題となろう。また、「多文化ソーシャルワーク」ができる人材の養成は、関係機関をつなぎ、一人ひとりの外国人高齢者を支えるという観点からも意義が大きいはずである。

国境を越える移動を経験すると、一部の家族・親族とは離ればなれになってしまうことが多い。不安定就労が続けば老後の蓄えも十分にできず、年をとれば、健康面での不安も増してくる。こうしたことが、「老後をどこでどのように過ごすのか」の見通しが立たない要因にもなっていると思われる。それでも、川崎市内で住み続ける人たちは着実に増えており、外国人市民の高齢化への対応は急務である。

(柏崎 千佳子)

9 雇用と労働

1. はじめに

本章では、外国人の就労をめぐる状況や諸問題について考える。1994年に川崎市で行われたインタビュー調査の結果では、一部で専門的職業に就いている人たちが見られたものの、大部分は、製造業、建設業の非熟練（単純）労働に従事する人たちであった。雇用形態も、契約社員、臨時工、パート労働といった非正規雇用が大半であり、外国人労働者を低賃金で、労働力需給の調節弁として活用していた。川崎市の前回の調査から20年ほどが経過した今回の調査において、海外からの移住者、外国人市民の職業をめぐる、どのような変化が生じているのであろうか。

2014年に外国籍の市民を対象に行われた質問紙調査の結果によると、回答者のおよそ4割が専門的職業に従事し、1990年代における典型的な外国人労働者の職業とされてきた工場、建設現場での労働者の割合は、わずか14%にすぎなかった。一方、販売・サービス職の割合は、1993年の1割から2014年には2割に増加していた。ただし、2010年国勢調査における川崎市在住外国人のデータをみると、専門職25%、販売・サービス業40%、生産工程・建設労働は18%となっており、昨年度の質問紙調査では、専門的な職業をもつ人からの回答の割合が高めだったのではないかとと思われる。

海外からの移住者、外国人市民の職種の変化は、近年の日本社会が経験する製造業からサービス業へと産業の中心が移行していることを大きく反映するものであろう。脱工業化やサービス経済化という産業構造の変化は、しばしば人々が従事する職種の変化をとまなうものでもある。すなわち、非常に高度な専門的知識を要する専門的職業（多国籍企業の管理運営、IT（情報通信）分野における専門的職務、金融取引における専門的業務など）と、簡単な作業からなり、高度な専門的知識やスキルを要しない非熟練労働（小売店の店員、レストランにおける給仕、介護労働など）へと大きく二極化している。製造業においても、技術革新が進んだ結果、製品の研究開発業務に従事する技術者たちには、高度な専門的知識が要求される一方、生産現場においては製造の自動化が進み、長年の就労によって育成されてきた熟練労働者が減り、非熟練労働者が増加しているという指摘もある。

とはいえ、昨年度の質問紙調査では、海外からの移住者、外国籍住民の職業生活をめぐる経験の内実について、詳細に検討することはできなかった。そこで、本章では、インタビュー調査の結果に依拠して、彼ら／彼女らの職業生活の具体的な経験や、そこで垣間見える諸問題について考察する。その際に、性別と職種（階層）によって、どのような違いがみられるかを明らかにする。

2. 高学歴で、専門的職業に従事する男性

学歴と職業との結びつき

今回のインタビュー調査では、専門的職業に従事する移民、外国人住民が、20年前の前回調査と比べて、多く見られた。彼らのほとんどが、大学・大学院卒であり、理工系の学部出身者であった。また、日本の大学・大学院を卒業後、日本の会社に就職する人たちもいれば、出身国の大学・大学院を卒業してから、技術者として日本にある企業で働く人たちも見られた。

たとえば、ベトナム出身のAさん（男性、20代）は、ベトナムの工科大学に入学し、同校に在籍中に、日本の大学との提携プログラムを通じて、日本の大学の理工系の学部の3年次に編入する。日本の大学で学士課程を終えてからも、引き続き同じ大学で修士課程に進学し、同

課程を修了後、日本にある電気メーカーの研究開発部門に就職する。

ネパール出身の B さん（男性、30 代）は、出身国で電子系の専門学校を卒業後、日本にある語学学校で日本語を学び、日本の私立大学の理工系学部に進学し、卒業する。卒業後は、建物の中の電気設備や空調設備の工事を請け負う会社に就職した。この会社では現在、建物内の電気や空調設備だけでなく、建物の設計、建築も行い、国内の事業だけでなく、東南アジアでも事業を展開している。この男性の現在の業務は、国内の案件やプロジェクトが中心であるが、海外のプロジェクトにかかわる機会が今後増えていくと、B さんは考えていた。

C さん（アジア、男性、30 代）は、母国で高等教育へと進学せず、英語と日本語の双方で授業が展開されている日本の大学へと進学した。彼は、日本の大学では経済学を学び、卒業後は、金融システムの開発に従事する会社に就職した。彼は、中国系の出自をもつため、中国語、日本語、英語という 3 つの言語に精通する。大学では経済や金融を学び、現在の会社では金融情報のシステム開発の仕事に従事する。

これらの人々は、日本の大学・大学院での学習を通じて、日本の労働市場で有用な専門的知識の習得に加え、日本語や日本の文化・生活習慣についても、大学の中で多く学ぶ機会を得た。さらに、海外に事業展開する企業では、国際的なプロジェクトにかかわる業務の遂行も期待されている。日本企業のグローバルな展開において、きわめて重要な人材である。

他方で、日本での大学、大学院をはじめとする高等教育での就学経験はないが、出身国で理工系の大学、大学院を修了し、現在、日本にある企業で働く人たちも、少なからず見られた。中国出身で、現在は会社を退職した 60 代の D さん（男性、60 代）は、1990 年代の前半に、40 代で来日し、日本の企業と外資系企業とが共同で出資する会社に勤務していた。彼は、中国でも非常に有名な大学の工学部の出身であり、その後も大学の研究室に残って、日本の企業と共同でコンピューター・グラフィックスのシステム開発の仕事に従事していた。中国の大学で、日本の企業との共同研究に従事していた経験から、日本でのコンピューターの開発、システムの開発に従事する企業で働くこととなった。

インド出身で、現在、日本でコンピューターのシステム開発に従事する E さん（男性、30 代）は、インドの大学で、情報処理やコンピューターについて学び、大学院の修士課程を修了する。その後、コンピューターのシステム開発にたずさわる現在の会社に就職した。男性は、その会社で数年間勤務したのち、2012 年から同社の日本支社に勤務している。現在、この男性が勤務する会社では、日本の法人向けのシステム開発の案件を抱えており、取引先の会社で、納品したシステムに何かトラブルや問題が発生したときには、彼のように日本支社で働く技術者が、取引先の会社を訪問し、問題解決の業務に従事する。

上記のインド出身の男性の場合は、インドに本社がある IT システムの開発の会社に就職し、その後、日本の支社に派遣されている。他方で、次に紹介するベトナム出身の F さん（男性、30 代）は、ベトナムの大学で情報処理やコンピューターに関する知識、技術を学んだ後、ベトナムに支社がある日本の IT 企業に採用された。支社では、9 か月ほど日本語の研修を受け、その後、日本に配属された。9 か月間は具体的な実務に従事せず、日本語学習に多くの時間を費やした。

ここで紹介した 6 人の男性は、いずれも、大学や大学院を修了し、現在は IT 業界でシステム開発の技術者として勤務してきた。高等教育を受けた場所が、日本か出身国であるかによって、具体的な仕事の内容に大きな違いは見られなかった。他方で、学校を卒業してから、どのように仕事を探すかには、一定の違いがみられた。日本で大学や大学院を修了した人たちの求職活動は、一般的な日本の学生や若者と比べて、大きな違いは見られない。かれらが学ぶ大学の研究室にきた求人や大学の教員の紹介、大学生の一般的な新卒採用の枠組みの中で、求職活動をしている様子が見える。

出身国で高等教育を修了し、その後日本で就労している人たちについては、出身国で就業し

ているときから、日本の企業と何らかのつながりを有する職場で働いていたことがわかった。中国出身の D さんの場合は、中国の大学で研究員をしていたときに、日本の企業との共同研究に従事したことが、日本の企業で働く大きなきっかけとなった。インド出身の E さんは、インドに本社がある IT 企業から日本の支社へと派遣されたため、日本で働くこととなった。ベトナム出身の F さんの場合は、ベトナムに支社がある日本の IT 企業で採用されたことで、日本で働くこととなった。このように、出身国で高等教育を修了した人たちは、日本の企業と結びつきのある特定の職場での就業経験が、日本への移動と就労に大きな影響を及ぼしている。

残業時間の長さ

次に、これらの人々が、雇用・労働をめぐるどのような問題に直面しているのか、考察する。今回のインタビューで話をうかがった海外からの専門的、技術的職業に従事する男性のほぼすべてが、正社員の雇用形態で働いていた。正社員として働いているため、経済的にも非常に安定している様子がうかがえた。とはいえ、経済的には安定していても、職場に対してまったく不満がないわけではない。中国出身の D さんは、日本における長時間労働の問題に不満を感じていた。同じ会社の部下や上司が夜遅くまで残って仕事に従事している中では、D さん 1 人だけが、早く帰宅することができなかった。通常は、午後 9 時や 10 時頃に帰宅するのが普通であったという。

上司もこうしてください、こうしてくださいと、声が非常に大きくて、もうやるしかないかな。あとは、「課長まだいるで」。課長いるから「夜遅くても」帰れない。ちょっとここは日本、よくないですよ。

D さんが勤務する会社と他の会社との共同事業のプロジェクトでも、他の会社の上司が夜遅くまで残って仕事をしていると、自分も夜遅くまで残って仕事をしなければならなかったという。

ベトナム出身の A さんも、日本の会社における残業時間の長さに、不満をもっている。ある製品の納期が迫っている場合は、夜の 10 時まで残業することが一般的に行われている。インタビューの直前には、日曜日に休日出勤ただけでなく、さらに夜の 10 時まで会社に残って仕事をしていた。残業時間の長さのために、同じ会社で働く日本人の他の同僚も、会社を辞めたいと話すがいるという。C さんも、残業時間の長さについて不満を感じていた。彼の場合、同僚や上司が残っているために、早く帰れないというよりも、1 人あたりの仕事量が圧倒的に多く、恒常的な残業が必要になると述べていた。また、自分が仕事のペースが早くて、早い時間に自分の業務が終わると、仕事量や負担の均等化のために、ほかの人に任されていた仕事が、自分のところに回ってくる。そのため、効率的に仕事をしていたとしても、残業が容易にならないという。

他方で、現在働く会社では、あまり残業時間がないという人もいた。ベトナム出身の F さんである。彼は、最初働いていた会社が倒産し、その後、別の会社を経て、現在の会社に就職した。現在の会社は、最初の会社で働いていたベトナム人の元同僚が設立した IT 関係の会社である。現在その会社には、F さんとベトナム人の元同僚、子どもの頃から日本に住み、現在は日本国籍を取得したベトナム出身の人の 3 人が働いている。会社内の社員の数が非常に少ないため、組織内部でのコミュニケーション、意思疎通を図るのが非常に容易であるという。また、全員ベトナム語と日本語の双方を話せるので、日本語で説明が難しいときは、ベトナム語を使ってコミュニケーションをとっている。仕事はおおむね、9 時から午後 6 時までであり、この

会社ではほとんど残業をしていない。

以上、残業を中心とする職場環境について述べてきた。一般的な日本の企業では、長時間労働と恒常的な残業は、海外からの移民労働者だけに見られる問題ではなく、日本の企業で働く多くの労働者に共通する問題であることがわかる。日本に住むベトナムからの出身者が、自分たちで会社を立ち上げたとき、他の日本企業と雇用慣行、労務管理、仕事の進め方や仕事で使う言語に、大きな変化が生じたことも、日本の企業に特有な雇用慣行の特徴を大きく映し出している。海外からの移住者の長時間労働は、日本の企業に特有な雇用慣行の中に大きく組み込まれた結果生じている。

不安定な雇用

今回のインタビューで話をうかがうことができた高学歴で、専門的な職業に従事する人には、雇用期限の定めのない正社員として働く人たちが多く見られた。情報通信や情報システムなどの IT 分野で働く人たちは、彼ら自身も企業から賃金や雇用形態で差別的な待遇があるとは感じていなかった。しかし、今回話を聞いた専門的な職業に従事している人の中でも、一部の人は、雇用の不安定さに言及していた。ヨーロッパ出身で、オーストラリアに留学後、日本に移住した G さん（男性、30 代）は、6 年間、都内で語学学校の講師を務め、現在は、日本人の妻とともに語学学校を経営している。語学学校の講師を務めていたときには、正社員としての雇用ではなく、非正規の労働者として雇用されていた。社会保険にも加入しておらず、講師として働いていたときは、非常に不安定な就労を余儀なくされた。実際、2014 年の質問紙調査でも、専門技術職では、男性で 8 割、女性では 7 割が正社員としての雇用であるが、語学教師・通訳の場合は、正社員は男女ともにわずか 2 割程度であり、有期雇用とパートを合わせた非正規雇用が男性で 4 割、女性では 7 割であった。

他方で、IT 分野の労働に従事していても、ずっと同じ会社で継続的に働く人たちがばかりでなく、会社の倒産、転職などで、経済状況が不安定な人たちも見られた。先に紹介したベトナム出身の F さんは、最初に就職した IT の会社が、2008 年の経済危機で倒産した。その後、転職支援の会社のサービスを使って、就職活動を行った。50 社ほどに履歴書を送ったが、返事があったのは、10 社ほどであった。結局、面接にこぎつけた大阪にある 1 社に採用されることとなった。しかし、採用されたその会社では、社内の人間関係がうまくいかず、短期間その会社で働いたのち退職した。大阪から関東に戻ってくる際、最初に働いていた会社で知り合ったベトナム人の元同僚に、転職について相談した。その結果、ベトナム人の元同僚がはじめた IT 関係の会社に就職することになった。このように、F さんの場合、最初の会社の倒産が彼の生活状況を不安定化する大きな要因となった。

同様の事例は、アフリカ出身で現在 30 代の男性である H さんにもみられる。H さんは、1990 年代後半に当時、文部科学省の国費留学生として来日した。留学前の予定では高専に通うところまでが決まっていたが、その後、大学への編入を選択。東京の大学で電子工学を専攻し、卒業後は IT 関係の会社に就職した。H さんは、これまでに何回か転職を経験してきた。大卒後についた最初の IT 企業には、およそ 2 年間勤務した。その企業に在職中に、別の企業から転職のオファーがあり、別の IT 関係の外資系企業へと転職した。その会社では、およそ 6 年間勤務した。しかし、6 年後には、その外資系企業は、日本市場から撤退することが決まり、早期退職のかたちで会社を退職することになった。求職活動の後、今度は、静岡にある化学系の製造業で働いていたが、家族にとって静岡はあまりなじみのない土地であったこともあり、2 年ほどで退職し、横浜にある現在の IT 関係の外資系企業へと就職した。このように、複数の企業での就業経験をもつ H さんだが、転職のオファーがあった例を除いて、仕事探し自体は、それほど容易なものではなかった。

「転職は」そんなに簡単ではないですよ。特に外国人の場合は。そもそも外国籍を持ってるから、向こう「会社」は警戒してると思いますね。その上に、ちょっと転職回数が1回とか2回とかなると、もっと、なおさら。すごい。向こうの見る目が厳しくなるから。

（面接委員：でも、基本的にはこう途切れずに、仕事は続いている感じですかね。）

そうですね、はい。まあ多分、そろそろも限界かなこれ。そういう外国籍と、「転職の」回数、あとは年齢。今度は年齢もあるじゃないですか。

このように、たとえ日本の労働市場で需要の大きなIT分野の技術者であっても、外国人に対する偏見によって、自身の能力や技術が会社から低く見積もられるなど、採用する会社側の評価が厳しくなるとHさん自身が感じていた。さらに、転職回数が多いことや年齢も、今後の自身の転職を難しくする要因ではないかと考えている。同じ会社で継続して長期間働くことを重視する日本の雇用慣行では、転職回数の多い労働者は採用してもその会社への定着傾向が弱いと考えられるため、転職時にはそのような経歴は会社側から否定的に評価される。そして、企業内での教育訓練を重視する日本企業は、教育訓練の可能性の高い若年層の採用を重視しており、中高年の労働者は、会社が変わっても、正社員として採用してくれる会社を見つけるのが難しい。Hさんが現在働いている会社は外資系企業であり、2015年にはその会社で大規模な人員削減が行われた。今後も現在の会社で人員削減が続くようであれば、自分も今後は転職を余儀なくされるかもしれない。しかし、今後、仕事を失い新しい仕事を見つけなければならないとき、今までと同様の仕事に就けるとは限らないとHさんは感じている。企業によっては、正社員という雇用が必ずしも生活の安定や保障をとまなわないものとなっており、Hさんもそうした変化の中で将来に対する見通しが困難な状況にある。

3. 高学歴の女性たち

前節では、主として高学歴でIT分野などの専門技術職で働く海外出身の男性に焦点を当て、かれらの仕事をめぐる状況について考えてきた。本節では、同様に大学などの高等教育機関を卒業して、日本での就労経験のある女性に注目し、彼女らの仕事をめぐる問題について考察する。

子育てと仕事の両立の困難

インド出身で30代の女性であるIさんは、2007年にインド人の夫との結婚を機に来日した。彼女は、インドの大学院で情報処理の修士号を取得し、インドでコンピューターエンジニアとして働いていた。来日当初は、インドの会社から派遣されるかたちで、日本の会社で働いていたが、そのプロジェクトは2か月で終了した。その後、日本で仕事を探す中で、日本語を習得する必要性を感じ、日本語学習に励んだ結果、日本語能力試験のレベル2（N2）に合格し、その後、職探しをして、日本でIT関係の企業で働くことになった。その会社で働き始めてから1年後には子どもを妊娠し、長い通勤時間を理由にいったん会社を辞めた。子どもが保育園に通えるようになってからは、子どもを保育園に預け、以前、務めていた会社と短期のプロジェクト・ベースで働くことになった。その後、長女がインターナショナルスクールに通うようになり、午後6時には迎えに行かなければならなくなった。勤務先との間で、労働時間について交

渉したがうまくいかず、現在は無職の状況となった。

I さんの事例からは、高学歴で高いスキルをもつ女性であっても、小さい子どもを抱えながら、家族生活と調和のとれたかたちで、フルタイムで働くことが困難な状況がうかがえる。本人は、インタビューの中で、妊娠がわかったとき、長い通勤時間を理由に退職したと述べているが、短時間勤務の制度などがあれば、退職せずに就労継続することも可能であったのかもしれない。I さんの経験から、長時間労働が常態化している日本企業の雇用慣行が、小さい子どもを抱えながらの女性の就労を困難なものにしていることがわかる。

韓国出身で 40 代女性の J さんは、1997 年のアジア経済危機のときに来日する。彼女は、韓国の大学に通う 4 年生のときに、経済危機による韓国での就職難から、自分の経歴をより豊かなものとするため海外留学を決意し、日本に来ることを選んだ。来日当初は、日本語学校で日本語を学び、その後ホテルの専門学校で観光について学んだ。専門学校を卒業後は、福島空港で通訳として働き、その後アジアナ空港の通訳としても働いた。福島空港で働いているとき、空港の税関に勤務する日本人男性と結婚する。結婚と妊娠、および夫の関東地方への転勤のため、仕事を続けることができず仕事を辞めた。J さんについても、I さんと同様、小さい子どもを抱えながらフルタイムで働き続けることが難しい日本の状況を示している。

都市部における保育施設の不足

海外出身の移住者にとって、高学歴の女性たちの多くは、小さい子どもを抱えながら日本で正社員としての仕事を続けることが困難であった。とはいえ、今回、話をうかがうことのできた女性のうち、フィリピン出身の K さん（女性、20 代）については、子どもが小さいながらも就業継続を目指していた。K さんは、フィリピンで大学を卒業した後、フィリピンに支社がある日系企業に就職した。半年間の研修後、1 年間はフィリピンで同じ会社の現地事務所の立ち上げの業務に従事する。その後、その会社の日本の事業所で働くために来日した。しかし、会社から支給される給与があまりに低いと感じ、来日後 1 か月で転職を決意し、同じ会社の先輩から紹介されて、別の会社へと就職した。さらに、その後も転職をし、4 年ほど前から現在の勤め先である外資系企業で働いている。K さんは、妊娠と出産を機に会社を辞めることなく、産休と育休を取得してきた。インタビュー時点では、ちょうど育児休業中であり、職場復帰に向けて子どもの保育園を探しているところであった。しかし、日本の保育園は 4 月入所が一般的であるため、そうした状況も彼女の職場復帰を難しくする大きな要因となっていた。K さんのように、会社側が彼女の職場復帰を期待しつつも、都市部の保育園が不足し、年度途中の入所が困難であることが、高学歴の移住女性の就労継続を困難なものにしていた。

高学歴で高度なスキルをもつ海外からの移住者について、職業生活や仕事をめぐる困難について考察してきた。男女で比較することで、仕事と家族生活の調和のとれた働き方が、海外からの移住者にとってもいかに重要であるかが理解できる。日本における正社員の長時間労働は、男性にとっては仕事の過重な負担をもたらし、女性にとっては小さい子どもを抱えながらの就業継続を著しく困難なものとしていた。こうした問題は、海外出身の移民労働者だけの問題というよりは、日本社会で働く労働者共通の問題である。こうした日本社会で一般的な雇用慣行に、海外出身の移住者も大きく巻き込まれている。外国出身の女性たちのもつ豊かな能力を引き出し、彼女たちを活用するためにも、長時間労働の是正が強く求められるだろう。

4. 母子家庭と女性たちの就労

前節では、海外出身の高学歴女性の仕事をめぐる困難について考えた。本節では、引き続き海外出身の女性をめぐる問題として、ひとり親家族、母子家庭の女性たちの就労や経済状況について考察する。2014 年に刊行された厚生労働省の「ひとり親家庭の支援について」という報

告書によれば、日本ではひとり親家族の相対的貧困率が、およそ 5 割と他の先進諸国と比較しても突出して高く、その反面、ひとり親家族の生活保護の受給率は、およそ 1 割と、生活保護制度が貧困なひとり親家族の一部しかカバーしていない。加えて、日本のひとり親世帯の貧困は、失業や就労が困難であることにより生じているというよりも、何らかの仕事についているにもかかわらず、世帯の経済的ニーズを満たす所得が得られないことで生じている。こうした日本社会の状況は、海外からの移住女性たちにどのような影響を及ぼしているだろうか。

複数の非正規雇用の仕事に従事し、体を壊す

フィリピン出身で、現在 50 代の L さんは、1990 年代初頭に結婚を機に来日した。夫は 7 年前に死亡したが、勤務先の中華料理店が社会保険未加入で、国民年金も未払いだったため、遺族年金などを受給することができなかった。夫が亡くなったとき、彼女には高校 1 年生と中学 1 年生の 2 人の子どもがいた。

彼女は夫の死後、複数の仕事を掛け持ちして生活に必要なお金を稼ごうとした。朝 8 時から夕方 4 時まででスーパーで働き、午後 5 時から 10 時もしくは 11 時まで弁当屋で働くという生活をしてきた。家に帰れるのは夜の 11 時以降であった。1 日 13 時間の労働に従事していたことになる。両方の給料を合わせても 1 か月の収入は 20 万円であった。そのため、子どもと一緒にご飯を食べ、ゆっくりと話をすることなどまったくできなかったという。L さんは、そうした仕事の無理がたたって、その後がんにかかっていることがわかり、一時期仕事ができなくなった。そうしたとき、長男が生活保護の申請をすすめてくれ、生活保護を申請し受給することで、家族の厳しい状況を乗り切ることができた。

L さんのように、賃金の低いパート労働の仕事では、1 日 8 時間の就労で、生活に必要なだけの十分な所得が得られない。複数の仕事を掛け持ちして長時間労働に従事することで、何とか、生活に必要な最低限の所得を得ることができると。しかし、仕事を掛け持ちすることで、子どもたちと一緒に夕食をとることができないばかりか、最後は本人が体を壊してしまった。このような L さんの状況は、ほかの日本人の貧困な母子家庭とも多くの点で共通している。

他方で、30 代後半でフィリピン出身の M さんは、日本人の夫と結婚し、1 人娘を育てていたが、その後離婚し、現在は、6 歳の娘と 2 人で暮らしている。彼女は現在、生活保護を受給している。生活保護により一定程度の所得保障があることで、労働時間を 10 時から 14 時までと短くすることができ、そのため、6 歳の娘の養育に必要な時間を確保することができている。

母子世帯の貧困と福祉

今回、話を聞いた母子家庭の母親たちのすべてが、経済的に困窮した状況におかれていた。先に見たような、外資系企業で働く高学歴で高い専門性をもつような女性で、夫と離別もしくは死別し、1 人で仕事と子育ての双方を担っている人には、今回のインタビューでは出会うことはできなかった。外国人で、正社員として安定した雇用身分で働くには、高度な技能や経験が必要とされ、特別な技能を持たなければ、低賃金で雇用の不安定な非正規雇用での就業しか選択肢がない。しかし、小売りやサービスセクターのパート労働は、賃金が非常に低く、1 日 8 時間の労働では、子どもも含めた世帯全体の経済的必要を満たす額には達しない。自らの労働だけで十分な所得を得ようとすると、結果的に長時間労働をせざるを得なくなり、子どものために夕食を準備し、子どもと一緒に食事をする時間が取れなくなってしまう。そうしたとき、子どもにコンビニで買う弁当のお金を渡して、子どもだけで夕食を食べるか、そうしたお金すらないときは、子どもは夕食さえ食べられない。そうした状況を回避する唯一の公的な手段として、生活保護の受給が、一部のひとり親の女性たちから語られていた。M さんの場合は、生活保護の受給によって、パート労働の掛け持ちや長時間労働を回避することができている。今回のインタビューでは、ひとり親世帯向けに支給される児童扶養手当の受給について話す人は

あまり見られなかった。そうした制度が、海外出身の移住者に十分周知されていないのかもしれない。

5. 製造業での工場労働に従事する人々

1980年代後半以降、日本社会で共有されてきた典型的な「外国人労働者」のイメージとは、工場などの製造現場や建設現場で働く労働者であった。「単純労働」という言葉も使われ、特別な技能や熟練を要しないが、肉体的にきつく、危険な仕事ということで、3K（きつい、汚い、危険）職種とも言われてきた。1994年に川崎市で行われたインタビュー調査でも、海外出身の移住者がそうした職種に従事している様子が報告されていた。2014年に行われた質問紙調査の結果では、工場・建設現場で働く労働者は、全体の14%と非常に少ない。しかしながら、国籍別に見たところ、フィリピン、ベトナム、中南米では、回答者の3割から5割が工場・建設現場で働いており、中国ではその比率はわずか5%であった。このように、日本でどのような職業階層に組み込まれるかは、出身地域によって大きく異なっている。

派遣労働における長時間労働

南米出身の30代の男性であるNさんは、自身は非日系であるが、当時日系人の妻がいて、彼女の渡日から数年後、2011年に来日した。最初は、2か月ほどアルバイトとして弁当工場で働いていたが、その後、派遣業の会社に転職し、現在は、その会社からメッキ加工の工場に派遣されている。Nさんが雇用される派遣業者には、以前は外国人はNさんだけで、残りの7名の労働者はみな日本人であった。しかし、その会社は労働者の権利を十分に保障してくれないために、日本人の労働者は次々と辞めてしまい、話を聞いたときには、従業員は社長を除いて7名すべて中南米出身の労働者であり、日本人は1人もいなくなったという。

彼が働くメッキ加工の工場では、午前8時から午後4時30分までが通常の勤務時間である。しかし、午後4時30分に仕事を終えて帰れることはほとんどなく、多くの場合4から5時間の残業があり、通常、仕事を終えるのは午後8時や9時頃になるという。また、仕事が終わらないときには、午後11時や12時まで残業を行う。まとまった休憩時間は、12時から1時までの1時間だけであり、そのほかの時間帯は、時折トイレに行くなど、5分間の休憩が許されるだけで、まとまった休憩時間をとることができない。仕事が忙しいときは、土日も出勤が会社から要請され、1か月に2日しか休みを取ることができなかった。

労働災害による怪我と会社との交渉

Nさんは3年間、この会社で働いているが、最近彼は腱鞘炎となり、手首が痛くて仕事を続けるのが難しい状況である。彼は、有給休暇を使って仕事を休みたいと会社側に相談したところ、拒否されてしまった。また、会社側からは、けがのために仕事を続けられないようであれば、会社を辞めて欲しいとも言われた。1人では労働災害や休暇の問題についての交渉が難しいとNさんは判断し、友人の紹介で、地域ベースで活動する労働組合を紹介してもらった。話をうかがったときは、組合を通じて今回のけがの問題について会社側と交渉している最中であった。メッキ加工の会社の社長は、会社の経営を守ることを重視し、使用している労働者が外国人である場合、労働者自身が権利や法律を理解していないと考え、労働災害によって傷病を負っても、その補償をするどころか、解雇で対応すればいいと考えているようである。Nさんの話は、非熟練労働に従事する移民労働者が、日本において劣悪な条件下におかれ、経営者との雇用関係においても著しく不利な状況にあることを示している。

Nさんのような派遣労働者は、会社にとっては非常に都合のいい存在である。景気変動にとまなう製品の需要の変動に対応するには、労働力をフレキシブルに調節する必要がある。労働

者を、派遣業者を通じて調達することで、会社は必要がなくなればかれらを容易に解雇することができる。派遣労働者は、2000年代に大きく増加するが、2008年の経済危機のときは、多くの派遣労働者が会社から解雇され、中南米出身の移民労働者の失業率も大きく増加した。川崎市ではその後、派遣労働に多くが従事していたブラジル、ペルー出身の人口数が大きく減少する。経済危機以前の2007年と2015年を比べると、ブラジルが1,375名から726名とおおよそ半数近く減少し、ペルーが608名から490名と約2割減少した。製造業で派遣労働者として働く外国人は、近年減少傾向にあると思われるが、現在でもNさんのように、劣悪な条件下で労働者としての権利が保護されない中で働く人たちがいる。このような、経営者との関係で弱い立場にある海外出身の労働者の権利を保護していくことは、行政にとっても重要な課題である。

製造業における生産現場での正社員としての就業

他方で、製造現場で働く労働者であるが、ベトナム出身のOさん（ベトナム出身で日本国籍を取得、男性）のように、一貫して同じ分野で正社員として働く人もいる。彼は、1980年に難民として来日する。ベトナムから船で沖縄にたどり着いた。沖縄には難民受け入れの民間施設に5年間住む。沖縄で何らかの仕事に就こうと思うと、給与の低い農作業の仕事しかなく、生活の安定のために、よりよい仕事を求めて鹿児島、東京へと移動する。東京では、品川にある難民受け入れのための国際救援センターに入り、そこで1年間日本語学習と日本社会のオリエンテーションに関するプログラムを受講した。その後、東京や川崎で製造業の金属加工、主には溶接の仕事に20年以上従事している。彼は、金属加工の仕事始めてから、勤め先については複数の会社を経験してきた。しかし、いずれの企業であっても、正社員として雇用されてきた。Oさんは、熟達した技能をもつ金属加工の熟練労働者である。溶接の仕事に長くたずさわっており、どんな溶接でもできると自分の技術に自信をもっている。彼は、複数の会社を経験してきたが、17年間同じ会社で働いていたこともある。その会社は、社長が引退したことで会社の事業活動が終了し、Oさんも別の会社に転職することとなった。

会社との雇用関係と技能育成

製造現場で働く労働者のうち、派遣労働者と正社員という2人の対照的な事例を報告した。これら2人は、日本での滞在年数、日本社会への適応、日本語能力に大きな違いがみられる。しかし、Oさんが、日本の労働市場で正社員として当初から雇用され、その中で多くの技能を蓄積していったことは、彼の大きな強みとなっている。他方で、派遣業者と雇用関係があり別の会社に派遣されるNさんは、非常に不安定な雇用形態である。会社への派遣契約期間は、数か月単位で設定される。景気が悪くなり、会社が余分な労働力を減らしたいとき、派遣労働者は真っ先に解雇される。日本では、技能の蓄積は同じ会社で働きながら、身に付けていくという考えが根強い。派遣労働者は、社内での特別の教育訓練が必要ない単純な仕事が割り当てられがちである。このような仕事のスタイルの違いは、OさんとNさんの雇用の安定性の違いに大きく反映されている。

6. まとめ

本章では、海外出身の移住者の雇用と労働について、人々の階層やジェンダーにもとづき、その多様性を描くことを試みてきた。以上の内容を振り返ると、海外からの移住者の経済生活は、彼ら／彼女らの学歴、職業、ジェンダーによって大きく枠づけられていることを、あらためて確認することができる。加えて、海外出身の移住者の経済状況は、日本の階層・不平等の構造に大きな影響を受けていることも、今回のインタビューを通じて明らかになった。とりわ

け、日本の労働市場における男女の格差は、移民・外国人女性の就労や経済生活を大きくかたちづけていた。高学歴の IT 技術者や専門職者であっても、男女で労働市場における処遇に大きな違いが見られた。日本の企業における長時間労働の慣行は、小さい子どもがいる女性の就労を著しく不利なものとしていた。その結果、日本や出身国で専門性の高い職種での就業経験があっても、子どもの出産や育児のために就労継続が困難であることが、移住女性たち自身の経験からも明らかになった。他方で、高学歴で、IT 業界で仕事に従事する移住男性の多くは、日本における長時間労働の慣行に疑問や不満を感じていた。

同様に、ジェンダーの影響が強い階層・不平等の領域の一つに、ひとり親家族や母子家庭をめぐる貧困の問題がある。子どもを抱えた移住女性が、配偶者との死別、離別によって、経済的に困窮した状況におかれていることも、本章の中で強調すべき点である。彼女たちが正社員として会社で働くことができれば、経済的には安定するかもしれない。しかし、現実には特別な技能や就業経験がないと、正社員として採用されることは非常に難しい。仮に正社員として採用されたとしても、小さい子どもがいては、会社の求めに応じて残業や長時間労働に従事することはできない。そうしたとき多くの女性たちは、小売りやサービス業などで非熟練の非正規雇用の仕事に従事する。しかし、これらの仕事によって得られる賃金は極端に低く、子どもがいる場合、家族全体の経済的必要を満たすものにはならない。

海外からの移住者が正規雇用ではなく、非正規雇用の労働市場に組み込まれることは、男性、女性にかかわらず、しばしば指摘されることである。今回の報告書では、男性の派遣労働者の仕事をめぐる経験に注目した。いつ仕事を失うかわからない、非常に不安定な見通しの中で仕事をしていること、休憩時間もほとんどない長時間労働が行われることで、労働災害にあい、また労働によって生じたけがの補償も満足に受けられない点が、インタビューの中で指摘された。経営者との雇用関係において、特別な技能をもたない移住労働者は、著しく不利な状況におかれていることが示唆される。

本章では、海外からの移住者、外国人をめぐる雇用と労働について、インタビュー調査から明らかになった点について論じてきた。正社員の長時間労働、非正規雇用と貧困、ジェンダーと雇用格差といった、日本の不平等構造の中核的な要素は、移民・外国人の経済状況にも大きな影響を及ぼしていた。本章の中では、非正規雇用の労働市場に組み込まれた外国人が、不安定な雇用形態で非常に弱い立場に立たされ、経済的にも困窮している様子が描かれた。非正規雇用の労働市場に組み込まれ、経済的に困窮する移住者、外国人を、行政はどのように支援していくべきか、真剣に考えなければならないだろう。たとえば、経済的に困窮する移住者、外国人を対象とする職業訓練の実施と訓練期間中の生活費の支給、訓練実施後のより安定した正規雇用の仕事の紹介などは、経済的な自立に向けた支援の方策の一つかもしれない。しかし、母子家庭の外国人女性の場合、長時間労働を前提とする正社員の仕事は、子育てや家族生活に大きな困難をもたらす。その意味で、男性中心的な正社員の就業の是正に向けた取り組みも必要であろう。このように考えると、移住者・外国人を取りまく雇用や労働をめぐる問題は、決して外国人だけに特有な問題ではなく、同じような状況におかれた日本人もまた、直面する問題である。移住者・外国人の雇用や労働をめぐる問題に行政が取り組むことは、他の日本人や日本社会全般の問題解決にもつながる可能性があり、そのような視点をもって行政が取り組むことが、今後も一層、必要とされるであろう。

(竹ノ下 弘久)

10 差別・人権・多文化共生

1. はじめに

この章では、外国人市民が経験している、ないし実際に経験していなくとも日頃懸念している差別や人権侵害について、およびそれらを克服する多文化共生のあり方についての、訴えや意見を取り上げてみたい。

昨年度に実施した調査を振り返っておくと、まず、「あなたは最近 1 年間に次のような不安や危険を感じましたか」(Q14) に対しては、「住んでいる地域の治安についての不安」が 11.0%、「まちなかで日本人でないことを理由に脅迫や差別的な暴言を受ける不安」が 10.4%という結果が示された。実際に受けたか否かは別として、約 1 割の外国人市民が暴力や脅しについてその不安や恐れを感じているようだ。

そのほか、差別、人権に関連しては、いくつかの質問への回答の選択肢が触れている。結果を挙げると、次のようになる。

表 9 差別・人権に関する設問とその回答

設問	回答の選択肢	回答割合 (%)
Q12 住居さがしの際の経験	外国人であることを理由に入居を断られた	21.3
Q25 保育園・幼稚園で困ったこと	子どもが仲間はずれになったり、いじめられたりした	2.7
Q29 学校に通う子どもの悩んでいること	外国にルーツがあるためいじめられる	4.3
Q31 学校で子どもは民族名を名乗っているか	日本名を名乗っている (民族名・日本名双方をもっている者のうち)	63.1
Q40 仕事について感じている不満	外国籍のため差別的扱いを受ける	8.7
Q44 外国人の出入国・滞在管理で困ったこと	親の呼び寄せができない	8.4
	何もしていないのに警察に呼び止められた(過去 1 年)	5.2

出所：『川崎市外国人市民意識実態調査』(2015) をもとに作成。

注：Q12 のみ回答者全体に対する割合。他は質問該当者に対する割合。

インタビュー調査では、これらの事項すべてに触れられているわけではないが、外国人市民が偏見、差別、人権上の問題をどのように経験しているかが具体的に明らかになった。

2. 差別と人権にかかわる問題について

上記の結果からも、差別や人権にかかわる外国人市民の経験が様々であることがうかがえる。インタビューの中では、「どこにいても挑発されるような状況におかれる」(オセアニア、男性、来日 25 年) から「日本人ではないことで、違う扱いを受けたことはない。嫌がらせを受けたこともない」(ベトナム、男性、来日 5 年) までの種々の体験が語られた。

この多様性はまず重要である。「外国人の差別経験」を一括りに語ることはできない。むしろ、人によってその経験が異なるからこそ、多角的な観点からの考察が必要なのではないか。制度的には、外国人市民が差別的な扱いや不利益にあうことは少ないようだが、差別に一切あわないという人も少ない。効果のある啓発活動の必要性を痛感する結果である一方、その活動のた

めの基盤はもう敷かれているとの印象もある。それは、優しくしてくれた日本人の存在や国籍が問題にならない状況を指摘した対象者が多いことからもうかがえる。

ただし、実際に多くの人が差別を経験しているとみられる分野がある。それは入居差別である。まず、入居差別を取り上げて、次いでほかの懸念される経験を紹介する。

入居差別

入居差別を経験した対象者は多い。昨年度の調査で、外国人であることを理由として断られたという回答の割合は21.3%にとどまったが、今回のインタビュー調査では問題はさらに一般的であることが明らかになった。まず、外国人は不可だと断られたという経験がある。たとえば、Aさん（ネパール、男性、来日12年）は、不動産屋が賃貸マンション・アパートのオーナーに交渉すると断られることが多かったという。Bさん（フィリピン、女性、来日18年）は、すでに2軒の不動産屋で外国人という理由で断られた。椅子に座って物件を紹介してもらうことすらできないとのことだった。

しかし、それよりも頻出する問題があるようだ。

大変でした。やっぱり外国人は大丈夫かどうか。借りていいかどうかは先にオーナーに聞かないといけませんので。ちょっとまあ、大変でした。……保証人が難しかったです。やっぱり誰も知りませんでしたので。会社に保証人になってくださいって言いたくないし。……私のプライベートの活動と会社の活動は別。分けたいですね。……探してたときはインタビュー〔面接〕もやりました。向こうの貸し手会社〔不動産屋〕と。日本語があんまりできなければ貸す自信がないって言われて。（フィリピン、女性、来日8年）

大家の偏見を思わせる態度についての指摘はほかにもある。

川崎市でもありましたよ。……一応その不動産屋行って、で、見せられるじゃないですか、物件。で、物件を見てちょっとこの家見たいですよってなって。で、その不動産屋の人が言ったのは、とりあえず外国人がOKかどうかを大家さんに聞いてみると。……で、その大家さん、すごい、どんな条件出したかな、覚えてないけど。すごいいろいろ厳しい条件とか言ってきて。ま、とりあえず見には行ったんですけどね。……妻が「嫌、こんな嫌なこと言われたくない」みたいなこと言って、やめたんですよ。だからやっぱりそういう人まだいるんですよ。そういう外国人に対して偏見というかね。（アフリカ、男性、来日18年）

一般的に問題になるのは保証人の要求である。Cさん（南米、女性、来日25年）も、住宅を借りる際に保証人が見つからず苦労したとのことで、結果的には保証会社を利用している。また、Dさん（南米、男性、来日4年）によれば、不動産屋では、敷金が高かったり、日本人の保証人が必要だったり、いろいろ面倒なことがあるそうだ。

Eさん（インド、男性、来日4年）は保証人などの関係から個人での契約は難しいだろうと予想し、自分で住宅探しすることをやめたそうだ。外国人の実態調査を将来行う機会があれば、保証人の問題についてもっと正面から聞くべきであろう。

外国人という理由で特別に保証人を求めるのは明らかに差別の一種である。海外に突然発ってしまう可能性が云々されるが、在日コリアンの場合は日本人の場合と変わらないだろうし、企業に勤めるほかの外国人の場合もかなり低いと思われる。外国人市民については、日本人市民と同じ基準で保証人が必要であるかどうかを決めるべきである。

川崎市では「川崎市居住支援制度」で保証会社の斡旋を行っているが、それでも不十分になる場合もあるようだ。

保証会社は一つなんですけど。……あのマンションの仲介会社。うちお金出すじゃん。で、まあこの会社でやってくれるよみたいな話で。結局、ちゃんとした契約にいくときに外国人ですからさらに保証人くださいって言われたの。お金出しても、向こうの保証会社の言い訳が保証人は2人ですよってことで。(中国、男性、来日15年)

住宅問題は、生活の根本とかかわるし、差別が広くみとめられるようだから、対策を講じるべきだろう。「川崎市住宅基本条例」では、入居差別も禁じられているが、その効果は薄いようだ。さらなる対策を検討する必要がある。

ヘイトスピーチ

最近、特に在日コリアンに対するヘイトスピーチが問題となっている。今回のインタビュー調査の中では、その現場に居合わせた人はいなかったが、韓国籍のFさん(女性、日本生まれ)は、過去に経験したことを交えて次のように話した。

ま、それぞれの人が意見があって、考えがあるから言ってるんじゃないかなって私は思います。……嫌ですけど、それでやめろ言っただけで辞める人々ではないじゃないですか。だからまあ、あんまり関心をもたないっていうか。はい、どうぞって感じですね。……

私、高校のときに韓国舞踊の部活に入ってた。発表会っていうか日本との交流みたいなので新宿で公演をしたときに、ヘイトスピーチの人たちが来て「やめろ」みたいな。そのときに、その人たちがなんか武器っていうか何かもってて。一回ちょっと避難することがあって。そういうのはちょっとやめて欲しいなって。高校生に対して、そこまですることないんじゃないかって。あんまり警察とかも行政もいなかったんですけど、ちょっと危ないなって思いました。

Fさんは同時に近所の日本人のおじいちゃん、おばあちゃんたちが、特になに人ということなく優しくしてくれるとも言っており、それが、ここでの比較的冷静な態度を生んでいるのではないと思われる。Fさんとしては、ヘイトスピーチは必ずしも日本人の多数派の行動や態度ではないことを理解しているので、「関わらない」ように、つまり取り合わないようにしようとしているように見えた。

その一方で、Fさんによれば世代による感じ方の違いもあるようだ。

やっぱりなんか。最近、韓国でもそういう問題なんですけど、自分の〔国の〕歴史をわからない若い子が増えてて。その影響もあってか、そういうヘイトスピーチに関心がない子もでてきてるっていうのは、私は個人的に思ってた。やっぱりお母さんとかおばあちゃんとか話を聞いてみると、私よりかはすごい、なんだろう、すごい意見というか。…ダメみたい。嫌だみたい。やめて欲しいっていうのはあります。

ほかにも、在日コリアンで 60 代の G さん（韓国、男性、日本生まれ）からは、日本でこのようなことが起こっているのは「ぞっとする」という声が聞かれた。

ヘイトスピーチに関しては、様々な考え方があり難しい問題ではあるが、川崎市としては、国への働きかけや啓発活動をはじめとする取り組みなど、適切な対応をとっていくことが重要である。

職場の差別

職場や就職の経験は人によって大きく異なる。職場で差別を感じたことのないという人もいる。たとえば、H さん（ベトナム、男性、来日 5 年）は日本人ではないことで、違う扱いを受けたことはない。嫌がらせを受けたこともない。普通に接してもらっているという。A さんも日常生活や職場での差別については、ほとんどないという。

一方、就職活動や職場で差別にあうケースもみられる。I さん（オセアニア、男性、来日 25 年）は、日本の大手企業やその子会社で働いてきたが、様々なイジメや差別を受け「会社は地獄」だと話す。また、J さん（アジア、男性、来日 30 年）によれば、知人に仕事を紹介するとき、雇い主がその人の国籍を聞いてためらう場合があったそうだ。

複雑なケースもある。下記は K さん（ベトナム出身で日本国籍を取得、男性）の経験である。

僕が入ってから大体何ヶ月かで、みんな辞めちゃって。3 回さあ、そういう同じこと。なぜか僕にはわからないけど。……〔社長が〕自分のこと褒めるじゃないけど、まあほんとに外国人でしょ。……たとえば仕事の態度。同じ数、同じものをそっち〔日本人〕は時間かかってるけど、こっちは早い。あとは、溶接免許もってないけど、そっちは免許証ちゃんとあるんだけど、でも僕の方がとくにきれい。だからそれは、恥ずかしいというか、逃げたんじゃないですかね。まあはっきりわからないけど。

外国出身である K さんは優秀な溶接工で、上司にも重宝されているため、ほかの日本人の同僚は居心地が悪くなって辞めてしまったということなのかもしれない。このように、マジョリティ日本人の側が異なる文化的背景をもつ人を受け入れられないとすれば、仕事を辞めるという本人にとっても不幸な結果になりかねない。

警察官の態度

警察官の態度への意見や指摘はそれほど多くないが、存在する。

なんか一回すごい嫌なのあって。高校生のときに、ちょっと勉強遅くまでして川崎駅から帰ってるときに補導されたんです。なんか、普通、補導って日本の方は一回注意されて帰るだけじゃないですか。なんか見せてみたい。外国人登録証見せたら、

「韓国人なの」って。「お母さん呼んで」って。え、なんで私だけみたいなの。それすごい嫌だなんて思ったことはあります。それこそ本当、差別なのかなって。(韓国、女性、日本生まれ)

落とし物の携帯電話を拾ったときは、警察でかえって嫌な思いをするかもしれないと心配しつつ、ミュージアのそばの交番に届けに行ったら案の定、外登証を見せろとか、ほかにもあれこれ訊かれて嫌だった。(アジア、男性、来日 30 年)【面接記録から転載】

このような出来事は、場合によっては深刻な問題とつながる。つまり、外国人市民は、警察を信頼できず、協力しなくなり、問題があっても相談しなくなる。警察は県の管轄であるが、警察官の態度が不信を生まないように啓発するべきだと思われる。

※なお、学校での差別やいじめに関しては、第 7 章で論じられているのでそちらを参照されたい。

3. 多文化共生という課題

「多文化共生」という言葉には、言語・文化などの出自を異にする外国人が日本語習得を通してコミュニケーション能力を増し、日本の文化・社会生活に適応していくことを指す一方的な用法があるが、むしろ重要なのは、異なる文化や考え方や経験を尊重し、違いを理解し、違いの背後に不平等や偏見があればその解決・克服に努め、共生を可能にしていくことである。日本の文化、社会も共に変わることなしに、多文化共生はありえない。

そうした観点からみて、外国人市民へのインタビューの結果は、どのような可能性を語っているだろうか。

多文化共生の施策というと、上にも指摘したように、とにかく外国人向けの日本語教育、多言語表示・案内、通訳などが挙げられるが、日本人とほとんど変わりなく育ち、教育を受け、権利上の差別を受けている永住外国人にとって、それはほとんど意味をもたない。G さんは、日本で生まれ育った自分たち特別永住者とニューカマー外国人を一緒にして欲しくない、という。

自分はもう韓国語の通訳もいらないし、日本の学校で全部学んだから、何の不自由もないんですけど。……こういうの〔多言語翻訳〕を必要としている人がね、多いのかなと。まあ中国語とかなんかはね、ありますよね、いろいろ。それはそれでしょうがないのかなと。

でも、われわれが感じるのは特別永住とそういう後からっていう人たちとやっぱり同等ではないですよ。……だからもうちょっと〔帰化の手続きを〕簡素化してもいいんじゃないかなと。

……〔選挙のたびに〕嫌な思いをする。なんかね寂しい思いしますよね。地方、国政に対してはもっとですね。まあ地方参政権もね、なるかならないかってね。川崎なんか特においてるかもわかんないけど、国は全然そんな権利ないですからね。なんか

そういったところはすごい寂しいですよ。それくらいの権利くれてもいいんじゃないのって。まあその権利を欲しいんだったら帰化しなさいよという姿勢じゃないですか、国は。

もっともな意見であり、国に届けたい意見である。永住外国人にとっては、自らのナショナル・アイデンティティを維持しながら、日本人住民と変わらず同じ地域社会に定住している者として、同等の地域市民権を認められること、それが多文化共生ではなかろうか。

言語の習得、自分の言語・文化の保持

外国人市民の中には、日本の中に生きて、共生の困難や社会的な疎外の感情を感じてきて、日本語をまったく知らずに、日本について知識もなく来日したことに問題があったと気づいている人々が多い。そう感じていればこそ、事情が許せば、日本語教室に熱心に通おうとする。

インド人のLさん（女性、30代）は3年間の日本語学習の努力によりレベルN2に達し、Mさん（ヨーロッパ、女性、50代）は来日時日本語はまったくできなかったため日本語講座に4年間欠かさず通った。一方、Nさん（フィリピン、女性、50代）は、はるかに厳しい生活条件に置かれていた。25年前に日本人男性と結婚するために来日。二人の子どもを育てるが、夫とは死別。生活の苦境を生活保護でしのいで、50歳に手の届く2年前からようやく、日本語教室に通い始め、毎週1回夜、一時間半漢字を中心に勉強していて、文書も読めるようになったようである。また、そこで教えている日本人ボランティアに接し、「初めて信頼できる日本人に出会った」と語っている。この日本人が保証人になってくれて、市営住宅の入居の道も開ける。今では日本人と積極的なコミュニケーションを行なっている。

それに対して、長年日本に住んでいても、日本語にあまり自信がなく、やや複雑な手続き問題などになると、人頼みになってしまう外国人も少なくない。滞日29年のアフリカ系男性Oさん（アフリカ出身で日本国籍を取得、男性）は自らをそう認めている。

行政情報はあまりみない。会話は問題ないが、日本語を読むのは苦勞する。日本語の情報がわからなくて困る場合は妻〔日本人〕に頼ってしまうが、妻も忙しいから遠慮がある。【面接記録から転載】

日本人を配偶者とする外国人市民にしばしば見られる傾向で、たいてい高学歴で英語が使えるので、職場ではそれで済ませているのだろうが、日本に定住し自立した市民になるには、人頼みをよしとせず、日本語を学ぶという姿勢、努力は必要であろう。

一方、日本では家族でも地域でも学校でも多文化の受容度は低く、国際結婚をした外国人はしばしば文化的同化のプレッシャーの強さに悩む。Cさんもそれを強く感じていたのではないか。家庭では全員日本語で話すため子どもたちはスペイン語がわからないそうだ。今になると失敗したなと思うとのことだった。

また、Pさん（フィリピン、女性、40代）は、離別した日本人の前夫に「日本の文化とはこういうものだから…」と言われ、それに従うように促され、抵抗しなかったため、今では後悔している。

家では日本語のみ。長女は来日時小学校1年生で、フィリピンでは、算数や理科は

英語で授業を行うため、タガログと英語ができた。夫が禁止したので、家庭では日本語のみを使うようになったが、そのため母語を忘れてしまったのは、失敗だったと思う。現在長女はタガログ語は、聞いて理解できるが、話すことはできない。【面接記録から転載】

自らの文化を保持し続けるのが難しく、子どもに受け継がせられないという条件の下では、マジョリティ文化への同化が起こるだけで、多文化共生は空語にすぎなくなる。日本にずっと住み続けるとしても、母語はしっかり子どもに保持させたいと願う親がいて、そうした外国人の存在があつてこそ、「多文化」共生の実現の条件が生まれる。外国人の親、子どもを取り巻く家族、学校、地域社会が、どれだけかれらの母語や母文化を尊重しうるか。それは多文化共生の一つの試金石であろう。

NPO の支援を受けて

フィリピン人女性で、日本人男性との結婚・離婚の経験をもち、母子世帯として苦闘してきた点で、N さん、P さん、B さんには共通しているが、外国人であることのハンディキャップ（日本語の読み書きが困難、親戚がいない、など）に加え、人権無視、民族・国籍差別がいれば重層的におよんでいる。

ただ、そのことに触れる前に、川崎という地域の中では、カラカサンという支援 NPO や、鹿島田教会などの教会が援助の手を差し伸べ、市も生活保護の適用に速やかに動くなど、保護と支援の体制があることをまず強調したい。B さんは、滞日 18 年だが、日常会話に不自由しなくとも読むことはそうはいかず、カラカサンと教会に助けられたことに感謝の気持ちを抱いている。

行政からの手紙や通知、書類、または保育園からの手紙などは難しくて読めない。あるいは理解できないことも多く、カラカサンや教会の〇〇さんなどにサポートしてもらっている。たとえば、予防接種も〇〇さんに相談して、いろいろと教えてもらった。【面接記録から転載】

さらにカラカサンの支援は多方面に及んだ。P さんによると、夫と離別し、一児と共にシェルターに身を寄せ、住宅探しが難題だったが、相談したカラカサンのスタッフが一緒になって探してくれて、アパートを見つけることができた。ほかにも、カラカサンのスタッフが付き添って探してくれたケースはある。もしそうした助けがなければ、住宅探しははるかに大変だっただろう。すでに上で述べたが、在住外国人にとり、最大の人権問題、差別問題の一つは住宅のそれにある。

そうした反差別の対応を NGO/NPO の活動に依存するのではなく、行政にもなすべきことはあろう。孤立して育児をする外国人の母親については、その所在をつかんでおいて、文書通知ですませるのではなく、保健師やソーシャルワーカーが直接出向いてやさしい言葉で説明するといった対応が必要ではないか。また、「川崎市住宅基本条例」が作られ、保証人制度なども整えられていても、門前払いがまかり通っては、意味をなさない。「外国人お断り」式の対応は許されない差別であることを、業者、オーナーに対し、より徹底して啓発すべきであろう。

「困っている外国人を助けない」

外国人市民の中に J さんのような存在があることが、明らかになった。外国人同士の間でも助け合いが行われることは、多文化共生の重要な要素である。滞在も長く、主に工場労働者として働いてきて、一時家族ももち、子どももいるが、怪我をして満足に働けなくなり、軽作業に短時間だけ就き、生活保護を受けている。それでいて、「困っている外国人を助けるボランティアをしたい」と考えていて、たとえば、外国人の知り合いで仕事を探している者がいると、職を紹介してあげる。また、友人の間を回って不要な衣服を集め、キリスト教教会に届ける、といった活動をしている。

これだけ意欲のあるボランティアは希であり、支援を必要とする人との出会いが偶然ではないような活動の場があるとよい。

日本の国際化、国際認識の問題点

日本の学校教育のつちかう偏った国際意識や、日頃の日本人の言動（いわゆるヘイトスピーチなどを含め）にかなり批判をもっている人もいる。M さんは 25 年来日本に住み、子ども 2 人を県立高校に通わせているが、次のように言う。

〔中高で〕外国語については、英語だけを重視するのは良くないと思う。母国では、中学校の段階でドイツ語、スペイン語はもとより、ロシア語、中国語も学べる。中学段階からもっと多言語に関心をもたせるべきだ。学校での歴史の教育も、日本と一部欧米に集中しすぎている。日本の生徒はアジアのことをあまり教えられていないのではないか。【面接記録から転載】

一方、文化対立や文化摩擦に悩んでいる声は、あまり聞かれなかった。外国人市民も側で、同化志向の強い周囲をおもんばかって、宗教、言語、その他文化慣行にかかわる要求は抑えている可能性はある。しかし、ムスリムである J さんは、次のように述べていた。

職場では宗教上の配慮はしてくれる。断食などのために休みたいときも、申し出れば、勤務日の降り替えで対応できる。職場での昼食は、豚肉が入っているものがあれば、ほかの人に食べてもらう。自炊はせず、もっぱら買ってきて食べる。使われている食材は、昔に比べれば〔表示が〕わかりやすくなった。【面接記録から転載】

宗教に対しあまり関心や定見をもたない日本社会が、かえって無関心的寛容と言おうか、「便宜をはかる」といった意識からかれらに対応しているのかもしれない。宗教などにかかわる要求がもっと多面的になった場合には、理解と協調のためのつつこんだ対話が求められることになる。

市民権アクセスの差別はなくなったか

滞在する外国人が、日本で生活することを望み、地位の安定化と、外国人であるがための不利益の回避を欲するとき、帰化など国籍取得という道がある。欧米では、外国人から市民へという統合を進める上で、国籍取得は重要なステップとされている。しかし日本ではその件数は、明らかに少ない（2012 年 1 年間では、フランス約 9 万 6,000 件、ドイツ 12 万 2,000 件に対し、

日本は1万600件)。

韓国人のQさん(韓国、男性、70代)はこう語っている。

〔父親は〕ずっと帰化しろって。私、2回チャレンジしたの。2回チャレンジしたけど仕事もっちゃってね。とてもじゃないけど書類集めらんない。……今でももってるよ全部の書類は。あの法務局ってもらった。まだもってる、書きかけで途中で。…もういいやっと思っちゃって。……法務局の人間も嫌な顔してるしね。目つきも悪いし、もう犯罪人でも見るような目で人見て。

定住外国人として日本社会に参加し、かつ国籍取得の意思をもっているとき、これを迎えようという意思と態勢が日本にあるのだろうか。膨大な書類を集めねばならず、個人でこれを行うのは無理で、行政書士に頼らざるをえない。法務局の職員の態度もよくなかったというが、これは今改まっていることを期待したい。異なる民族・国籍の出自をもちながら、共生への意思をもつ人々に市民権を保障していくことは大切なことである。

(チャート デビット／宮島 喬)*

* 執筆分担については、「2. 差別と人権にかかわる問題について」をチャートが、「1. はじめに」と「3. 多文化共生という課題」を宮島がそれぞれ執筆した。

11 その他の意見・要望

本章では、他の章では触れることのできなかったアイデアや意見、要望のうち、いくつかをやや羅列的ではあるが紹介したい。

ごみとリサイクル

第3章では、自身の専門知識を生かして環境問題への関心を強くもつ外国人市民がいたことが紹介されていた。しかし、専門知識とまではいかなくとも、日本とは異なる考え方や仕組みを知っているということだけでも、考え方や視野を広げる上で参考になる場合もある。たとえば、Aさんはごみとリサイクルに関して興味深いアイデアを提供してくれた。Aさん（ヨーロッパ、女性、30代）はまず、ごみの分別が「細かすぎる」と言う。とはいえ、分別が細かいことに困っているというよりも、収集日が少ないことに不満をもっているようだ。

今ね、困っているのは、ほら2回になったじゃないですか。生ごみ。家が狭いの。みなさんどこでそれをキープしてるのかな。臭いし。夏はね。……ね、それ[分別]をしなきゃいけないのはわかってますけど。ちょっとね。家が広ければ。ちゃんとしてまうところがあればいいんですけど。ないから。そのごみがあるだけでもストレス。見るだけでもストレス。

たしかに、普通ごみは週に2日、その他のごみは週に1日では、せっかく分別をしても家の中にごみが溜まっていってしまうと感じる気持ちはよくわかる。では、環境への意識を高く保ちつつ、それを負担と感じずに行動へと結びつけるためにはどうすればよいのだろうか。Aさんは次のようなアイデアをもっていた。

ヨーロッパではペットボトルとか、そのままスーパーにもっていくとコインが戻ってきます。それいいなと思って。日本もそれすればいいのにつて思う。そうしたら、減るし[家にごみが溜まらないし]。みなさんはお金になればきちんとやると思うので。

ヨーロッパにはペットボトルやビンなどを回収するリサイクルマシンがスーパーなどに設置されている国も多くあり、Aさんが提案するような方法でペットボトルやビンなどを回収すれば、もしかしたら普通ごみの回収がもう1日増やせるようになるのかもしれない。リサイクルマシンは、日本でもまれに見かけることがあるが、残念ながらまだまだ一般に普及しているとはいいがたい。もちろん、Aさんの提案はアイデアの域をでないものかもしれない。それでも、環境への意識を高めるとともにそれをどのように浸透させていくのかということを考える上で、リサイクル先進国の仕組みを知るAさんのアイデアは参考になる部分も大きいだろう。文化や習慣の違いを豊かさとして生かす、という多文化共生の身近な一例のように感じられた。

陣痛タクシー

第5章では、救急医療サービスにおける多言語対応のニーズが紹介されていた。それに対し、Bさん（ベトナム、男性、30代）が経験し、必要性を訴えたのは出産の際の病院への移動手段

という問題である。具体的には、あらかじめ自宅や掛かりつけの病院、出産予定日などを登録しておくことで、いざというときに素早く、確実にタクシーを呼び、病院へ行くことができる一般に陣痛タクシー（マタニティタクシー）と呼ばれるサービスの必要性である。

病院の方でも救急車が使えるか聞きましたが、「陣痛だから救急車は使えないですね」と言われ、本当に心配でしたね。どうやって病院まで行きますか。陣痛タクシーもないし、救急車も使えないし。

だから実際ね、あの日は夜の 12 時でタクシー会社に電話しました。「すいません、車を 1 台お願いしたいんですけども。」「はい、すぐに行きますよ。」「私の妻は陣痛だから、すみません、ちょっと早くお願いします。」「あー、すみません。この辺はタクシーないです。」そういう風に断りました。だから、なんか面倒なことがあったらすぐ断りますね。私たち外国人は大変なときは、もし友達がいない場合は死ぬ。

B さんの場合は、友達に緊急で電話をし来てもらったことでなんとか事なきを得たという。B さんは陣痛タクシーの存在を事前に知っており、いろいろと調べたそう。しかし、川崎市でも陣痛タクシーが使える地域はあるものの、B さんの住む地域では対応しておらず、利用できなかったという。いつ陣痛がくるのかわからない中で、周りに頼れる人がいなかったり、日本語があまり話せなかったりした場合、病院へたどり着くことができないかもしれないという不安はさぞ大きなものだろう。市への要望を聞いた際に、B さんは繰り返し陣痛タクシーが欲しいと訴えていた。

保育園の入所基準

保育園に関しては、第 6 章をはじめとして折に触れて入所の難しさが指摘されているが、C さん（アフリカ、男性、30 代）からは入所基準の仕組みが複雑すぎてわかりにくいとの指摘を受けた。たしかに、現在の利用調整は、まずは「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」にもとづき世帯ごとに各保護者を A～H のランクに分類し、さらに「同ランク内での調整指数表」「同ランク同指数となった場合の調整項目表」と 3 段階に分けて細かく点数化される仕組みとなっている。C さんとしては、利用調整基準が細かく複雑なこと自体は「公平性を保つため」に仕方がないということは理解しているそう。しかし、外国人にとっては、ただでさえ複雑な制度を難しい日本語で説明されても理解できないとのことだった。C さんは日本語能力検定の N1 に合格しており、日本語能力は非常に高い。それでも、やはり入所基準は複雑で難しいと言い、まして日本語が得意ではない外国人には理解できないだろうとのことだった。外国人保護者が今後ますます増加していくであろうことを考えれば、多言語での案内や説明は不可欠だといえるだろう。

ところで、C さんからはほかにも、川崎でも積極的に海外からの企業誘致をして欲しいとの希望もあった。川崎市では 2015 年 10 月に「川崎市国際施策推進プラン」を策定しており、同プランでは外資系企業の誘致にも積極的に取り組んでいくことがうたわれている。したがって、今後は B さんの希望するような海外からの企業の誘致も実現していくことだろう。ただし、同プランが目指すグローバル都市像（「国内外から行ってみたい！住んでみたい！働いてみたい！そして市民が住み続けたい！『世界をひき寄せる真のグローバル都市 川崎』」）を実現するためには、たんに「働いてみたい」だけではなく、C さんが指摘した保育園の入所基準の多言語

化のように、今まさに住んでいる外国人市民の人たちが困っていることを小さなことから一つ一つ改善し、「住みたい」「住み続けたい」と思えるような環境を整備していかなければいけないことを忘れてはならないだろう。

国際交流センターの活用

外国人市民が「住みたい」「住み続けたい」と思えるような環境という意味では、Dさん（中国、女性、30代）の指摘もまたそのような環境づくりの一つとして捉えることができるものである。Dさんは、国際交流センターが十分に活用されていないことが「もったいない」という。

あ、言いたいのが、国際交流センター。すごく綺麗ですけど、でも交通がすごく不便です。だから使う人は本当に少ない。すごくもったいない。……[以前住んでいた自治体の]外国人の交流センターもそこにあって、日本語の勉強もそこでやってて、でも交通不便。不便ですけど、駅の周りにバスがあります。それはすごくいいと思います。ほんとに交通不便だったらみんな絶対行きたい？行きたくないですよ。行きたくても行けない。……値段覚えてないけど100円か無料か。もしこちら[川崎]でもあれば、たぶん行く人は増えてくると思う。ほんとにそこすごく綺麗。でも利用する人はほんとに少ない。やっぱり不便だったら、いくら宣伝してもみんなもやっぱり行かない。

昨年度の質問紙調査でも、国際交流センターを「利用したことがある」はわずかに12.4%、「知っているが利用したことはない」は27.4%で、約半数の50.6%は「知らない」という結果であった。認知度自体を高めていくこととともに、Dさんが指摘するようなアクセスの悪さを改善していくことも必要だろう。また、第10期の代表者会議で提言されたように、川崎市の地理的な特徴を考えた場合には国際交流センターの活用だけではなく、国際交流センターのほかに地域の拠点となるような場所を複数設けていくことも外国人支援と多文化共生を一層推進する上では必要ではないかと思われる。

歴史教育

学校、教育に関しても他の章で触れることのできなかったいくつかの声が聞かれた。たとえば、Eさん（韓国、女性、40代）は若者が歴史を知らなすぎるとして、「よいか、悪いかの判断は別として事実は教えて欲しい」「受験のための勉強ではなく、近代史をしっかりと教えて欲しい」と言い、歴史教育の重要性をあげていた。このように、Eさんは日本の歴史教育、とりわけ近代史の扱いが不十分であるという思いをもっているようだが、一方で、中国や韓国の歴史教育は愛国心を育てるためという目的が「強すぎる」として必ずしも自国の歴史教育が正しいと思っているわけではない。Eさんとしては、あくまでもさまざまな考え方や見方、解釈があることを前提とした上で、事実を提供し、子どもたちに学び、考えて欲しいという思いをもっているようだ。

多文化理解教育

歴史教育だけではなく、多文化理解に関する教育（啓発）についても貴重なアイディア、意見が聞かれた。日本語指導等協力者としての活動経験もあるFさん（ブラジル、女性）は、多文化理解を進め、根づかせていくためには、子どもだけではなく親への教育（啓発）をすることも重要だという。

多文化理解の講座に参加していない子たちはちょっと、あまり理解できていなくて、接し方が違う気がします。あの、いつも言ってるのは、そういう多文化理解があるときは、子どもたちだけを中心に「するのではなく」、あの子どもたちがメインだけでもできるだけ親も参加して欲しいなと思っています。なぜと言うと、子どもたちがそれ「多文化理解の大切さ」を理解して家で話しても、親が「いやあそんな」「外国人どうのこうの」ってマイナスな言い方をしてしまうと子どもはちょっと混乱してしまうことが多い気がするんですね。それだったら、できれば親にも理解して欲しいので、一緒に参加できる機会をつくって欲しい。

たしかに、子どもたちが多文化に触れ、その大切さを学ぶ機会は増えているように思われる。しかし、Fさんが言うように、せっかくその豊かさや大切さを学んでも、家に帰った途端にそれは間違っていると否定されたり、外国人は危ないから近づいてはいけないなどと言われてしまったりは、子どもたちとしてはやはり親の言うことが正しいと思ってしまうのではないだろうか。子どもたちに多文化であることの豊かさや大切さを教える以上、大人たちもその重要性を理解している必要があるだろう。

出入国管理

今回のインタビュー調査の中では川崎市への意見、要望だけではなく、国レベルの問題に対しての意見、要望も聞かれた。市としては、直接に対応、改善できる問題ではないものの、それらの声に耳を傾け外国人市民が感じたり、思ったりしていることを知ることは、お互いの理解を深める上で大切な、価値のあることだといえよう。

日本に20年以上住み、日本での生活を大変気に入っており、永住者の在留資格をもつGさん（中国、男性、60代）は、市への要望は「特にない」と言うが、入国の際に毎回、指紋を採取されることに対しては不満があるという。Gさんは、この先も日本で暮らし、老後を過ごす予定とのことで、本人としては国籍こそ違えどすでに自分は日本社会の一員であるという意識が強くあるのだろう。出入国管理における指紋の採取の是非についてはひとまず置いておくとしても、定住化の進む外国人が、たんに「住んでいる」というだけではなく、日本社会の一員であるという帰属意識を同時にもっているということに対しては、私たちマジョリティである日本人の側も理解しておくべきであろう。

日本国籍の取得と重国籍

Gさんともやや関連する話として、Hさん（アジア、男性、30代）は海外出張も多いことから勤め先の会社から日本国籍を取得することを勧められているという。社内では、外国人だからということで差別や偏見を感じることもなく、日本国籍の取得も会社側としてはたんに査証の発給や出入国の際の手続きの簡素化ということで勧めているようだ。しかし、Hさんとしては日本人の妻と結婚し、日本への愛着もあるものの、原国籍を捨てることはできないという。Hさんにとって、国籍は自らのアイデンティティとして重要な意味をもっているとのことだった。その一方で、Hさんはもし日本が重国籍を認めてくれるのであれば、喜んですぐに日本国籍を取得するとのことだった。

世界には重国籍を認めている国や原国籍の離脱を認めていない国、血統主義の性格が強い国や出生地主義を採用している国など、様々な国があり、国籍制度はその国のナショナル・アイデンティティの考え方、あり方を反映していると言われている。外国人市民の中には、Hさん

のように国籍とアイデンティティの結びつきを強く感じ国籍の取得や変更に抵抗感をもつ人もいれば、国籍の取得や変更をそれほど大きなこととは捉えない人もいる。多様な国籍・地域の人たちがいて、さらに今後ますます増えていくことを予想される中で、それぞれの考え方や選択を尊重し、受け入れていくことは多文化共生社会の実現を目指す上での最も基本的な考え方、態度の一つだといえるだろう。

(高橋 誠一)

外国人市民と川崎市における多文化共生——調査のまとめ

本章では2年間の調査を振り返り、調査チームとしてのまとめを試みるとともに、外国人市民施策・多文化共生施策の推進に向けてどのような取り組みが求められるのか考察し、整理して示すこととしたい。

1. 調査を振り返って

全市の外国人市民を対象とする意識実態調査はおよそ20年ぶりであった。今回も1990年代に行われた調査と同じように、質問紙調査とインタビュー調査を組み合わせることにより、川崎市に暮らす外国人市民の意識と実態を把握することを目指した。2014年度の質問紙調査は、前回調査と同様の設問を含めることで、比較もできるようにした。多言語版を準備したとはいえ、回収率が18%にとどまり、日頃から行政とのつながりが弱い人や生活が厳しい人たちからの回答はあまり得られなかったと考えられる。2015年度のインタビュー調査でも、支援者としてにつながっている人、積極的な人、比較的ゆとりがある人がインタビューに応じる傾向が見られた。そのような課題は残るものの、2年間の調査を通じて外国人市民のニーズの把握がある程度進み、多文化共生を考える上で参考となる貴重な声を聞くことができたことの意義は大きいと考える。

2. 調査のまとめ

(1) 調査を通じて得られた視点

川崎市に住む外国人市民の様子は、およそ20年前の前回調査のときと比べると、かなり変化していた。その変化とは、ひとことで表せば外国人市民の「多様化」である。ただし、そこにはいくつもの異なる意味が含まれている。たとえば、出身国・地域がより多様になっていることが確認できる。また、渡日の経緯、在留資格、就労状況、家族・世帯の構成も様々である。それらと関連して、世帯収入に見られるような「暮らし向き」にも違いがある。その結果、ふだんの生活で困ると感じることも人により異なっている。したがって、外国人市民が抱える問題や必要とする支援を一括りで論じることはいできない。行政の施策を展開するには、外国人市民の多様性を捉えつつ、どのような人びとにどのような支援が必要なのかを検討していく必要がある。その際には、今回のような調査方法では把握が難しい、支援のニーズがあっても孤立している人たちの存在にも目を向ける必要がある。

(2) 「多様性」の内容と日本社会の課題とのつながり

外国人市民の「多様化」のうち、われわれ調査チームが特に注目したのは、暮らし向きに関する「二極化」である。これは日本の産業構造の変化とも結びついている。専門的知識を生かして正社員として働き、経済的に比較的安定した層がある一方、ひとり親家庭をはじめ、貧困状態に置かれている世帯もある。このような二極化は、性別や出身国による違いと重なる部分も大きい。そして、経済的に不安定な世帯では、社会保障制度による支えが乏しく、貧困が次世代に連鎖していることがうかがえた。雇用の非正規化と子どもの貧困は、日本社会全体の課題でもある。しかし、それが外国人市民という立場と合わさったときに、より厳しい状況を生みだしたり、深刻化したりする。2年目のインタビュー調査では、特にこの点が明らかになった。

(3) 制度へのアクセスの課題

厳しい状況にある世帯を支援する上で、一つの鍵となるのは制度へのアクセスである。たとえば、ひとり親家庭を支援するための様々な制度や事業が存在する。しかし、それらは必ずしも外国人市民向けにつくられているわけではない。制度や事業の運用方法を見直し、外国人市民が使いやすいものにしていくことが求められる。

一方、川崎市居住支援制度のように、当初から外国人市民のことも念頭につくられていないが、十分に知られていないものもある。必要とする人に情報を届け、アクセスを向上させることが課題である。

さらに、既存の制度が自立した社会生活を送る上での壁になっている場合がある。たとえば、保育所の入所条件を満たせないために、子育てと就労の両立が難しい女性たちがいる。これは、子育て支援と女性の社会参加を進める取り組みがうまく連動していないことから生じている課題で、外国人ゆえの就職の難しさと重なるときには問題が一層大きくなっていく。

（４）支援者とのつながり、場の重要性

インタビュー調査を通じて、支援者とのつながり、そして「場」の重要性についてもあらためて気づかされた。特に教会は、外国人市民の支援あるいはコミュニティ形成に大きな役割を果たしていた。生活相談ができる場所、同国人と集まることができる場所は、精神的な支えを得るきっかけともなる。教会のほか、学習支援をおこなう拠点でも、やはり学習活動そのものにとどまらず、子どもの居場所、そして保護者が支援者につながるきっかけを提供していた。しかし、そうした「場」はまだ限られている。外国人市民への情報提供・相談を担い、同時に外国人市民にとっての活動拠点ともなりうるような「場」のニーズは大きいといえよう。

（５）多文化共生の実践に向けて

上述のように、外国人市民を対象とする調査から見てきた実態、特に経済的に厳しい世帯を取り巻く状況は、地域社会全体の課題と地続きになっている。課題の共通性を理解することは、「ともに生きる」実践へと向かう第一歩であろう。ところが、この数年間ではそれとは反対の方向をもつ排外主義が台頭している。本報告書を執筆する時期にも、在日コリアンが多く暮らす市の南部で、デモが行われた（2015年11月8日、2016年1月31日）。外国人をターゲットに暴言を浴びせるような行動は、それ自体が暴力的であるだけでなく、多文化共生を進める活動に取り組んできた市民の努力を踏みにじるものでもある。インタビューをした外国人市民のあいだから、日本でこんなことが起きるとは「ぞっとする」といった声も聞かれた*。

そのような行動はまた、地域社会の中で偏見・差別を助長しかねないものであり、われわれとしても強く憂慮するところである。一人ひとりの人権が尊重され、守られるためにも川崎市として適切な対応をとっていくことが望まれる。

今回の調査で明らかになった、一部で当たり前のように起きている入居差別についても、外国人ならば異なる扱いをしてもよいという考え方が背景にある。子ども、若者世代への影響はとくに懸念される。外国につながる子どもへの支援のニーズが軽視されるようでは、貧困を経験している子どもたちが一層周辺化されてしまうだろう。

川崎市では、ともに生きる地域社会の構成員として認められていることを象徴的に示す意味で「外国人市民」という用語が使われてきた。また、「国際施策推進プラン」（2015年策定）や「多文化共生社会推進指針」（2015年改定）では、国籍や民族・文化的な背景が多数者の日本人とは異なる人びとが、それぞれの能力を発揮できるような、多様性を生かしたまちづくりが目標とされている。しかし、現状では、生活上の困難を抱えている人びとはもちろん、専門的な職種についている人びとの場合でも、十分に活躍できる環境は整っていない。外国人市民が文字どおり自立した市民として活動できるようにするため、地域参加、市政参加を促すとともに、市民としての諸権利をたしかなものとするのが求められる。

* ただし、今回のインタビュー調査は2015年6月～8月末にかけて実施されたものであり、先に触れたデモなど昨今の状況を踏まえた声が十分に聞き取れたわけではない。このことは本調査が残す大きな課題である。市は、国とも連携協力しながら、人権侵害や差別などの実態の把握に努めるべきである。

3. 課題と求められる取り組み、視点

以下では、2年間の調査から見てきたことを踏まえ、主な課題についてあらためて整理し、求められる取り組みとその視点あるいは留意すべき点を記すことにする。

①通訳・翻訳体制の整備

- ・通訳・翻訳に関するニーズは多分野にわたっている。行政機関が行政サービスに関して必要とする通訳・翻訳にとどまらず、市民が利用できるものという視点も求められる。
- ・通訳は一般的なものから、専門通訳まで、幅広いニーズがある。(たとえば地域内でのコミュニティ通訳の需要がある。)
- ・通訳のニーズはその多少はあるとはいえ、全市的に見られるものであり、体制整備も全市的な視点で検討される必要がある。
- ・質を確保するためには通訳・翻訳者の待遇改善も課題である。

②相談体制の拡充

- ・多言語に対応した相談体制の整備が求められる。たとえばポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語などの話者に、日本語と英語のみの相談体制では対応できない場合が少なくない。
- ・区役所での外国人登録事務がなくなったことにより、外国人市民にとって、区役所の窓口が以前と比べてわかりにくくなっている場合がある。利用しやすい窓口が求められる。
- ・行政手続きだけではなく、生活相談にも対応できること、そして支援が必要な場合に関係機関につなげることができるような体制が必要である。

③情報の多言語化

- ・情報の多言語化は、日本語を母語とするパートナーに依存しがちな人や、地域社会とのつながりに乏しい人たちの自立を助ける上で有用である。
- ・マイノリティ言語での情報発信に取り組むとともに、やさしい日本語による情報提供を進めていくことが課題である。
- ・言語に関する受け手のニーズは多様である。ルビふりが役に立つ人もいれば、文字が小さくて読めないという人もいる。インターネットよりも紙媒体で情報が欲しい人もいる。また、日本語能力が高い人でも、行政サービス・制度についての情報が伝わっているとは限らない。
- ・情報を多言語で出すだけでなく、それをわかりやすく説明できる人がいることが重要である。
- ・外国語への翻訳の場合、すべて置き換えるのではなく、日本語での用語を含めるなどの工夫が必要である。
- ・公共の場所や交通機関などで、日本語のみの案内しかない場合がある。少なくとも英語や中国語による案内ができるようにする必要がある。

④地域の子育て環境の充実

- ・子育て情報・制度へのアクセスの向上が課題である。日本人の保護者を前提とした情報提供では、外国人市民にとってわかりにくいことが多い。
- ・利用できる制度の情報が伝わっていない。たとえば、出産育児一時金の制度が知られていないために、申請に至らない場合がある。
- ・保護者の孤立を防ぐためのネットワークづくりが課題である。外国人保護者のネットワーク、保育所・幼稚園や学校での保護者同士のつながり、職場や地域での子育て経験者とのつながりなどがある。識字・日本語教室は、そうしたネットワークを広げる役割をしている。行政にも、ネットワークづくりを後押しするような施策が求められる。

- ・保育所の入所基準を満たさないために、子どもを預けることができないという問題が大きい。子育て支援施策の中で、外国人市民の状況を考慮した取り組みが求められる。

⑤ひとり親家庭への支援

- ・経済状況、母親の就労の問題、子どもの生活状況、学習状況などが相互に関連しあっている。子どもと保護者の双方を視野に入れた取り組みが望まれる。支援者あるいは支援の場とつながること、相談相手がいることが重要である。
- ・保護者には、より安定した就労につながるように、日本語の習得や資格の取得に関する支援が有効であろう。

⑥学校内外での学習支援

- ・日本語を母語としない子どもたちに対して、日本語指導等協力者の派遣は重要な役割を果たしている。しかしながら、支援が必要な子どもに派遣されていない、派遣期間が短いなどの課題が浮かび上がっており、さらなる取り組みの充実が望まれる。
- ・日本語の能力が十分ではない子どもたちは、学習上の困難も同時に抱えている。学習権の保障という観点から、子どもたちの学習支援についても積極的に取り組む姿勢が求められている。
- ・日本語支援も学習支援も学校の中だけで対応するには限界があり、NPO や社会福祉法人、市民活動団体といった学校外での支援活動とも連携・協力することが重要であり、有効でもある。ただし、現状では日本語支援や学習支援のニーズに対して、そうした支援活動は不足している。したがって、行政には支援活動を後押しするための取り組みも求められる。
- ・低学力という問題は、そのまま貧困という問題にも容易に転化し、さらに貧困の連鎖を生みだすこととなる。日本語支援、学習支援の必要性は、貧困とその連鎖を生みださないための取り組みという視点でも理解されることが重要である。

⑦高齢者への支援（高齢化への対応）

- ・年金未加入などにより、老後の生活が不安定な外国人市民が今後一層増えていくと見込まれる。
- ・医療通訳や文化的背景の違いに配慮した介護サービスのニーズも増大するため、医療通訳者の育成や、異なる文化に精通した介護職員を増やしていくことが課題である。
- ・高齢者福祉に関する施策を進める上で、外国人高齢者には行政の制度に関する情報が届きにくく、各種の申請手続きを一人で行うのも難しいことを考慮する必要がある。

⑧就労・労働環境

- ・非正規あるいは派遣労働者として働く外国人市民の場合、雇用関係において不利な立場に置かれ、労災や休暇のことで雇用主と交渉するのも難しい。
- ・専門的な職業についている人でも雇用が不安定であったり、転職が難しかったりする。また、長時間労働が当たり前という日本の企業では、仕事と子育ての両立が難しい。
- ・市として、県の労働センターの相談窓口や厚生労働省が開設している「外国人労働者相談ダイヤル」、ハローワークの外国人雇用サービスコーナーの利用を促すほか、支援団体等とも連携し、相談機能の向上を図ることが望まれる。また、企業に対しては、「かわさきコンパクト」で掲げているとおり、すべての働く人を大切にする職場をつくるため、外国人市民の就職や労働条件においても差別をせず、人権を尊重するよう、啓発に取り組む必要がある。
- ・外国人市民の経済的自立を促すためにも、就労支援の取り組みは重要である。たとえば、厚生労働省による「外国人就労・定着支援研修」が川崎市内でも実施されているが、支援を必要とする人がこうしたプログラムを利用できるようにすることが重要である。

⑨差別・人権

- ・入居差別をはじめとして、外国人市民が差別を受ける事例がみられる。個別の具体的な事案について、対応できるような体制づくりが課題である。
- ・市は「人権かわさきイニシアチブ」にのっとり、一人ひとりの人権を尊重し、市民の平穏な生活を守るという明確な姿勢を表明することが重要であろう。

以上

(調査チーム一同)

参 考 資 料

1 インタビュー時の同意書／説明事項

2015^{ねん}年^{がつ}月^{にち}日
yyyy / mm / dd

かわさきしちょう
川崎市長
ふくだ のりひこ きま
福田 紀彦 様
Kawasaki Mayor
Norihiko FUKUDA

どう い しょ
同 意 書

Consent for Participation in Interview Research

わたし かわさきしがいきじんしみんいしきじつたいちようさ いんたびゅーちようさ
私は「川崎市外国人市民意識実態調査（インタビュー調査）」についての
せつめい う ないよう りかい うえ ちようさ きようりよく どうい
説明を受け、内容を理解した上で、調査に協力することに同意いたします。

I understand the explanation provided to me of the “Survey of Foreign Residents Living in Kawasaki (Interview Research)” and I voluntarily agree to participate in this research.

し めい
氏 名
Name _____

かわさきしがいきじんしみんいしきじつたいちようさ いんたびゅーちようさ じつし
「川崎市外国人市民意識実態調査（インタビュー調査）」の実施にあたり、
ちようさ せつめい じようき どうい え
調査の説明をおこない、上記のとおり同意を得ました。

I explained the “Survey of Foreign Residents Living in Kawasaki (Interview Research)” to the interviewee, and have obtained her/his agreement as above.

めんせついいんしめい
面接委員氏名
Interviewer Name _____

かわさきしがいいくじんしみんいしきじつたいちようさ いんたびゅーちようさ
川崎市外国人市民意識実態調査（インタビュー調査）

ちようさ せつめいじこう
調査にあたっての説明事項

Survey of Foreign Residents Living in Kawasaki (Interview Research)
Explanation Concerning this Interview Research

1. もくてき ないよう
1. 目的と内容

Purpose and Content

- ・ 川崎市に住む外国人市民のみなさんの生活実態とニーズを把握し、意見・要望をうかがって、市の施策に生かすために実施します。
This research aims to understand the actual situations, needs, and opinions of foreign residents of Kawasaki, in order to improve the city's policies.
- ・ 60人程度の外国人市民の方にご協力いただく予定です。
You will be one of approximately 60 people being interviewed for this research.

2. ほうほう
2. 方法

Method

- ・ インタビュー形式で、時間は約60～90分間を予定しています。
This is an in-person interview, and it should last about 60 to 90 minutes.
- ・ 答えたくない質問には、無理に回答する必要はありません。
You need not answer any question that makes you feel uncomfortable.

3. めんせつでーたのとりあつかい
3. 面接データの取り扱い

Management of the interview data

- ・ インタビュー内容を記録するためにメモをとります。
We will take notes during the interview.
- ・ また、インタビュー内容を正確に記録するため、許可をいただけるならば録音いたします。
With your permission, we would also like to audiotape your interview in order to accurately record the answers you provide.
- ・ 面接データ（メモと録音）の管理には十分に注意し、調査のあと一定期間が過ぎたら廃棄します。
The interview data (notes and audio recording) will be carefully managed, and they will be destroyed upon the expiration of the prescribed preservation period.
- ・ 報告書を作成するため、面接データをもとに内容をまとめた面接記録を作成します。
とらんすくりぷと（テープ起こし）を作成する場合があります。これらの文書にお名前は記しません。
In order to write a research report, we will create an Interview Record summarizing your interview based on our notes and audio recording. We may also create a transcript. These documents will not contain your name.

- ・面接記録およびトランスクリプトを見ることができるのは、調査結果の分析をおこなうメンバーのみです。

Access to the transcript and Interview Record is limited to members of the research project team who are directly involved in the analysis of the research results.

4. 調査結果の公表と個人情報保護

Publication of results and the protection of privacy and confidentiality

- ・2016年3月（予定）に報告書を刊行します。市のホームページにも掲載します（ただし日本語）。

A report of this research (in Japanese) is expected to be released in March 2016 and will be available on the Kawasaki City website.

- ・報告書の中で、面接で話された内容の一部を紹介する場合は、個人が特定できないように配慮します。

※お名前が公開されることは絶対にありません。また、たとえばご本人の居住区、国籍・地域、性別、年代をすべて載せると、個人が特定される恐れが大きい場合には、一部のみ掲載します。

If any part of your interview data is cited in the report, we will make sure that your identity is not disclosed.

NOTE: Your will never be identified by name in the report. In addition, if there is a significant risk that the publication of the ward you reside in, your nationality, sex, and age bracket, might lead to your identification, we shall reveal only selected items so that your anonymity is preserved.

5. この調査への協力に同意しない場合も不利益を受けることはありません。

You will suffer no disadvantage if you do not agree to participate in this study.

6. この調査の途中で、同意を取り消すこともできます。

You may withdraw this consent at any time during the interview.

◎調査に関する問い合わせ先：

For further information, please contact:

川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室

The Human Rights and Gender Equality Office, Citizens and Children's Affairs Bureau, Kawasaki City Office

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki City 210-8577

Tel: 044-200-2359 Fax: 044-200-3914 E-mail: 25gaikok@city.kawasaki.jp

2 外国人市民に関する統計資料

- 国籍・地域の表記および区分については、法務省の在留外国人統計に基づいた。
- 統計資料の数値は、2015 年 12 月末日現在のものである。

国籍・地域別 外国人住民人口

国籍・地域	人口	(%)
アジア	29,022	(88.0)
中国	11,322	(34.3)
韓国・朝鮮	7,822	(23.7)
フィリピン	3,849	(11.7)
ベトナム	1,733	(5.3)
台湾	863	(2.6)
インド	814	(2.5)
ネパール	692	(2.1)
その他アジア	1,927	(5.8)
ヨーロッパ	1,143	(3.5)
アフリカ	221	(0.7)
北米	989	(3.0)
南米	1,376	(4.2)
ブラジル	726	(2.2)
その他南米	650	(2.0)
オセアニア	180	(0.5)
無国籍	13	(0.0)
空欄*	31	(0.1)
市全体	32,975	(100.0)

*：出生による経過滞在者等。

区別・主な国籍・地域別 外国人住民人口

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	市全体
中国	4,416	1,620	1,396	1,259	763	1,196	672	11,322
韓国・朝鮮	3,547	903	925	815	606	623	403	7,822
フィリピン	1,486	452	415	566	341	449	140	3,849
ベトナム	694	146	203	241	156	171	122	1,733
台湾	244	109	146	126	88	88	62	863
インド	390	160	83	60	44	41	36	814
米国	72	61	153	133	106	133	100	758
ブラジル	420	43	44	64	62	68	25	726
ネパール	188	65	202	102	15	103	17	692
タイ	216	64	87	76	42	50	39	574
他の国籍	811	393	585	584	543	517	389	3,822
合計 (%)	12,484 (37.9)	4,016 (12.2)	4,239 (12.9)	4,026 (12.2)	2,766 (8.4)	3,439 (10.4)	2,005 (6.1)	32,975 (100.0)

区別・男女別 外国人住民人口

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	市全体 (%)
男	5,579	1,820	2,058	1,938	1,287	1,688	1,020	15,390 (46.7)
女	6,905	2,196	2,181	2,088	1,479	1,751	985	17,585 (53.3)

平成 27（2015）年度
外国人市民意識実態調査（インタビュー調査） 報告書

平成 28（2016）年 3 月

川崎市 市民・こども局人権・男女共同参画室
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2
川崎フロンティアビル 9 階
電話 （044）200-2359（直通）